

第3次岩出市 長期総合計画 後期基本計画

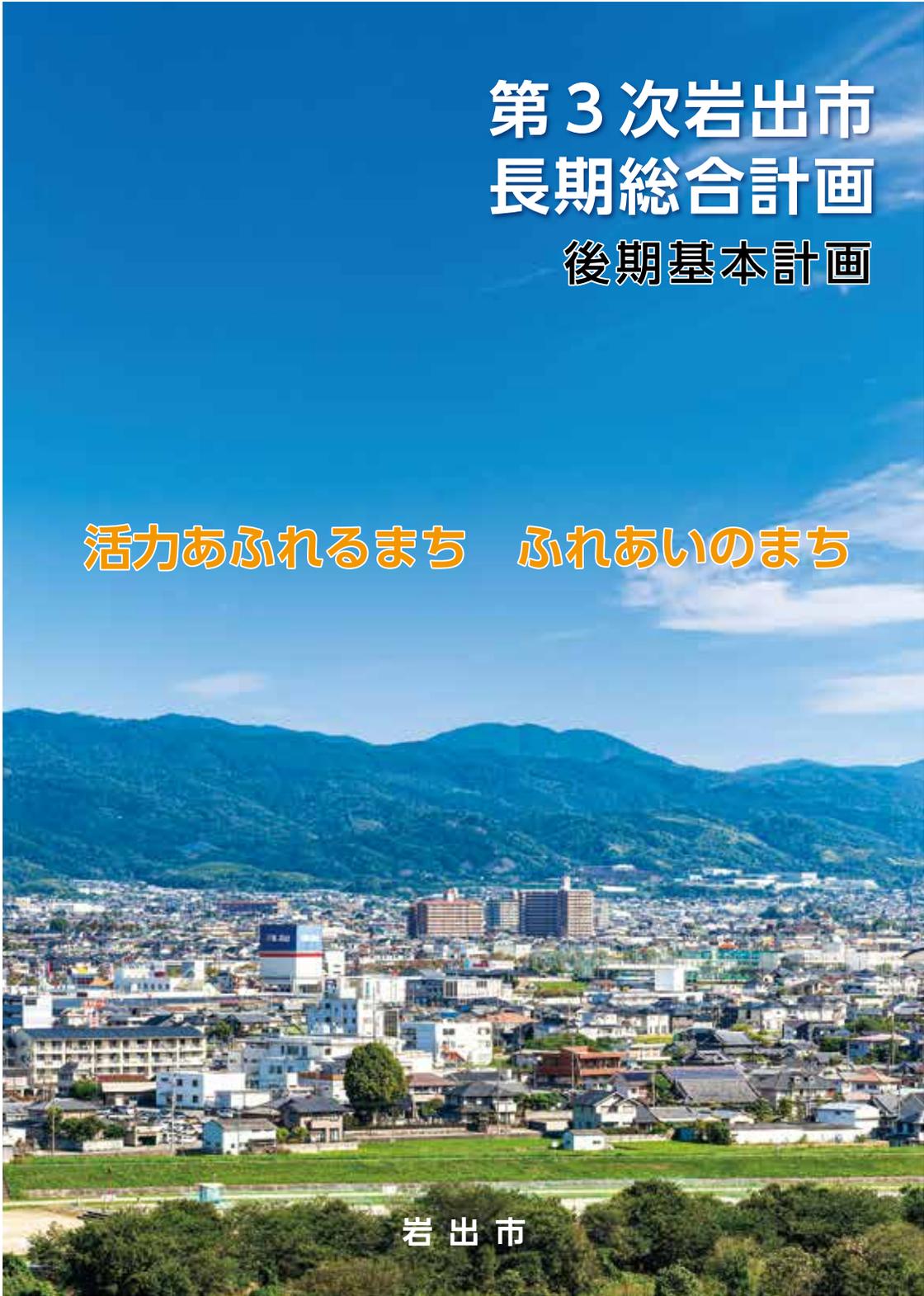
活力あふれるまち ふれあいのまち

岩出市

第3次岩出市 長期総合計画 後期基本計画

活力あふれるまち ふれあいのまち

岩出市



『活力あふれるまち ふれあいのまち』 の実現を目指して

岩出市は、平成18年4月1日に単独での市制施行により誕生し、市にふさわしいまちづくりを念頭に、都市基盤整備、人口減少対策などの諸課題に取り組み、令和8年には、市制施行20年目の記念すべき年を迎えました。

この度策定した「第3次岩出市長期総合計画（後期基本計画）」は、令和7年度の前期基本計画の期間満了に伴い、長期総合計画に掲げる10年（令和3年度～令和12年度）の基本構想に基づき、前期基本計画の5年（令和3年度～令和7年度）の期間における社会経済情勢の変化を踏まえ、岩出市の今後5年間（令和8年度～令和12年度）を見据えたまちづくりの方向性を示したものです。

全国的に少子高齢化が進み、人口減少が重要な課題となっている中、微増ながら人口が増加し続けてきた本市も、人口減少に転じています。本計画により、ハード事業・ソフト事業のバランスのとれたこれまでのまちづくりの取組を着実に進めていくことに加え、新義真言宗総本山「根来寺」を中心とする根来地域など、本市の観光資源の魅力発信を強化するため、岩出駅前に観光案内所を新設するとともに、あらゆる手段を講じ、交流人口の増加による地域の活性化に取り組みます。

本計画の策定にあたっては、「市政懇談会」「市民意識調査」「パブリックコメント」など、多くの市民の皆様の意見を伺い、計画に反映させていただきました。

本市を取り巻く環境は、一段と厳しい状況にありますが、市民・地域・民間・行政等が連携し、「対話と協調」を基本理念に、将来像「活力あふれるまち ふれあいのまち」の実現を目指し、まちづくりを進めてまいりたいと考えておりますので、引き続き、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

最後に、本計画の策定にあたり、ご尽力いただきました長期総合計画審議会委員の皆様をはじめ、市政懇談会、市民意識調査やパブリックコメントなど、さまざまな機会を通じて、貴重なご意見をいただきました市民の皆様にご心より感謝申し上げます。



令和8年3月

岩出市長 中芝 正幸



序 論

第3次岩出市長期総合計画（後期基本計画）の概要 …… 2

- 後期基本計画策定の趣旨 ● 計画策定の視点 ● 計画の構成と期間
- 「SDGs」の推進

基本構想

基本構想 …… 6

- 基本理念 ● まちの将来像 ● まちづくり目標

まちの特性 …… 8

人口見通し …… 9

- 国・県の状況 ● 本市の状況 ● 将来目標人口

財政見通し …… 13

- 本市の財政運営 ● 各会計の状況 ● 普通会計の状況
- 基金と地方債の状況 ● 財政指標及び健全化判断比率

土地利用方針 …… 18

基本計画

第3次岩出市長期総合計画（後期基本計画）体系図 …… 20

第3期岩出市まち・ひと・しごと創生総合戦略 …… 22

- 第3期岩出市まち・ひと・しごと創生総合戦略策定の趣旨
- 評価・検証 ● 総合戦略の目標

第1章 住んでよかったと思えるまちづくり …… 23

- 1-1 生活基盤の安定したまち
 - 1-1-1 都市環境の整備 …… 24
 - 1-1-2 道路・橋梁の整備 …… 26
 - 1-1-3 公共交通の充実 …… 28
 - 1-1-4 上下水道の充実 …… 30
- 1-2 環境を守るまち
 - 1-2-1 自然環境の保全 …… 32
 - 1-2-2 生活環境の向上 …… 34

第2章 安全で安心して暮らせるまちづくり …… 37

- 2-1 災害に強いまち
 - 2-1-1 地域防災の推進 …… 38
 - 2-1-2 防災・減災基盤の充実 …… 40
 - 2-1-3 火災予防の推進 …… 42
- 2-2 安心して暮らせるまち
 - 2-2-1 交通安全対策と防犯環境の充実 …… 44
 - 2-2-2 安全な消費生活の推進 …… 46
 - 2-2-3 支え合いのまちづくり …… 48

第3章 笑顔あふれるまちづくり …… 51

- 3-1 心豊かな人が育つまち
 - 3-1-1 学校環境の充実 …… 52
 - 3-1-2 個別最適・協働的な学びの実現 …… 54
 - 3-1-3 青少年健全育成の推進 …… 56
 - 3-1-4 文化・芸術活動の推進 …… 58

基本計画

3-1-5	生涯学習の充実	60
3-1-6	生涯スポーツの推進	62
3-2	共生社会を実現するまち	
3-2-1	人権尊重の推進	64
3-2-2	多文化共生・ジェンダー平等の推進	66
第4章	元気で健康なまちづくり	69
4-1	いきいきと健康に暮らせるまち	
4-1-1	健康づくりの推進	70
4-1-2	高齢者福祉の充実	72
4-1-3	障害者福祉の充実	74
4-1-4	医療保険・医療体制の充実	76
4-1-5	介護予防・介護サービスの充実	78
4-1-6	生活困窮者への支援	80
4-2	産み育てることのできるまち	
4-2-1	子育て支援の推進	82
4-2-2	幼児教育・保育環境の充実	84
第5章	にぎわいと輝きのあるまちづくり	87
5-1	にぎわいのあるまち	
5-1-1	農林業の振興	88
5-1-2	商工業の振興	90
5-1-3	観光の振興	92
5-2	歴史を守り文化をつなぐまち	
5-2-1	文化遺産の保護・活用	94
5-2-2	歴史・伝統文化の振興	96
	将来を見据えた持続可能な行財政運営	99
行-1	開かれた市政	
行-1-1	市民参加のまちづくりと広報・広聴活動の充実	100
行-2	適正な行財政運営	
行-2-1	効率・効果的な行政運営・DXの推進	102
行-2-2	健全財政の堅持と適正な財政運営	104

資料編

各施設等の所在位置図等	108
●主要幹線道路図	
●下水道計画図（汚水）	
●学校所在位置図	
●文化・スポーツ施設所在位置図	
●保育・子育て支援関係施設等所在位置図	
用語解説	113
岩出市長期総合計画（後期基本計画）策定体制図	118
岩出市長期総合計画審議会条例	119
岩出市長期総合計画審議会委員名簿	120
岩出市長期総合計画策定本部設置要綱	121
岩出市長期総合計画（後期基本計画）策定の経過	122
諮問・答申	123

序 論

第3次岩出市長期総合計画(後期基本計画)の概要

- 後期基本計画策定の趣旨
- 計画策定の視点
- 計画の構成と期間
- [SDGs]の推進

第3次岩出市長期総合計画（後期基本計画）の概要

○後期基本計画策定の趣旨

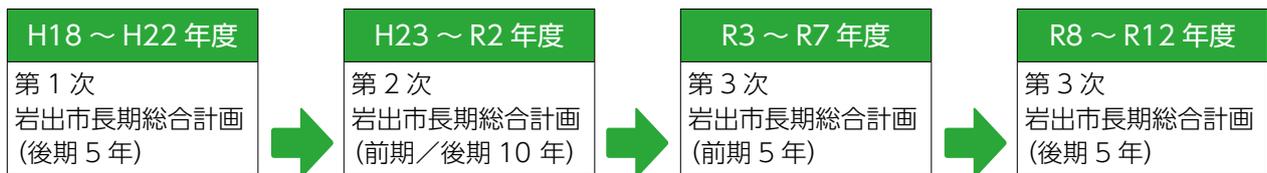
岩出市では、目標年次を令和12年度とする「第3次岩出市長期総合計画」を策定し、「対話と協調」を基本理念に、将来像『活力あふれるまち ふれあいのまち』の実現に向け、各施策を推進してきましたが、令和7年度をもって、前期基本計画の計画期間が終了しました。

この間、我が国では、人口減少社会及び少子高齢化社会の進展、大規模自然災害の発生、脱炭素化への動きの加速に加え、新型コロナウイルス感染症の影響と日常生活の変化、原油価格や物価の高騰、デジタルトランスフォーメーション（DX）の推進など、社会経済情勢が大きく変化しています。

このような時代背景の中、本市のまちづくりを進めていく上で、今後5年間の指針となる計画として、後期基本計画を策定しました。

この後期基本計画は、「第3次岩出市長期総合計画」の基本構想である5つのまちづくり大綱と行政運営の指針となる「将来を見据えた持続可能な行財政運営」のもと、前期基本計画の実効性の検証と「市政懇談会」や「まちづくりアンケート」など、市民や地域の意見等を踏まえ、基本計画の見直しを行ったものです。

これまでの長期総合計画の流れ



○計画策定の視点

長期総合計画を市の最上位の計画と位置づけ、市の将来像となる「活力あふれるまち ふれあいのまち」の実現に向け、施策を推進していくうえで、以下の5つの視点を重点に計画策定に取り組みます。

1) 市民ニーズの反映

「岩出市長期総合計画審議会条例」に基づく審議会をはじめ、市政懇談会、計画策定時の市民意識調査やパブリックコメントなど、市民ニーズの把握に努め、その内容や方向性を検証します。

2) 時代等変化への対応

社会情勢の変化や国・県の政策・制度の動向に注視するとともに、柔軟に対応できるよう、5つの「まちづくり大綱」を軸に、各施策の進むべき方向性を示します。

3) 実現性と実効性

長期総合計画に関する各事業に対し、事業計画書を作成し、四半期ごとのヒアリングを通じ、事業のPDCAや進捗管理の体制を整備し、事業の実施レベルを高めるための取組を進めます。

4) 分野別計画との連携

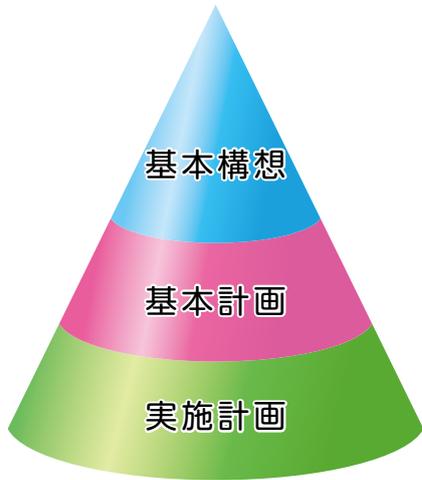
長期総合計画は、市の最上位の計画として統括的な役割を担うことから、各分野別計画における取組や方向性との連携を図ります。

5) 総合戦略との連携

岩出市総合戦略の関連事業を長期総合計画との一元管理で進めるために、第3次岩出市長期総合計画（前期基本計画）から総合戦略との一本化を図り、総合戦略を包括した総合計画として策定しています。

○計画の構成と期間

1) 構成



【基本構想】

まちの将来像を市民・民間・団体・行政がともに目標とし、実現に向け取り組んでいくための基本的な指針と施策の大綱を示します。

【基本計画】

基本構想を実現するため、各分野にわたる基本的な方向と施策体系を示すとともに、総合戦略における基本戦略と施策の位置付けを行います。

【実施計画】

基本計画に掲げた施策を計画的に実施するため、事務事業の内容をチェックできる事業計画書を作成し、毎年四半期ごとにPDCAによる事業管理とローリング方式による計画見直しを行います。

2) 計画期間

基本構想 令和3年度～令和12年度までの10年

基本計画 令和3年度から前期基本計画5年、令和8年度から後期基本計画5年

実施計画 1年更新による3カ年のローリング方式

	令和3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度
基本構想	[Blue bar spanning from 令和3年度 to 12年度]									
基本計画	[Pink bar spanning from 令和3年度 to 7年度]					[Pink bar spanning from 8年度 to 12年度]				
実施計画	[Green bar 1 year]	[Green bar 1 year]	[Green bar 1 year]	[Green bar 1 year]	[Green bar 1 year]	[Green bar 1 year]	[Green bar 1 year]	[Green bar 1 year]	[Green bar 1 year]	[Green bar 1 year]

実施計画は、計画期間を3年間とし、ローリング方式により毎年度作成します。

○ 「SDGs」の推進

SDGsとは、平成27年(2015年)9月に国連サミットで採択された持続可能な世界を実現するための開発目標です。17の目標と169のターゲットから構成され、地球上の誰一人として取り残さないことを誓っています。

国は「誰一人取り残さない」社会を実現するためには、広くSDGsを浸透させる必要があることから、地方自治体においても、様々な計画にSDGsの要素を反映することを期待しています。

本市においても、基本計画の各基本施策にSDGsの目標を関連付け、施策を展開することでSDGsの推進を図ります。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



基本構想

基本構想

- 基本理念
- まちの将来像
- まちづくり目標

まちの特性

人口見通し

- 国・県の状況
- 本市の状況
- 将来目標人口

財政見通し

- 本市の財政運営
- 各会計の状況
- 普通会計の状況
- 基金と地方債の状況
- 財政指標及び健全化判断比率

土地利用方針

基本構想

○基本理念

本市では、紀北地域の核都市、大阪からの玄関都市（ゲートウェイシティ）としてふさわしい役割を果たすため、これまで都市基盤整備の充実を図るとともに、自然環境の保全や歴史・文化の伝統継承など、市が保有する財産を守り、後世に引き継いでいくための施策に取り組み、特色を活かしたまちづくりを進めてまいりました。

しかし、社会経済情勢や国の動向などが急速に変化し、市を取り巻く環境がますます厳しい状況となっている中で、計画的に施策を進めるためには、市民と行政が力を合わせ、協働のまちづくりを進めていくことが重要となります。

引き続き、市民一人ひとりが住んでよかったと思えるまちづくりを進めるにあたり

1. 「市民の立場・目線でのあたたかなまちづくり」
1. 「市民が参加するひらかれたまちづくり」
1. 「公正・平等で信頼されるまちづくり」

をテーマに、市民・地域との「対話と協調」を本市のまちづくり理念として、まちづくりを進めます。

基本理念「対話と協調」

1. 「市民の立場・目線でのあたたかなまちづくり」
 1. 「市民が参加するひらかれたまちづくり」
 1. 「公正・平等で信頼されるまちづくり」

○まちの将来像

豊かな穀倉地帯として農業を基盤に発展してきた本市ですが、和歌山市・大阪都市圏の郊外都市となる立地環境の中、継続的な人口増加が進み、平成 18 年度には単独での市制施行ができるまで発展し、和歌山県下はもとより、全国的にも高齢化率の低い若いまちとして、活力に満ちたまちづくりを進めてまいりました。

しかし、全国的に少子高齢化による人口減少が大きな課題となる中、本市においても例外ではなく、徐々に高齢化が進み、ついに人口減少へと転じました。

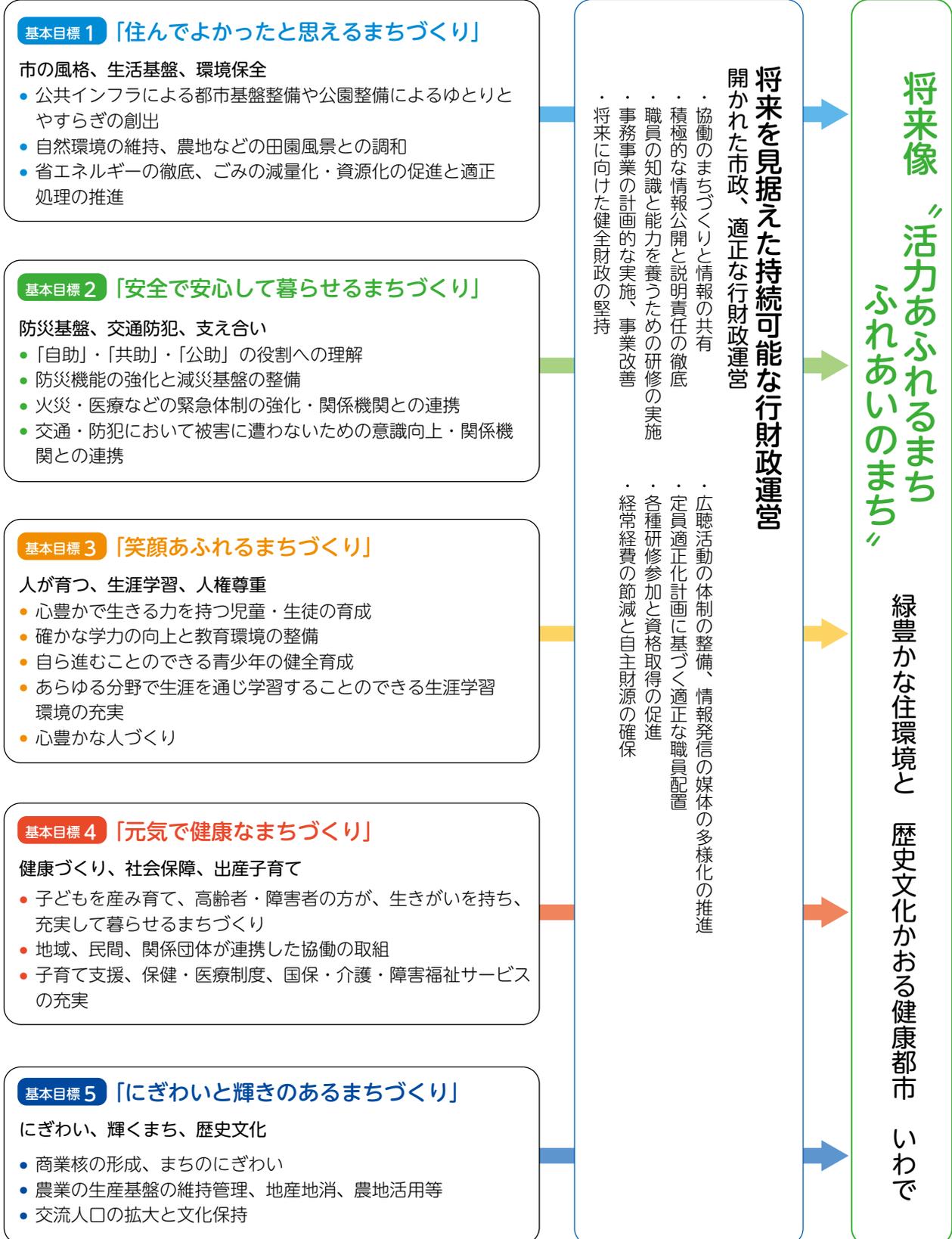
本市では、人口減少を抑制する取組を進めるとともに、市民一人ひとりが、それぞれのステージで活躍し、地域で協力し、支え合い、すべての市民の人権が尊重され、笑顔で安心して健康に暮らせるまちの実現を目指し、将来像の実現に向けたまちづくりを進めます。

将来像“活力あふれるまち ふれあいのまち”

緑豊かな住環境と歴史文化かおる健康都市 いわで

〇まちづくり目標

第3次岩出市長期総合計画では、施策の方向性や目的を確立し、体系図に沿った取組検証を行うために、分野別に5つのまちづくり大綱を掲げ、市の将来像となる「活力あふれるまち ふれあいのまち」の実現に向け、将来を見据えた持続可能な行財政運営のもと、5つのまちづくり大綱を基本目標に、各施策体系に沿ったまちづくりを進めています。



まちの特性

本市は、和歌山市の中心部から東に約 15 km、関西国際空港から約 30km、大阪都心部から 50 km 圏内と和歌山県北部の交通の要衝に位置し、市域面積は、東西に約 5.7 km、南北に約 8.8 km の 38.51 km²で、市内の移動に負担の少ないコンパクトなまちとなります。

地勢は、市の北部に緑豊かな和泉山脈が東西に連なり、南部には大台ヶ原を水源とする清流紀の川が東西に流れています。

気候は、瀬戸内式気候に類似し、温暖で年間降水量も少なく比較的穏やかな気候に恵まれ、平野部は、緑豊かな自然や田園風景広がる自然と調和したまちではありますが、近年では、これまでの人口増加に加え、世帯分離や住民異動などの影響により、宅地開発が進み、農地は減少傾向にあります。

交通面では、国際拠点空港となる関西国際空港に近く、大阪方面には市の中心部を南北に県道泉佐野岩出線、和歌山市方面には東西に走る国道 24 号の主要幹線道路に加え、京奈和自動車道紀北西道路（岩出根来 IC ～和歌山 JCT）の開通により、広域交通の利便性も飛躍的に向上しています。また、平成 30 年 7 月の新しい「岩出橋」の開通や県道泉佐野岩出線等の 4 車線化により市内の交通渋滞は緩和されています。



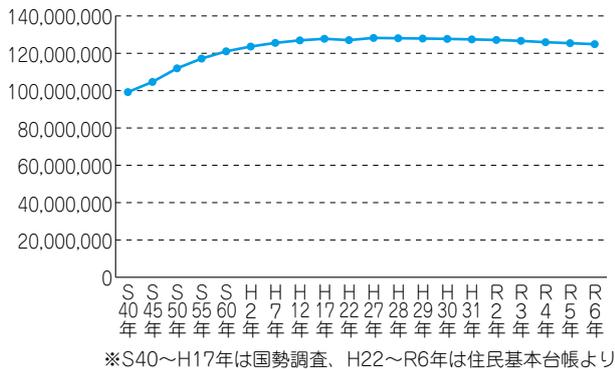
人口見通し

○国・県の状況

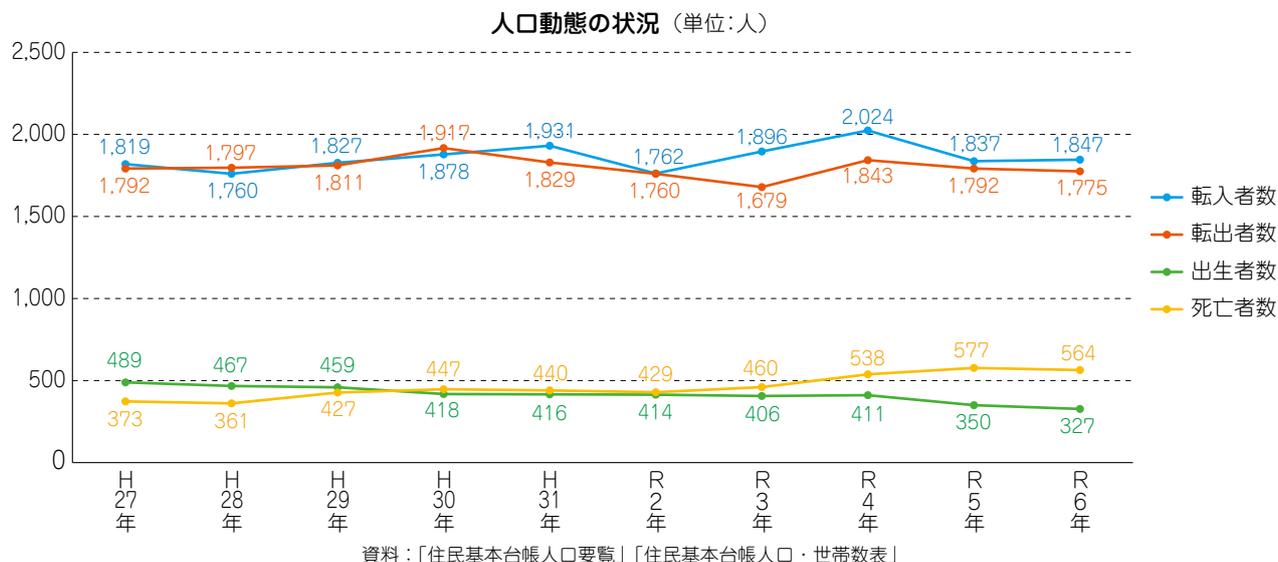
我が国の人口は、平成 17 年の国勢調査まで増加推移していましたが、それ以降、微動な増減を繰り返し、令和 6 年 1 月 1 日時点の住民基本台帳人口では、1 億 2,488 万 5,175 人となり、平成 17 年の国勢調査人口 1 億 2,776 万 7,994 人と比較し、288 万 2,819 人の 2.3%の減となっています。

一方、和歌山県では、昭和 60 年の国勢調査をピークに人口が減少に転じ、令和 6 年 1 月 1 日時点の住民基本台帳人口では、91 万 3,297 人となり、昭和 60 年の国勢調査人口 108 万 7,206 人と比較し、17 万 3,909 人の 16.0%の減となっています。

国の人口推移 (単位:人)



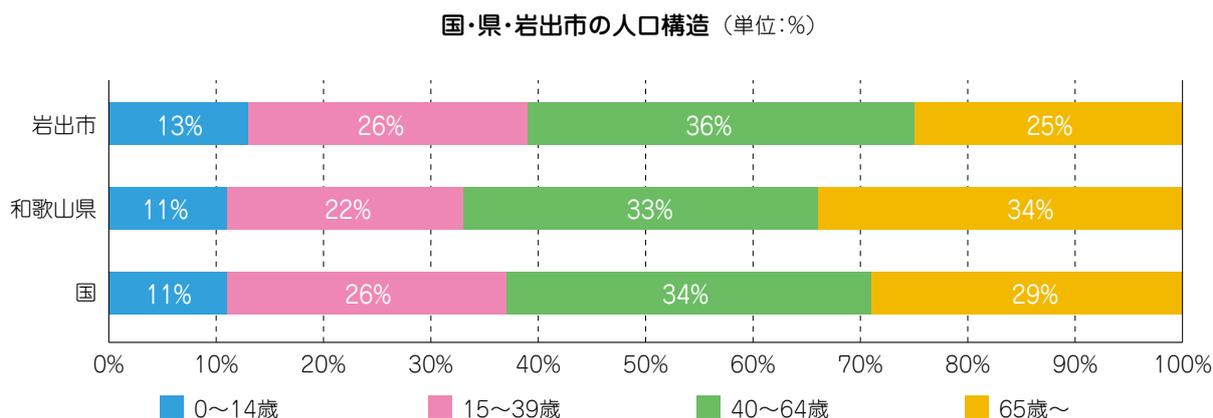
また、自然動態については、少子高齢化の進展により、平成 30 年から死亡が出生を上回る状況となっておりますが、令和 4 年から死亡が大きく増加、令和 5 年から出生が大きく減少し、自然動態による人口減少が進行しています。



令和 6 年 1 月 1 日データの人口構造の割合を見ると、0～14 歳の年少人口は、国 11%、県 11% に対し、本市が 13%、15～64 歳の生産年齢人口については、国 60%、県 55% に対し、本市が 62%、65 歳以上の老年人口については、国 29%、県 34% に対し、本市が 25% となっています。

人口構造としては、少子化の影響を受ける年少人口が、国・県より少し高めめの 13% となっていますが、国・県と比較し、ほぼ同レベルで少子化の影響を受けていると言えます。

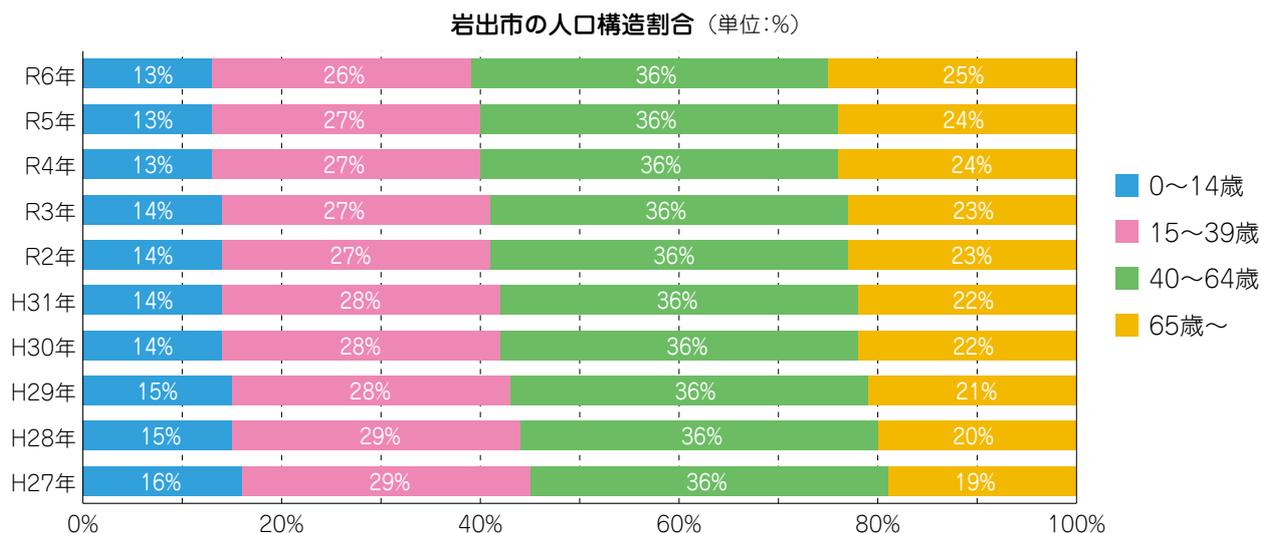
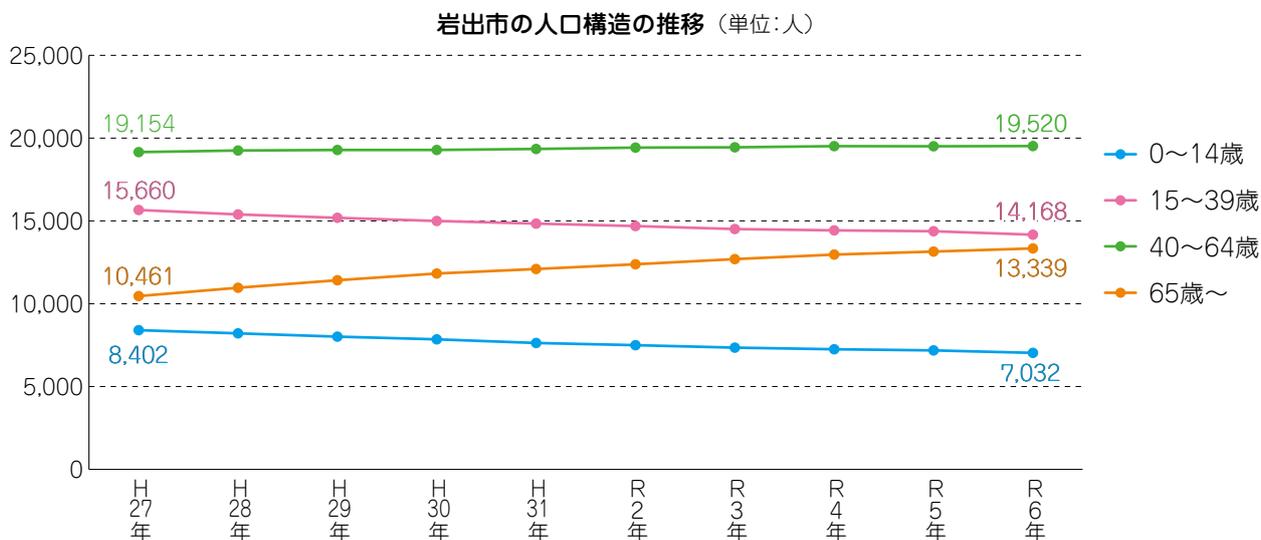
また、高齢化の影響を受ける老年人口については、現状では国・県よりも高齢者の割合が低くなっていますが、年々割合が増加しています。また、生産年齢人口における 40～64 歳の割合が、国・県より高いことから、今後の高齢化への影響が予測されます。



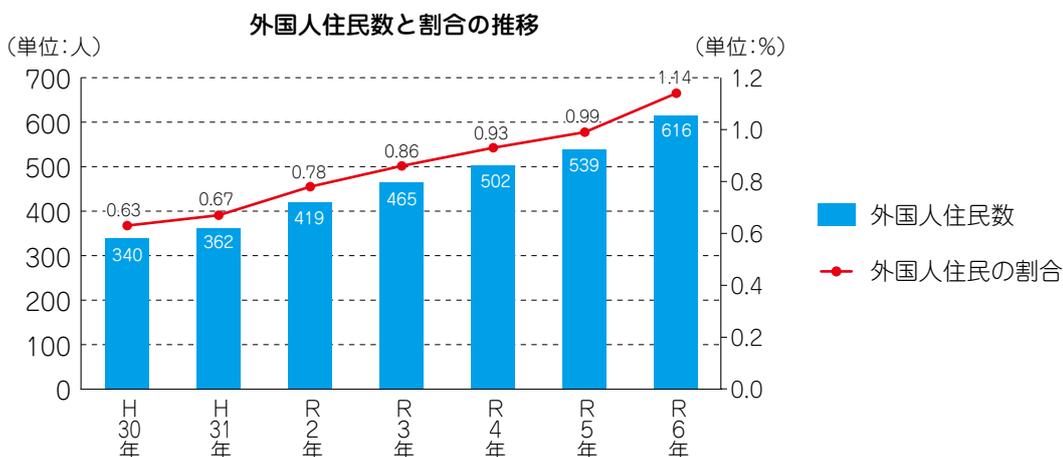
これまでの本市の人口構造の推移を見ますと、0～14 歳の年少人口が年々減少、65 歳以上人口が年々増加し、平成 27 年から令和 6 年で 0～14 歳が 1,370 人の減、65 歳以上が 2,878 人の増となっています。

15～64 歳の生産年齢人口については、平成 21 年度に 15～39 歳と 40～64 歳の人口が逆転し、現在も 40～64 歳が 15～39 歳を大きく上回っています。

また、本市の人口構造の割合については、平成27年では、0～14歳が16%、15～39歳が29%、40～64歳が36%、65歳以上が19%に対し、令和6年では、0～14歳が13%、15～39歳が26%、40～64歳が36%、65歳以上が25%となり、40歳未満の人口割合が45%から39%と減少しており、少子高齢化の影響により人口構造は継続して大きく変化しています。



外国人住民数については年々増加しており、令和6年1月1日時点の住民基本台帳人口では616人と本市の人口に占める割合は1.14%となっています。

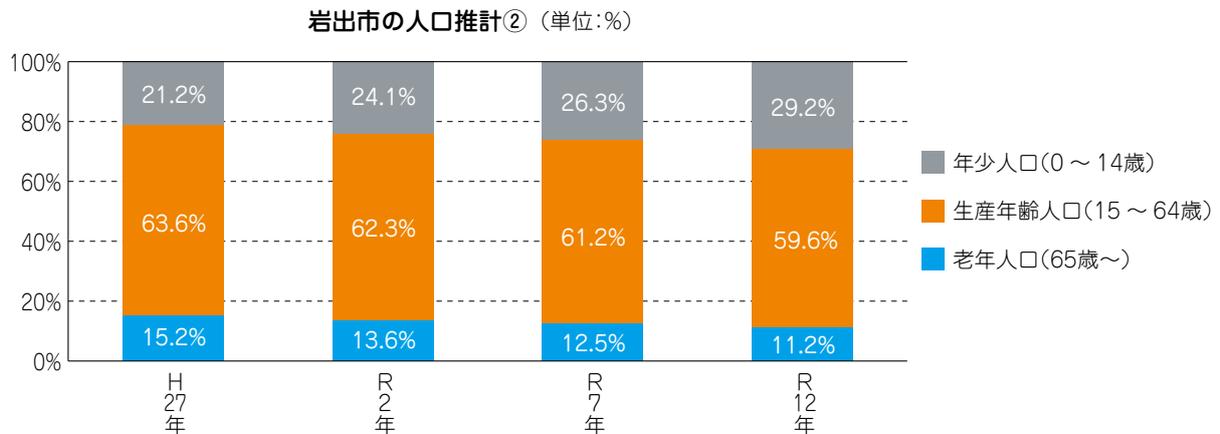
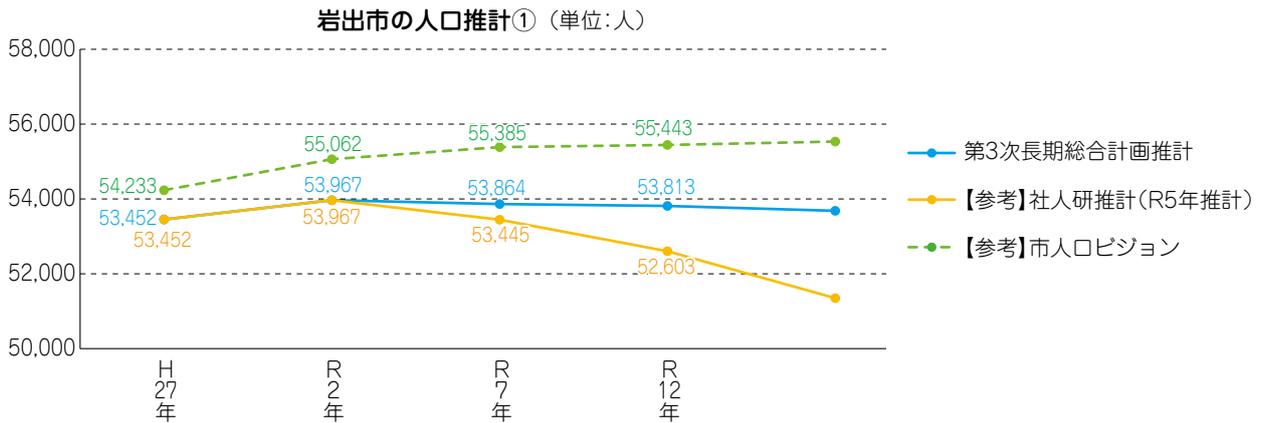


○将来目標人口

国立社会保障・人口問題研究所の本市の人口推計については、令和2年の53,967人をピークに、令和7年から減少に転じ、第3次岩出市長期総合計画の期間満了となる令和12年には、52,603人に減少するとされています。

第3次岩出市長期総合計画の将来目標人口を検討するにあたり、令和12年までの将来人口の推計と人口構造の推移についてコーホート要因法を用いて算出し、第3次岩出市長期総合計画の目標年次である令和12年時点では、53,813人と現状とほぼ同様の人口規模を維持することを目標としています。

一方、人口構造については、平成27年時点の高齢化率は21.2%ですが、令和12年には29.2%に上昇することが予測されます。



これらの状況を踏まえ、都市・生活基盤の充実と安全・安心なまちづくりのための取組を推進し、令和12年度の目標人口53,800人に向け、人口減少の抑制に取り組みます。

財政見通し

○本市の財政運営

本市では、健全財政の堅持を財政運営の軸とし、自主財源の確保、経常経費の節減に努めつつ、中長期的な視点に立ち、持続可能な財政運営に取り組んでいます。

会計は、市が行政サービスを行うための一般会計のほか、国民健康保険特別会計、介護保険特別会計、後期高齢者医療特別会計、墓園事業特別会計の4つの特別会計、水道事業会計、下水道事業会計の2つの公営企業会計があり、7つの会計となっています。

一般会計では、市税や地方交付税などの一般財源及び国・県支出金や地方債などの特定財源の歳入により、防災、都市基盤、環境、社会保障、学校教育、文化・スポーツなどの各施策に取り組み、歳入財源に見合う歳出を基本に財政運営を行っています。

特別会計等においては、それぞれの事業を円滑に運営するための会計として、料金収入等による運営を基本とし、健全な運営に取り組んでいます。

なお、下水道事業については、令和2年度から公営企業会計に移行し、経営の効率化と健全化に努めています。

主な会計の決算状況

(単位：千円)

会計区分		R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
一般会計	歳入	18,136,286	25,164,038	21,288,163	20,603,523	20,242,770	21,478,542
	歳出	17,598,158	24,488,628	20,647,938	19,905,740	19,362,636	20,699,926
	差引額	538,128	675,410	640,225	697,783	880,134	778,616
国民健康保険特別会計	歳入	5,630,318	5,556,711	5,776,436	5,599,400	5,823,246	5,620,060
	歳出	5,604,674	5,499,744	5,759,257	5,594,959	5,812,039	5,519,593
	差引額	25,644	56,967	17,179	4,441	11,207	100,467
介護保険特別会計	歳入	3,292,067	3,467,608	3,537,790	3,602,303	3,690,274	3,751,593
	歳出	3,250,347	3,420,801	3,523,977	3,585,010	3,683,136	3,733,111
	差引額	41,720	46,807	13,813	17,293	7,138	18,482
後期高齢者医療特別会計	歳入	908,658	973,897	1,012,444	1,076,203	1,112,520	1,268,460
	歳出	894,922	958,820	997,642	1,059,014	1,094,069	1,244,039
	差引額	13,736	15,077	14,802	17,189	18,451	24,421
墓園事業特別会計	歳入	28,584	26,319	30,913	33,778	28,764	24,639
	歳出	28,584	26,319	30,913	33,778	28,764	24,639
	差引額	0	0	0	0	0	0
水道事業会計	収益的収入	995,644	1,042,445	1,051,662	1,263,611	1,193,043	1,191,871
	収益的支出	823,979	815,933	800,663	1,005,139	991,059	1,053,682
	資本的収入	226,647	297,015	347,148	273,919	358,386	247,002
	資本的支出	469,932	726,539	686,446	1,017,031	918,520	705,928
下水道事業特別会計	歳入	2,772,936					
	歳出	2,651,409					
	差引額	121,527	0	0	0	0	0
下水道事業会計	収益的収入		981,820	1,025,796	1,067,482	1,119,427	1,188,198
	収益的支出		848,291	902,917	952,054	1,007,660	1,064,194
	資本的収入		2,378,922	2,108,487	1,941,398	1,976,661	2,229,079
	資本的支出		2,764,160	2,523,954	2,334,096	2,458,014	2,713,559

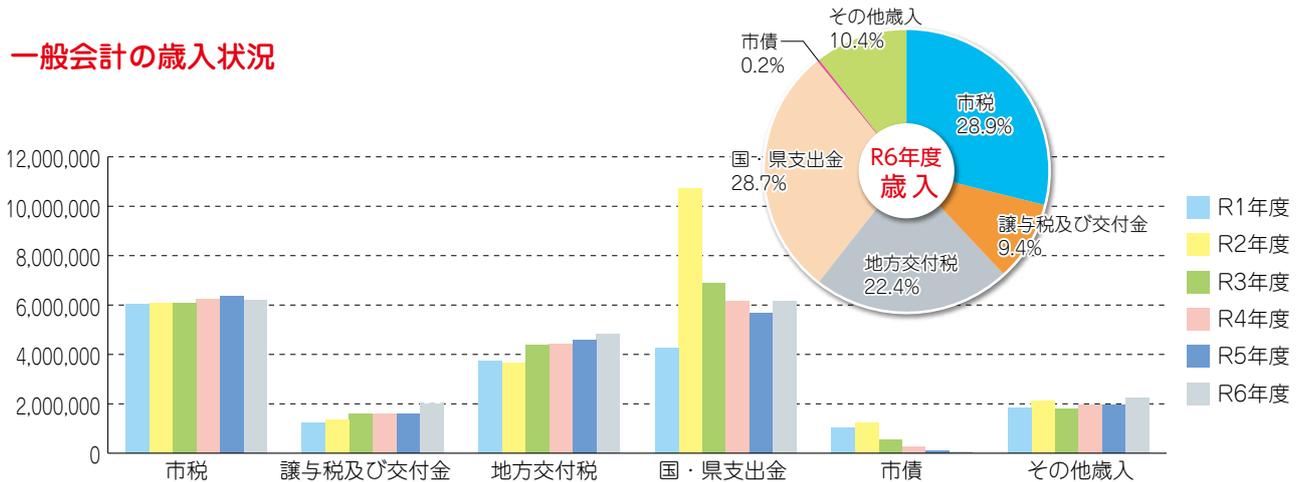
○各会計の状況

一般会計では、社会保障関係費や都市基盤整備費など、歳出経費が増加する中、義務的経費の抑制や経常経費の削減により、歳出の抑制に努めるとともに、税等の徴収強化や国・県支出金の有効活用などにより、歳入財源の確保に取り組んでいます。

一般会計の歳入構成については、令和6年度決算で、市税 28.9%、譲与税及び交付金 9.4%、地方交付税 22.4%、国・県支出金 28.7%が主なものとなります。

一般財源となる市税、譲与税及び交付金、地方交付税は全体の 60.7%を占め、歳入決算額は平成 31 年度 110 億 1,748 万 8 千円に対し、令和 6 年度 130 億 2,771 万 3 千円の 18.2%の増となります。

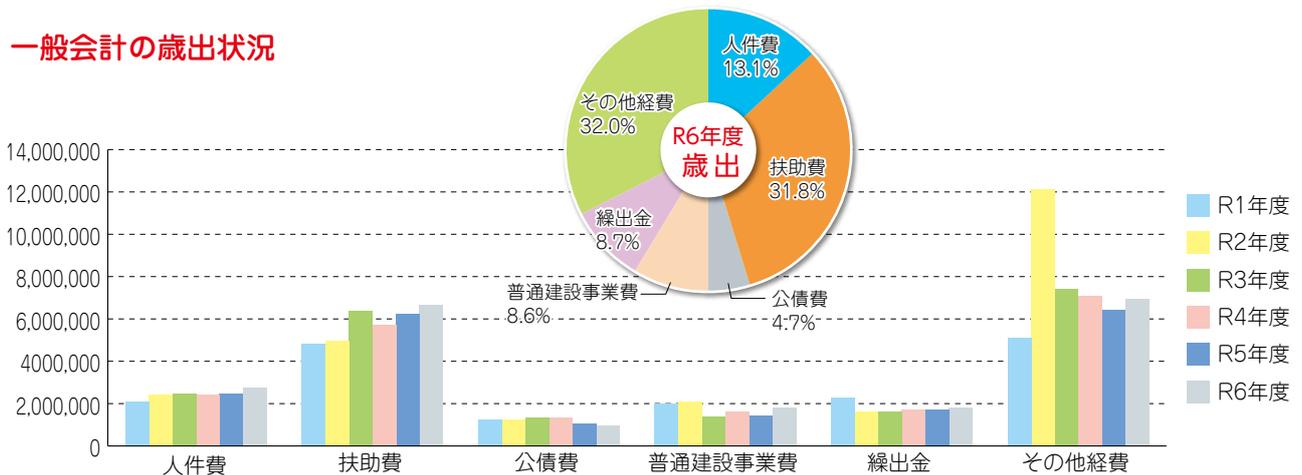
一般会計の歳入状況



歳出構成については、令和6年度決算で、人件費 13.1%、扶助費 31.8%、公債費 4.7%、普通建設事業費 8.6%、繰出金 8.7%が主なものとなります。

義務的経費となる、人件費、扶助費、公債費は全体の 49.6%を占め、人件費及び公債費の抑制は図れていますが、社会保障関係費の増大に伴い、扶助費の増加は避けられない状況であり、義務的経費全体としては増加傾向となっています。

一般会計の歳出状況



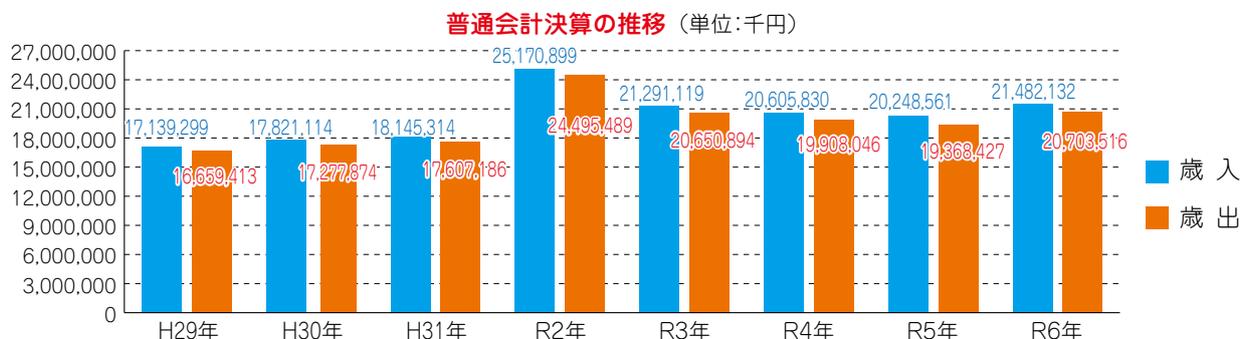
特別会計では、国民健康保険特別会計は、運営の広域化などにより、市の決算規模は減少傾向にあります。介護保険特別会計、後期高齢者医療特別会計については増加傾向が続いています。

全ての会計において、決算収支は黒字で推移し、現在のところを歳入・歳出のバランスは保つていますが、人口減少や少子高齢化の進展により、各会計における歳入の減少や事業費の増加が見込まれ、会計運営への負担が大きくなると想定されるため、今後の人口動態に注視しつつ、持続可能な財政運営に努めていく必要があります。

○普通会計の状況

普通会計とは、地方財政状況調査（総務省）をはじめとする財政統計に用いられる会計で、本市では、一般会計及び墓園事業特別会計により構成されています。

普通会計の決算推移は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大や物価高騰などの社会経済情勢の影響のほか、市民ニーズの多様化・複雑化、都市基盤整備などの行政需要に伴い、増加傾向が続いている状況です。



歳入状況については、市税をはじめとする一般財源は堅調に推移し、平成29年度から令和6年度にかけて26億8,837万5千円の26.0%の増となります。

自主・自立性の高いまちづくりのため、自主財源を確保することは重大な課題であり、今後の社会経済情勢や人口減少問題などの影響を考慮し、取組を継続することにより増加基調を維持することが重要と考えています。

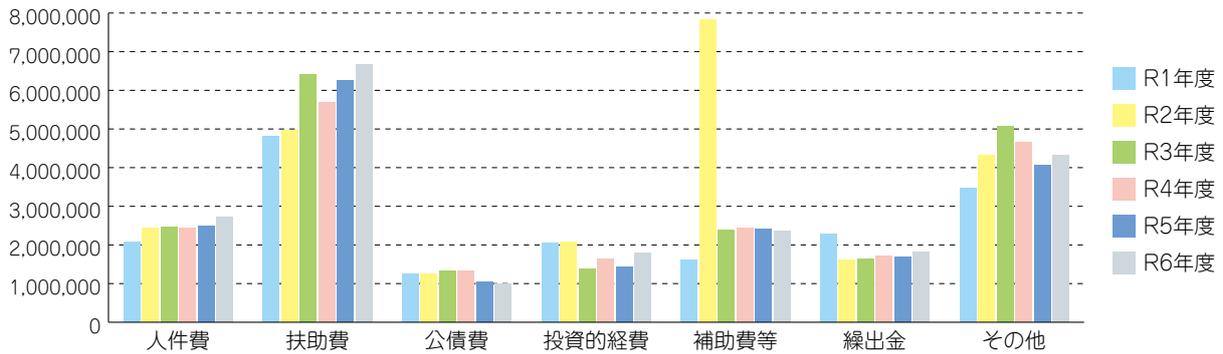


歳出状況については、義務的経費の削減に取り組んでいるものの、社会保障関係費の増加に伴い扶助費は増加し続けています。

一方、投資的経費については、各年度の普通建設事業費の規模や事業進捗状況により、年度間のばらつきはあるものの、これまでのところ大きく変動することなく、概ね同水準で推移しています。

また、繰出金については下水道事業の公営企業会計への移行により一旦減少しましたが、各特別会計における給付費の増加や制度改正の影響などにより、年々増加が続いています。

普通会計の歳出状況 (単位:千円)



○基金と地方債の状況

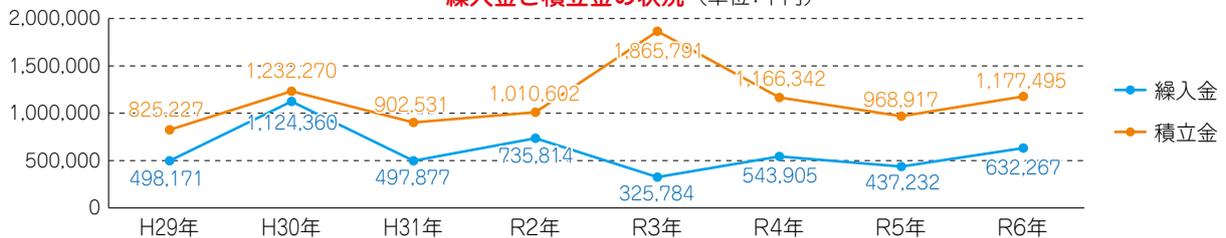
将来の財政運営への影響が大きい基金と地方債については、健全な状況を保つことができます。

基金については、完了に複数年を要する大規模事業や年度間の財源調整を行うための準備金として、財政調整基金、減債基金及び特定目的基金を設置しています。

今後の大規模建設事業や下水道会計における公債費負担の増加に向け、計画的な基金の積立てが必要であると考えています。

また、地方債については、借入により、後年度の公債費負担が増加することから、引続き地方債の借入の抑制に努め、将来負担の軽減に取り組んでいきます。

繰入金と積立金の状況 (単位:千円)

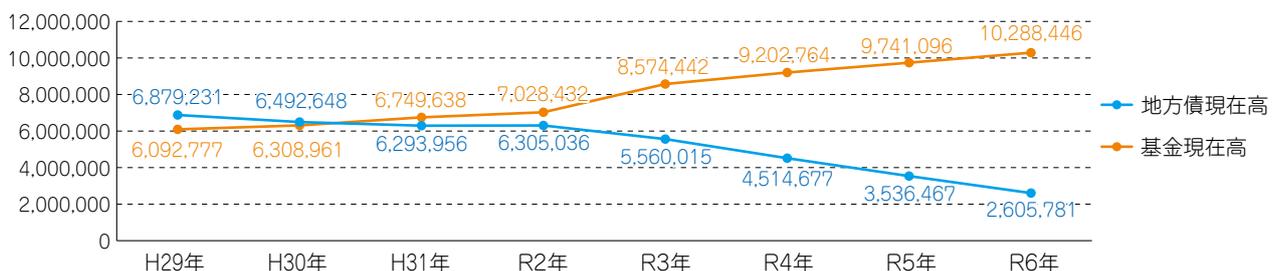


基金の状況

(単位:千円)

基金現在高	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
基金現在高	6,092,777	6,308,961	6,749,638	7,028,432	8,574,442	9,202,764	9,741,096	10,288,446
財政調整基金	1,519,293	1,473,212	1,625,200	1,674,104	2,140,701	2,234,591	2,397,016	2,397,026
減債基金	2,039,977	2,040,203	2,240,529	2,240,766	2,490,865	2,490,947	2,491,040	2,491,118
特定目的基金	2,533,507	2,795,546	2,883,909	3,113,562	3,942,876	4,477,226	4,853,040	5,400,302

地方債現在高と基金現在高のバランス (単位:千円)



○財政指標及び健全化判断比率

本市の財政指標は、類似団体との比較において、健全な水準となっています。

また、健全化判断比率についても、実質赤字比率、連結実質赤字比率及び将来負担比率については発生していない状況であり、実質公債費比率についても、健全な状況を維持できています。

今後、公共下水道の事業進捗に伴い、公債費の増加が見込まれることから、影響に注視していく必要があります。

財政指標と健全化判断比率の状況

(単位：%)

岩出市	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度		R6年度
財政力指数	0.64	0.64	0.63	0.62	0.61	0.61	実質赤字比率	—
実質収支比率	4.7	4.7	4.4	4.5	4.4	4.3	連結実質赤字比率	—
公債費負担比率	10.2	9.3	9.6	9.4	7.2	6.6	実質公債費比率	2.8
実質公債費比率	4.0	4.0	4.0	3.7	3.3	2.8	将来負担比率	—
経常収支比率	85.4	86.4	80.7	81.8	81.6	81.2		

本市では、財政運営の軸を「健全財政の堅持」とし、自主財源の確保、経常経費の削減に努めてきた効果により、持続可能で安定した財政運営を維持することができています。

しかしながら、少子高齢化・人口減少は、市税の減少、子ども子育て関係費をはじめとする社会保障関係費の増加などの影響を及ぼすことから、さらに厳しい財政状況になることが予測されます。

このように、地方財政のおかれている環境は厳しさを増していますが、社会保障関係費の増加、下水道・道路などの都市基盤整備、南海トラフ地震や気候変動により局地化する豪雨などに対する防災・減災、少子高齢化や人口減少などの人口問題、多様化・複雑化する市民ニーズなど、様々な行政課題に対応していくため、自主財源の確保、経常経費の削減に継続して取り組み、健全な財政状況の維持に努めます。

土地利用方針

本市は、北を和泉山脈、南を紀伊山地からの御茶屋御殿山と南北に緑の山が連なり、市の南部には紀の川が流れ、豊かな自然に恵まれています。

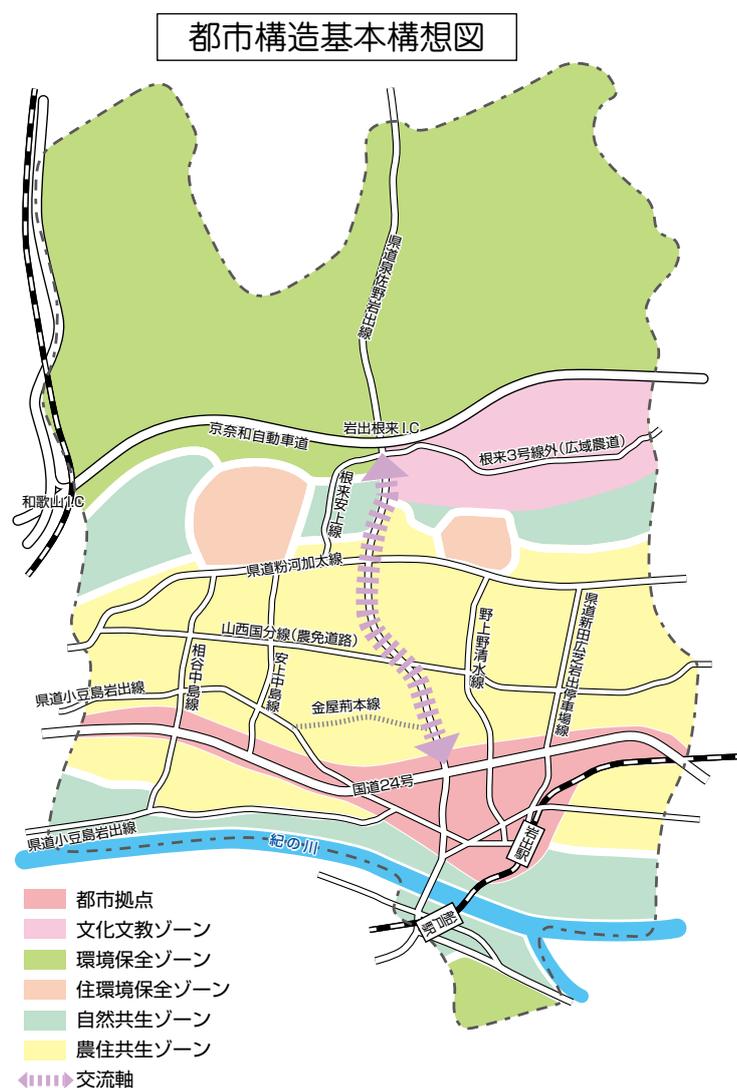
古くはまちの中心部に田畑が広がり、緑豊かな田園風景でしたが、人口増加や世帯分離により宅地開発が進み、少子高齢化による人口構造や都市化に伴う産業構造の変化から、農家の担い手が減少し、農地から宅地などへの転用が続いています。

道路網については、東西に国道24号、県道粉河加太線、市道山西国分線、南北に県道泉佐野岩出線、市道安上中島線、市道相谷中島線、市道野上野清水線などの主要幹線道路が走り、各道路沿いにはロードサイドショップとして、飲食・サービス業などの商業が進出し、にぎわいを見せています。

また、平成28年度に京奈和自動車紀北西道路が開通し、岩出根来インターチェンジ周辺において商工業施設が進出しています。

市にふさわしいまちづくりに向け、市制施行を飛躍にまちの都市化、生活基盤の向上などに取り組んできましたが、一方で、市民のライフスタイルが多様化し、市民ニーズが複雑化してきています。

市民一人ひとりが暮らしやすく環境にやさしいまちを目指し、都市構造基本構想を基本方針に、次の時代に向けた土地利用を促進します。



●都市拠点、文化文教、交流軸

大型商業施設をはじめ、多くの店舗等が集積立地する国道24号周辺と市役所からJR岩出駅周辺までの既存市街地を都市拠点として位置付けます。

また、京奈和自動車道と県道泉佐野岩出線が交わる地域周辺を多様な交流を促進する文化文教ゾーンと位置付けし、この文化文教ゾーンと都市拠点を結ぶ県道泉佐野岩出線の沿線周辺を交流軸とします。

●住環境保全

丘陵地である紀泉台地区及び桜台地区並びにその周辺において大規模住宅団地を形成しており、建物用途の混在を防止し、良好な居住環境の保全を図ります。

●農住共生

住宅開発が進む中、農地を含む自然環境と居住環境の調和を目指した計画的なまちづくりを促進し、快適な生活空間の創出を図ります。

●環境保全

御茶屋御殿山を含む紀の川一帯と和泉山脈が本市の豊かな自然環境の骨格を形成しており、景観保全や災害防止の観点から環境保全に努めるとともに、自然とのふれあいの場として活用を促進します。

●自然共生

和泉山脈や紀の川の近接地は豊かな自然に恵まれた環境を有しており、宅地開発が進む中、市街化を抑制し、優良農用地の保全に努めるための環境保全ゾーンと調和した空間づくりを促進します。

後期基本計画

第3次岩出市長期総合計画(後期基本計画)体系図

第3期岩出市まち・ひと・しごと創生総合戦略

- 第3期岩出市まち・ひと・しごと創生総合戦略策定の趣旨
- 評価・検証
- 総合戦略の目標

基本施策

第1章 住んでよかったと思えるまちづくり

第2章 安全で安心して暮らせるまちづくり

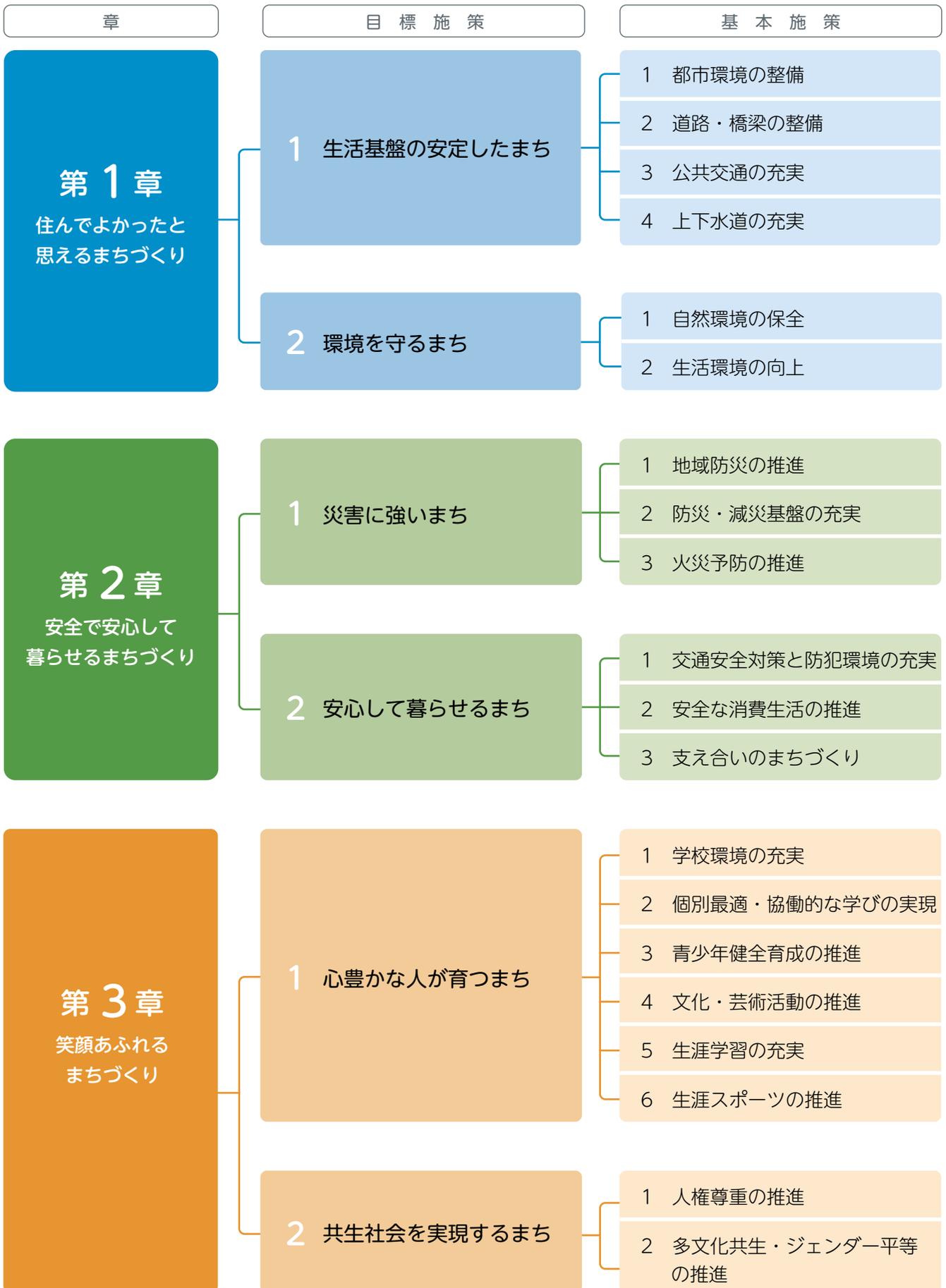
第3章 笑顔あふれるまちづくり

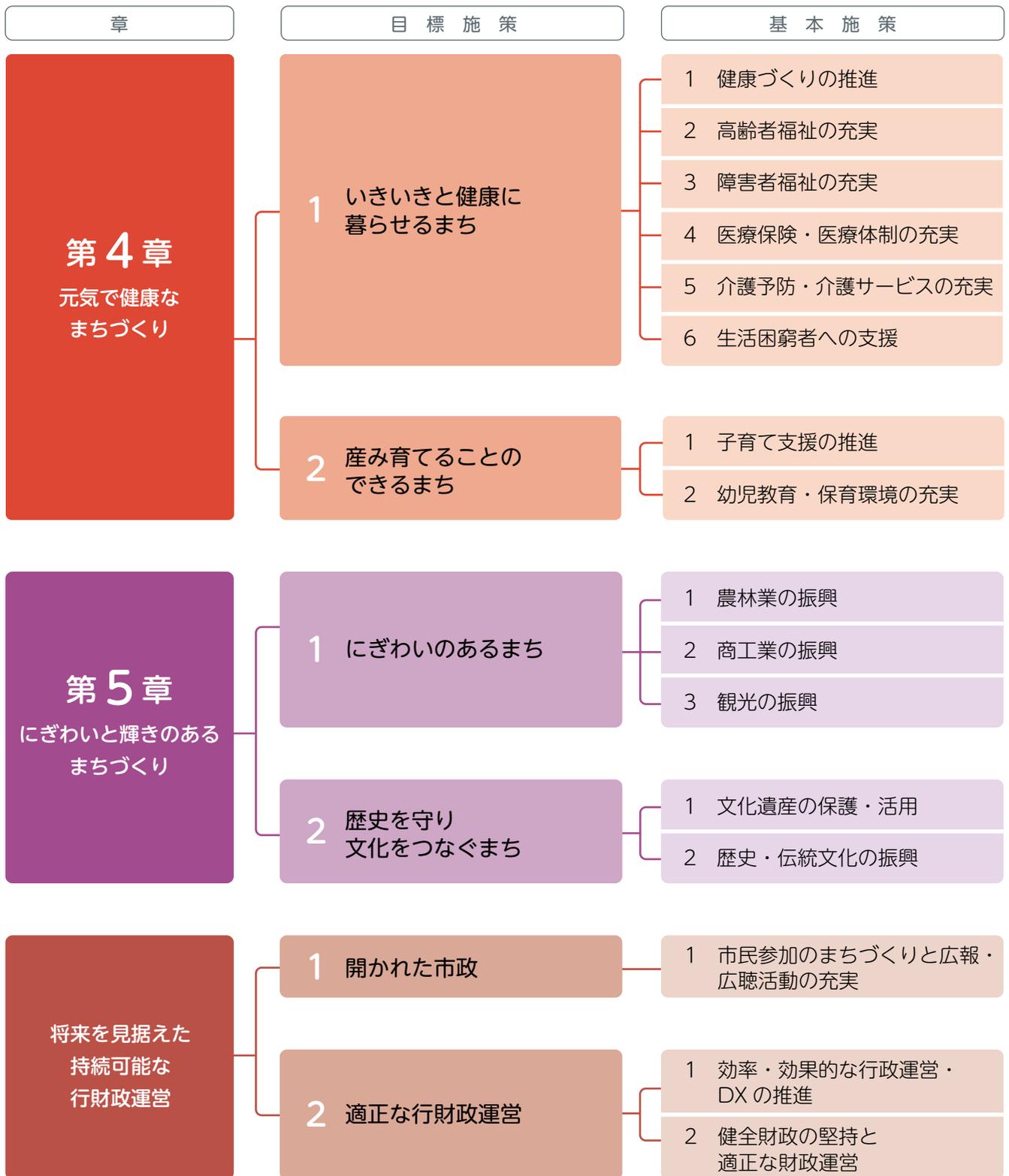
第4章 元気で健康なまちづくり

第5章 にぎわいと輝きのあるまちづくり

将来を見据えた持続可能な行財政運営

第3次岩出市長期総合計画（後期基本計画）体系図





第3期岩出市まち・ひと・しごと創生総合戦略

○第3期岩出市まち・ひと・しごと創生総合戦略策定の趣旨

本市では、平成28年3月に「岩出市まち・ひと・しごと創生総合戦略」、令和3年3月に「第3次岩出市長期総合計画」と一体的な計画として「第2期岩出市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、「岩出市人口ビジョン」の目標を段階的に達成するため、人口減少の歯止めや、本市の活力の維持・向上を図る取組を展開してきました。

国においては、社会情勢が大きく変化する中、デジタルの力を活用して地方創生の取組を加速化・深化させるため、令和4年12月に「デジタル田園都市国家構想総合戦略」を策定しました。その後、令和7年6月に、「地方創生2.0基本構想」が閣議決定され、「地方創生」が開始されてからの10年間の成果と反省を踏まえ、今後10年間を見据えた「地方創生2.0」の方向性を提示されました。「デジタル田園都市国家構想総合戦略」は変更され、「地方創生に関する総合戦略～これまでの地方創生の取組のフォローアップと推進戦略～」が令和7年12月23日に策定されました。

本市においても、「第2期岩出市まち・ひと・しごと創生総合戦略」が期間満了となることに伴い、国の総合戦略等を参酌しながら、人口減少の抑制と地方創生に向けた切れ目のない取組を進めていくため、「第3期岩出市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定します。

○評価・検証

総合戦略の実施においては、各施策の効果や成果を総合的に検証するために、基本戦略や施策には「数値目標」及び「重要業績評価指標（KPI）」を設定し、本市における地方創生の推進を図るため、施策効果やKPIについて、外部有識者による検証等を実施します。

○総合戦略の目標

本市では、人口減少の抑制を図るため、これまで積み重ねてきたまちづくりをさらに発展させ、人口減少時代に対応した魅力ある岩出市づくりを基本に「活力あふれるまち ふれあいのまち」の実現を目指します。

以上のことを踏まえて、本市の総合戦略における基本戦略とその数値目標を以下の4つとします。

基本戦略

1

人が集う、魅力あるまち

数値目標 平均転入者数（5年間） 令和6年度1,873人 → 令和12年度1,880人

基本戦略

2

子育てしやすいまち

数値目標 出生数 → 5年間で1,900人

基本戦略

3

安全・安心で住環境の良いまち

数値目標 平均転出者数（5年間） 令和6年度1,750人 → 令和12年度1,740人

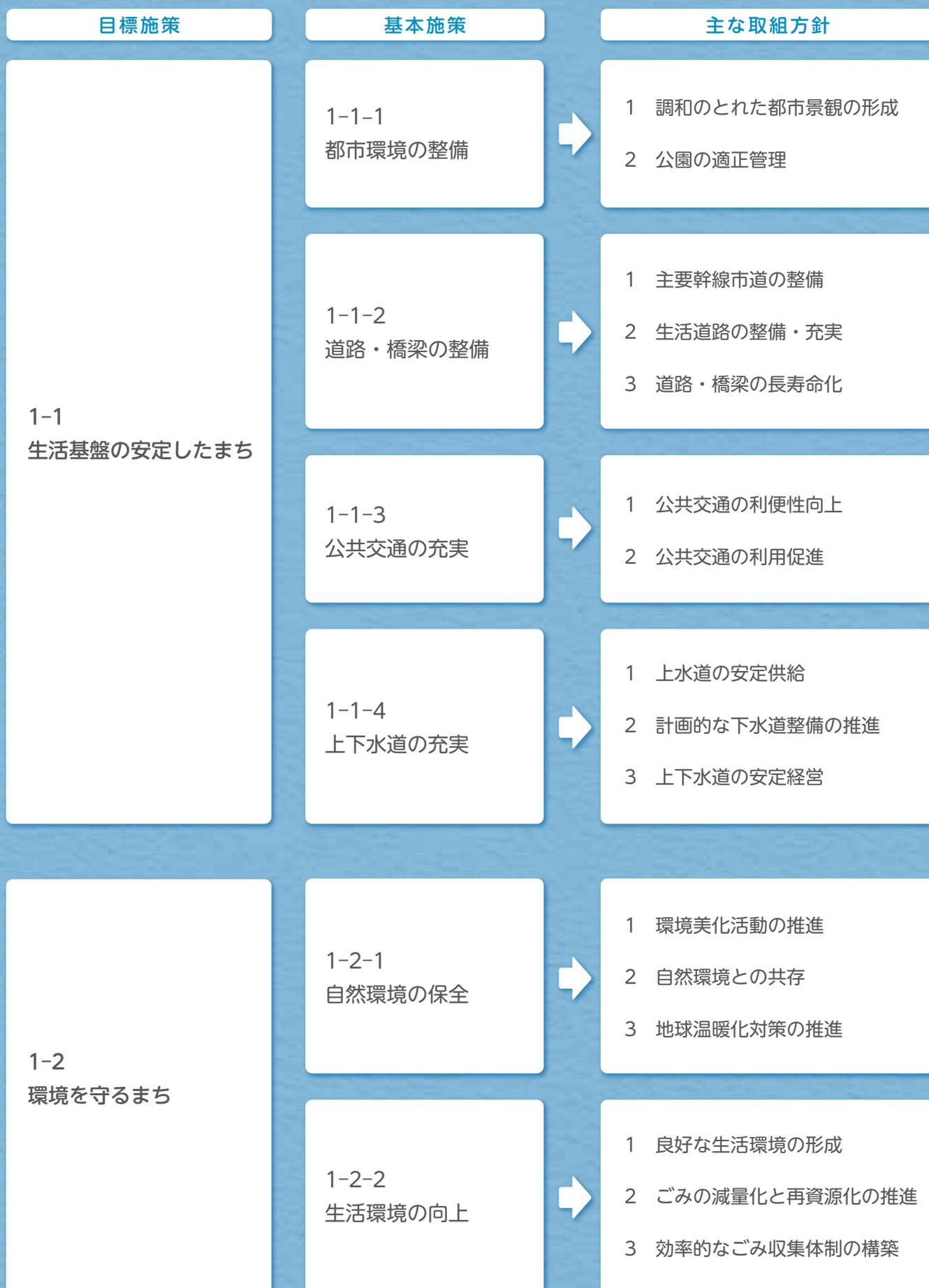
基本戦略

4

産業振興による活力あるまち

数値目標 商工会会員数 令和6年度664事業所 → 令和12年度735事業所

第1章 住んでよかったと思えるまちづくり



1-1-1

都市環境の整備



関連 SDGs

本市の状況

基本目標

1

住んでよかったと思えるまちづくり

- 都市計画法等の適正な運用及び都市計画マスタープランに基づく計画的な土地利用の推進に取り組んでいます。
- まちの都市化や市民生活の安全性・利便性を高めるため、道路、水道、下水道などの公共インフラ整備による都市基盤整備に取り組んでいます。
- 開発行為に対し、「都市計画法」及び「岩出市開発事業に関する条例」に基づき、関係各課と連携しながら、適正かつ円滑な開発指導に努めるとともに、道路の環状化及び公共下水道の推進に取り組んでいます。
- 「岩出市開発事業に関する条例に基づく公共公益施設設置基準」を市ウェブサイトで公開するなど、事業者の利便性の向上及び公平性・透明性の確保に努めています。
- 公共事業をはじめとするインフラ整備にあわせた土地利用への誘導に努めながら、都市景観の調和を保つため、自然環境と農地の保全に配慮した自然、農業、住宅による農住一体となった住環境整備に取り組んでいます。
- 適切な管理が行われていない空家等の適正管理を図るため、「空家等対策の推進に関する特別措置法」に基づき、市関係部署と連携しながら、改善通知の取組を進め、周辺生活環境の保全に取り組んでいます。
- 管理不全空家の抑止を図るため、令和5年度から「空き家バンク事業」及び「地域土地再生事業」を実施し、未利用物件の利活用や除却の推進に取り組んでいます。



- 「岩出市都市公園条例」に基づき、市所有の都市公園については、市民と行政が役割を分担し、一体となった施設管理に取り組んでいます。
- 公園施設や遊具については、専門業者による定期点検や、区・自治会等からの要望などにより計画的に修繕を行い、安全で快適な公園の維持に努めています。
- 公園に求められる機能が多様化する中、地域避難場所への活用や高齢者向けの健康遊具やベンチの設置など、利用効果と安全性を考えた既存公園の機能充実に取り組んでいます。
- 公園・緑地・広場の設置については、管理体制、用地取得、地域の必要性などの要件を考えながら、市全体の総合的なバランスを検討し、効率・効果的な設置に取り組んでいます。

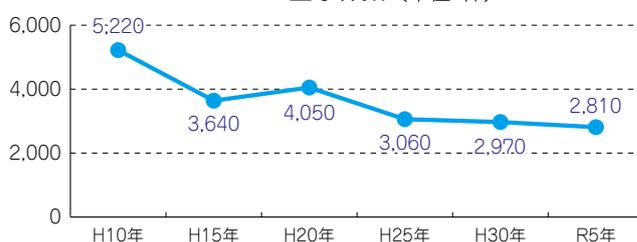
開発状況

(単位：ha)

	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
分譲住宅	4.8	1.5	4.3	4.0	2.1	2.7
集合住宅	0.3	0.7	1.3	0.8	1.3	1.9
店舗	1.4	0	5.6	1.6	0.6	1.7
工場	3.1	0	0.3	1.0	0	0
その他	0.3	0	0.1	0.6	0.3	0.6
開発面積	9.9	2.2	11.6	8.0	4.3	6.9

※3月末実績

空家件数 (単位:件)



資料：総務省「住宅土地統計調査」

主な取組方針 (戦略) …総合戦略による取組方針

取組方針 1 調和のとれた都市景観の形成

●まちづくりの将来像の実現に向けて「岩出市都市計画マスタープラン」に基づいた計画的な都市づくりを促進します。

(戦略) ●法令等に基づく適切な開発指導と関係各課との連携のもと、適正かつ円滑な開発指導に努めます。

(戦略) ●開発指導や空家等対策などにより、自然・歴史景観の保全と市街地景観との調和に努め、個性的で魅力ある都市景観の形成を図ります。

●自然環境の保全に配慮した自然、農業、住宅による農住一体となった住環境整備に取り組みます。

取組方針 2 公園の適正管理

●公園施設の計画的な維持修繕と長寿命化を図り、公園を安全で安心して利用できるよう地域と協働して適正な管理に努めます。

●有事の際の避難場所及び少子高齢化による高齢者の利用を考え、既存公園の多面的機能の強化に努めます。

(戦略) ●市民ボランティアによる清掃活動に対して、サポート及び協力することで、美しい公園の維持に取り組みます。

評価指標 (戦略) …総合戦略 KPI	現状値 (令和 6 年度)	目標値 (令和 12 年度)
良好な住宅対策に満足している市民の割合	63.8%	67.6%
都市景観の創出に満足している市民の割合	57.2%	60.9%
市街地整備に満足している市民の割合	65.4%	69.5%
公園・緑地の整備に満足している市民の割合	50.2%	54.3%
改善通知を行った空家等の件数 (累計)	160 件	322 件
(戦略) 住宅開発申請件数	24 件	20 件
(戦略) 管理不全空家の改善率	80.3%	80.0%
(戦略) 市民一人当たりの公園面積	7.99㎡	8.07㎡
(戦略) さぎのせ公園年間利用者数	56,522 人	63,000 人

関連する個別計画	計画期間
都市計画マスタープラン	令和 5 年度～令和 14 年度
空家等対策計画	令和 8 年度～令和 12 年度

都市公園 (単位: ha)

種別	公園名 (ふりがな)	開設面積
街区公園	大供公園	0.66
	荒神公園	0.10
	蔵谷公園	0.11
	芝引公園	0.17
	東公園	0.63
近隣公園	さぎのせ公園	3.70
合計	6カ所	5.37
都市緑地	大宮緑地総合運動公園	7.70
墓地公園	根来公園墓地	23.40

その他の公園・緑地・広場 (単位: ha)

種別	公園名 (ふりがな)	開設面積
農村公園	水栖大池公園	4.69
	新坂ふれあい公園	0.65
	押川地区ふれあい公園	0.08
	境谷地区ふれあい公園	0.10
	和歌山県植物公園緑花センター	11.35
緑地	根来山げんきの森	195.00
	若もの広場	3.22
広場	根来総合運動広場	2.04
	岡田スポーツ広場	1.99
	いきいき広場	1.45
	交通公園 (防災公園)	0.63
その他	根来 SL 公園	0.05
	宅地開発により設置された公園 (328カ所)	6.45

1-1-2

道路・橋梁の整備



関連 SDGs

本市の状況

基本目標

1

住んでよかったと思えるまちづくり

- 広域幹線道路である県道泉佐野岩出線は、市内全線 4 車線化及び岩出橋の架け替えを完了したことで、本路線の市内整備は終了しました。また幹線市道についても、市内を南北に走る主要幹線市道の整備により、市内道路網の形成に取り組み、整備計画は概ね完了しています。
- 幹線道路を結ぶ生活道路の充実と利便性の向上に加え、災害及び緊急時の安全・安心を確保するため、市道金屋荊本線等の生活道路の環状化に取り組んでいます。
- 道路拡幅による歩道設置や交差点改良など、生活道路の整備・充実及び安全性の向上に取り組んでいます。
- 老朽化する道路・橋梁については、安全性の向上と将来コストの縮減を図るため、国・県の補助金、交付金などを最大限活用し、修繕工事を計画的に行うことにより、長寿命化に取り組んでいます。



- 路面性状調査を実施し、損傷の著しい箇所について、交通量や利用状況を見ながら計画的に舗装補修工事を行い、幹線市道の長寿命化、道路環境の改善に取り組んでいます。

市内主要幹線道路

国道

路線名	車線数	幅員	延長
京奈和自動車道	2	11.0	5,800
国道 24 号	4	25.0	5,800

県道

路線名	車線数	幅員	延長
県道泉佐野岩出線	4	—	7,900
県道粉河加太線	2	—	5,900
県道和歌山打田線	2	—	3,200
県道小豆島岩出線	1	—	8,300
県道船戸停車場線	1	—	200
県道岩出野上線	2	—	1,800
県道新田広芝岩出停車場線	2or1	—	2,600

市が管理する橋長 2m 以上の橋梁

(単位：%)

	健全	予防保全	早期措置	緊急措置	計
市橋梁の健全度	25.0	75.0	0.0	0	100

※R5年度末実績

市道

路線名	車線数	幅員	延長
市道山西国分線	2	9.0	5,700
市道東坂本西国分 1 号線	1	6.0	1,000
市道西国分 8 号線外	2or1	6.5	1,100
市道野上野清水線	2	12.0	2,500
市道宮岩出駅線	2	10.0	500
市道安上中島線	2	14.0	1,700
市道紀泉台団地線	2	12.0	1,900
市道相谷中島線	2	12.0	2,200
市道下中島松原線	2	10.5	900
市道根来 3 号線外	2	8.0	2,600
市道根来安上線	2	10.0	1,300
市道押川根来線	1	5.0	700
市道根来川尻線	2	8.5	2,200
市道金屋荊本線	2	11.5	1,300

主な取組方針 (戦略) …総合戦略による取組方針

取組方針 1 主要幹線市道の整備

- 主要幹線道路の交通状況や道路環境の把握に努め、関係機関との連携を図るなど、問題解消に取り組みます。
- 主要幹線市道の整備については、市内道路網のバランスや緊急性を考慮し、計画的に進めます。

取組方針 2 生活道路の整備・充実

- (戦略) ●災害や緊急時の車両通行や道路交通の円滑化など、生活道路の利便性を高めるための道路環状化対策に取り組みます。
- 生活道路の安全性と利便性を高めるため、道路の改良・維持補修・点検など、管理体制の充実に努めます。

取組方針 3 道路・橋梁の長寿命化

- (戦略) ●道路・橋梁の老朽化が進む中、道路機能の確保と将来コストの縮減を図るため、長寿命化対策に取り組みます。
- 生活道路の安全性を高め、利用者の信頼性を確保するため、計画的な維持管理に努めます。

評価指標 (戦略) …総合戦略 KPI	現状値 (令和 6 年度)	目標値 (令和 12 年度)
道路網の整備に満足している市民の割合	50.4%	54.6%
長寿命化対策済みの橋梁の割合	83.0%	100%
(戦略) 市道金屋荊本線の整備率	22.0%	100%

関連する個別計画	計画期間
橋梁長寿命化修繕計画	令和 7 年度～令和 16 年度

1-1-3 公共交通の充実

本市の状況

関連 SDGs



基本目標

1

住んでよかったと思えるまちづくり

- JR 岩出駅や市役所などの主要な拠点施設を中心として、鉄道・路線バス・タクシーなどにより地域公共交通ネットワークが形成されていますが、他の都市と同様、利用者の減少に歯止めをかけることが難しく、地域公共交通を取り巻く環境はますます厳しくなっています。
- 今後、交通弱者となる方に対する支援や公共交通の維持、利便性の向上が課題となっています。
- 大阪方面路線バスの運行により、通勤、通学や買物など、大阪方面への移動手段を確保し、新たにバスロケーションシステムを導入するなど、利用者の利便性向上、利用拡大に努めています。
- 岩出市巡回バスは、公共バスとしてだけでなく、福祉バスとして、高齢者をはじめとする交通弱者の方の買物や通院など日常生活における利用の利便性向上のため、アンケート等によりニーズの把握を行うとともに、高齢者等が無料で乗車できる「あいあいカード」の PR に努め、利用促進に取り組んでいます。
- 紀の川コミュニティバスは、岩出市と紀の川市の広域圏内の移動手段として、紀の川市と共同運行しています。日常生活の移動手段として、駅、市役所、公立那賀病院、貴志川高校を停車ポイントに広域ネットワークの確保・維持に取り組んでいます。
- 各バス事業については、公共交通利用促進チラシの作成、市で開催される講座・教室やイベントにおける啓発など、バス利用拡大に向けた PR 活動に努めています。また、サイクルアンドバスライドの実施など、より利便性の高い公共交通の維持・確保に努めるとともに、JR へのアクセスや地域間幹線系統バスとの連携を図り、広域的な移動も担える生活交通としての機能強化に取り組んでいます。



- 地域公共交通確保維持改善計画の策定や岩出市地域公共交通協議会を開催し、市内公共交通の課題などを審議し、市内の公共交通ネットワークの確保・維持に取り組んでいます。
- 巡回バスを運行していない境谷、押川に住む高齢者等の交通弱者の方が、タクシーを利用する場合に、その利用料金の一部をタクシー券で助成することにより、交通空白山間地域住民の移動支援に取り組んでいます。
- 公共交通の結節点となる JR 岩出駅については、JR 和歌山線の沿線市町、和歌山県、鉄道事業者から構成される和歌山線活性化検討委員会において、活性化に向けた調査・研究、啓発活動、各種イベントの開催などによる利用促進に努めています。
- 「大阪方面路線バス」と「岩出市巡回バス」の発着地点を JR 岩出駅前に集約し、JR 岩出駅前を活性化させることにより、人が集い、人が行き交うまちの構築に取り組んでいます。
- 岩出地区公民館の隣接地に、観光案内所兼バス待機所を新設し、駅前から案内所までの歩道を整備しています。

主な取組方針 (戦略) …総合戦略による取組方針

取組方針 1 公共交通の利便性向上

- (戦略) ● サイクルアンドバスライド、バス・鉄道などへの乗り継ぎやデジタル化など、利用者の利便性向上に取り組みます。
- (戦略) ● アンケートの実施など、利用者のニーズや実態の把握に努めながら、利便性向上、利用拡大につながる効率・効果的な取組を進めます。
- (戦略) ● 交通空白山間地域である境谷、押川に住む方や、高齢者をはじめとする交通弱者の方の日常生活の移動手段の確保のため、移動支援や利便性の向上に取り組みます。

取組方針 2 公共交通の利用促進

- バス時刻表の配布や取組のPRなど、利用拡大につながる広報活動の強化に取り組みます。
- (戦略) ● 日常生活の移動手段を確保するため、大阪方面路線バス、岩出市巡回バス、紀の川コミュニティバスの3路線の利用促進と路線維持に取り組みます。
- (戦略) ● JR岩出駅前の観光案内所を出発拠点に観光周遊を図ることにより、公共交通の利用促進に取り組みます。
- バス、鉄道など、市内の公共交通ネットワークの充実に向け、岩出市地域公共交通協議会で取組を進めます。
- (戦略) ● 鉄道の安定した運行維持のため、関係機関との連携による広域的な視点からの利用促進に努めます。

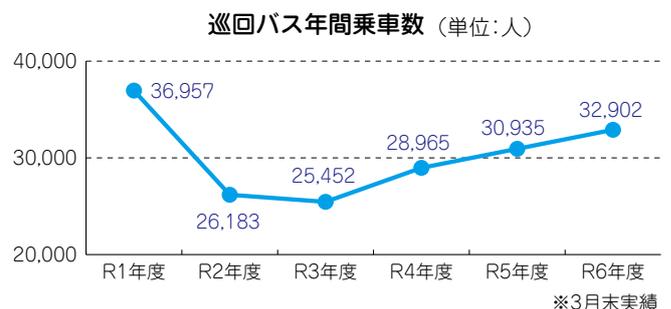
基本目標

1

住んでよかったと思えるまちづくり

評価指標 (戦略) …総合戦略 KPI	現状値 (令和 6 年度)	目標値 (令和 12 年度)
公共交通の充実に満足している市民の割合	18.3%	19.4%
大阪方面路線バス乗車数	116,713 人	120,000 人
岩出市巡回バス乗車数	32,902 人	37,000 人
(戦略) 公共交通乗車数 (3 路線合計)	170,956 人	178,000 人
(戦略) 公共交通路線数	3 路線	3 路線

関連する個別計画	計画期間
地域公共交通計画 地域公共交通確保維持改善計画	令和 6 年度～令和 11 年度毎年策定



1-1-4 上下水道の充実

本市の状況

関連 SDGs



基本目標

1

住んでよかったと思えるまちづくり

- 上水道事業では、水道事業ビジョンに基づき、計画的な施設の整備・更新を効率的かつ効果的に管理運営するため、水道事業アセットマネジメント計画を策定し、健全な水道を次世代に引き継いでいけるよう、事業計画の推進に取り組んでいます。
- 上水道では、巨大地震などの大規模災害に備え、老朽化した配水管や、河川整備事業・下水道事業の支障となる配水管などについて、布設替えや移設による更新と耐震化を実施しています。
- 道路事業に伴う配水管の新設など、配水管路網を整備することにより、区域的な供給不足対策や、配水管のループ化による水質安定及び安定供給の確保に取り組んでいます。
- 水道施設の機能停止や漏水事故などを防止するため、老朽化した水道施設の計画的な更新、修繕、改修を実施するとともに、顕在化していない漏水箇所の調査と修理を行うことによって、有収率の向上を図り、安全で豊かな水資源の確保と、安定した飲料水の提供に取り組んでいます。
- 基幹管路である送水管については、老朽改善及び耐震化に併せ、送水形態におけるアンバランス等の課題を解決するため、令和 4 年度から第一・第三浄水場から紀泉台・桜台配水池への経路変更及び更新を進めています。
- 整備にあたっては、将来の水需要の減少を見据えて、管路の口径縮小や水道施設の再配置などのダウンサイジングを行い、規模を適正化します。
- 水質検査計画に基づき、水質基準に適合し安全であることを保障するため、水道水の水質管理強化を実施し、安全でおいしい水の供給に取り組んでいます。
- 上水道事業は、節水型機器の普及や今後の人口減少などによる水需要の減少に伴い料金収入が減少傾向となる一方で、既存の水道施設の維持・更新費用が増大傾向にあり、将来、安定した事業運営を継続するための財源確保が課題となります。



- 上水道の未収金回収として、支払督促や給水停止による徴収強化に加え、納付手続の利便性の向上を図るなど、安定経営のための財源確保に取り組んでいます。
- 公共下水道整備については、トイレの水洗化、生活環境の改善及び公共用水域の水質保全を目的に、計画処理人口 53,200 人、計画面積 1,420ha に対し、令和 12 年度の概成を目標に進めています。これまで、平成 13 年度に工事着手後、第 5 期事業計画区域までの 897ha の整備を令和 5 年度に完了し、現在、第 7 期事業計画区域までの 1,287ha の整備に着手し、計画的に下水道事業を推進しています。
- 公共下水道は、事業の平準化を図りながら、長期計画での整備を進めています。まちの都市化など、都市環境の変化に合わせ、市宅地開発等調査会との連携・調整を行い、効率・効果的な整備と普及に取り組んでいます。
- 公共下水道の整備には、多額の事業費が必要となることから、国の交付金などによる財源確保はもとより、整備区域内の早期接続を要請し、接続率の向上を図りながら、自主財源の確保に取り組んでいます。

主な取組方針 (戦略) …総合戦略による取組方針

取組方針 1 上水道の安定供給

- 安全で豊かな水資源の確保と安定した飲料水の供給に努めます。
- 老朽化に伴う事故を防止するため、定期点検と計画的な管路更新に取り組みます。
- 安全・安心な水道水の供給を図るため、定期的な水質検査と情報提供に取り組みます。
- 災害時における被害を抑制するため、施設及び管路の耐震強化に取り組みます。
- 基幹管路である送水管の経路変更及び更新に取り組みます。
- 需要に見合った適正な管口径や施設配置等にダウンサイジングを行い、投資の削減に努めます。

取組方針 2 計画的な下水道整備の推進

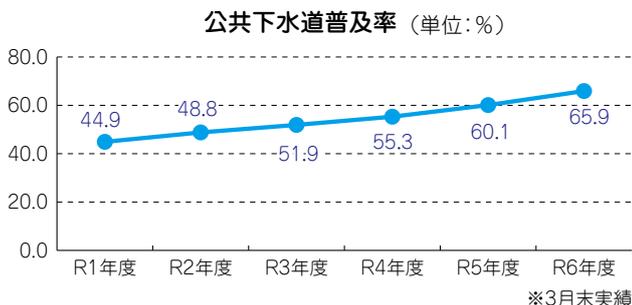
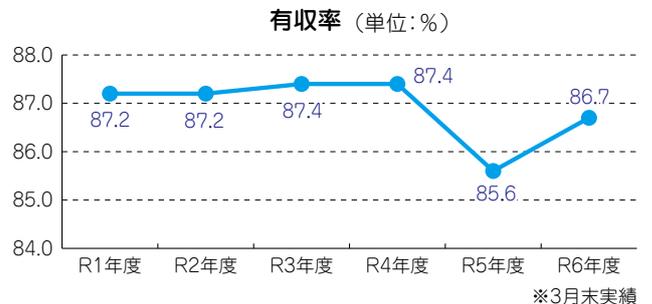
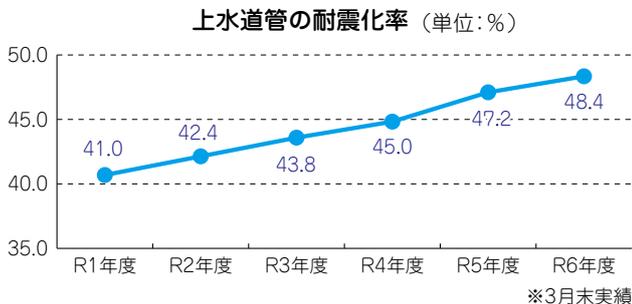
- (戦略) ●都市インフラ及び環境保全を図るため、公共下水道の計画的な整備を推進します。
- 事業計画区域の拡大を図り、下水道の普及に取り組みます。
 - 財政負担を考え、計画的な整備のもと、事業の平準化を図るとともに、事業財源の確保に取り組みます。

取組方針 3 上下水道の安定経営

- 公平・公正な水道事業の運営のもと、新たな未収金を発生させない、完全徴収に向けた取組を進めます。
 - 水道料金の未収金回収において、支払督促や給水停止などの法的措置を講じ、収納率の向上に努めます。
- (戦略) ●下水道経営の効率化を図るため、普及地域への早期接続と水洗化助成金制度の活用 PR に取り組みます。

評価指標 (戦略) …総合戦略 KPI	現状値 (令和 6 年度)	目標値 (令和 12 年度)
上水道整備に満足している市民の割合	85.6%	88.4%
下水道整備に満足している市民の割合	70.3%	74.2%
上水道の有収率	86.7%	90.0%
(戦略) 下水道の普及率	65.9%	95.3%

関連する個別計画	計画期間
水道事業ビジョン 水道事業アセットマネジメント計画 公共下水道全体計画	令和 8 年度～令和 17 年度 平成 29 年度～ 平成 23 年度～令和 17 年度



1-2-1 自然環境の保全

本市の状況

関連 SDGs



基本目標

1

住んでよかったと思えるまちづくり

- 地球規模で気候変動の影響が顕在化する中、2050（令和32）年カーボンニュートラルの実現に向け、市民、事業者等と連携して、温室効果ガスの排出量削減、省エネルギーの促進など、脱炭素社会の実現に向けた施策の着実な推進が求められています。
- 市内における廃棄物の不法投棄を未然に防止し、不法に投棄された廃棄物を早期に発見・処理できるよう、関係機関との連携を図りながら、環境パトロールや予防啓発など、市内の環境美化に取り組んでいます。
- 市民・団体・事業所・行政が一体となって美化運動に取り組み、「ごみのないまち・きれいなまち・美しいふるさとづくり」を推進することを目的に「クリーン缶トリー運動」を実施しています。
- 環境美化に関する各種啓発看板の配布や、清掃活動を行う各種団体等に清掃ボランティア用のごみ袋を交付するなど、自然環境を守り育む個人・団体への育成・支援に取り組んでいます。
- 環境教育の一環として、児童が森林で間伐体験を行い、自然と触れ合うことで、自然環境保全意識の醸成に努めています。
- 公共下水道への早期接続と合併処理浄化槽の適正な維持管理を促し、排水処理を水洗化することで、汚水処理による河川等の水質汚濁の防止に取り組んでいます。
- し尿及び浄化槽汚泥については、適正処理を行うため、岩出市と紀の川市の2市で構成する那賀衛生環境整備組合で管理運営を行っています。
- 吉野川から紀の川の流域市町村で構成される吉野川・紀の川流域協議会の広域活動を推進し、市内を流れる紀の川の水質保全と自然環境の保全に取り組んでいます。
- 農道、林道、ため池等の農林業用施設については、自然の素材を活用し、宅地、商業地、工業地などの都市景観と共存し、調和が保てるよう自然環境に配慮した整備に取り組んでいます。



- 地球温暖化防止月間や環境月間などにおけるパネル展示や地球温暖化防止体験教室の開催、イベント時の啓発など、地球温暖化などの環境問題に対する市民の関心を高める取組を実施しています。
- 市民・民間企業との連携を図りながら、省エネルギー対策及び温室効果ガス排出削減に取り組む、地球にやさしい環境づくりに努めています。
- 区・自治会等が維持管理する既存の蛍光灯防犯灯から、地球環境への負荷が少ないLED防犯灯への移行を補助することにより、環境にやさしいまちづくりに向け取り組んでいます。
- 岩出市地球温暖化対策実行計画に基づき、庁舎のLED化の推進や節電の取組など、市の公共施設における温室効果ガスの排出削減に取り組んでいます。
- 省エネルギー・脱炭素化の実現に向け、国の方針がダイオキシン対策から二酸化炭素排出抑制に軸足を移したことから、老朽化した岩出クリーンセンターの設備更新にあわせて、燃焼施設をダイオキシン対策のガス化熔融炉から、二酸化炭素削減効果のあるガス化燃焼炉に転換する基幹的設備改良を行っています。

主な取組方針 (戦略) …総合戦略による取組方針

取組方針 1 環境美化活動の推進

- 自然を守り、育む、個人やボランティア団体の育成・支援に取り組みます。
- (戦略) ●自然を呼びかける市民参加イベントを開催し、自然を愛する心とマナーの向上を図ります。
- (戦略) ●パトロールや啓発により、不法投棄の未然防止、早期処理に取り組みます。

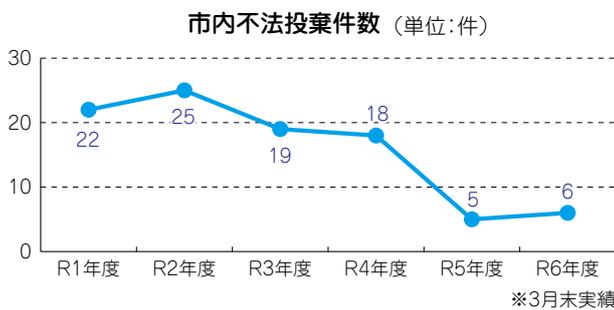
取組方針 2 自然環境との共存

- 土地利用方針に基づき、都市景観に配慮した緑地・農地・宅地などの土地利用を促進しながら、自然環境の保全と調和に努めます。
- (戦略) ●公共下水道及び合併処理浄化槽による排水処理の水洗化を推進し、河川等の水質汚濁の防止に取り組みます。

取組方針 3 地球温暖化対策の推進

- (戦略) ●地球温暖化などの環境問題への関心を高めるため、環境問題に関する周知・啓発に努めます。
- 温室効果ガスの排出削減など、市民・民間・行政の連携・協力を図りながら、地球温暖化防止対策に努めます。
- (戦略) ●公共施設への導入や一般家庭への普及啓発など、新エネルギーの活用と省エネルギーへの取組を促進します。

評価指標 (戦略) …総合戦略 KPI	現状値 (令和 6 年度)	目標値 (令和 12 年度)
公害のないまちづくりに満足している市民の割合	84.0%	86.5%
自然の保全・活用に満足している市民の割合	74.4%	77.6%
環境衛生に満足している市民の割合	79.4%	82.2%
(戦略) 不法投棄の件数	6 件	5 件
(戦略) クリーン缶トリー運動参加人数	2,084 人	2,500 人



美化ボランティア活動支援 (単位: 枚)

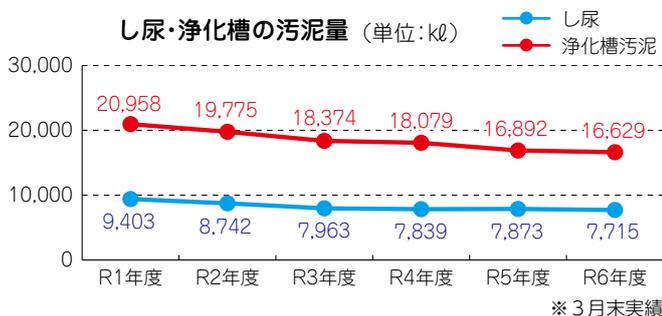
ボランティア袋使用数	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
	11,753	9,286	8,940	7,588	8,168	7,569

※3月末実績

クリーン缶トリー運動 (単位: 人)

	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
参加人数	2,141	中止	中止	1,345	1,409	2,084

※3月末実績



防犯灯の LED 化 (単位: %, 基)

	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
LED 化率	29	34	40	46	50	55
防犯灯数	3,653	3,664	3,671	3,682	3,692	3,712
LED 防犯灯数	1,048	1,241	1,475	1,699	1,827	2,024

※3月末実績

1-2-2

生活環境の向上

本市の状況

関連 SDGs



基本目標

1

住んでよかったと思えるまちづくり

- 地域の美観の保持及び市民の快適な生活環境の確保を図るため、放置自転車について、駅前駐輪施設等の整理・指導をはじめ、利用者のマナー向上を図るための啓発や撤去などの対策に取り組んでいます。
- 狂犬病の発生を予防するため、狂犬病予防接種の実施や、飼い犬の登録を推進しています。また、地域でのトラブル防止や快適な生活環境づくりのため、飼い主のマナーについての啓発などに取り組んでいます。
- 少子高齢化や人口減少により、あき地における雑草の繁茂など、市民の身近な生活環境についての相談や要望は、今後も増加することが予想され、その対応が求められています。
- あき地の雑草繁茂については、所有者等に対する除去通知の送付など、適切な管理を促すことにより、良好な生活環境の保持に取り組んでいます。
- 「産業廃棄物処理施設設置に反対する都市宣言」を令和5年3月20日に行い、より強固なものにするため、産業廃棄物処理施設の設置についての紛争の予防、地域における健全な生活環境の維持及び向上を目的として、「岩出市産業廃棄物処理施設の設置に係る紛争の予防に関する条例」を令和5年10月6日に制定しました。
- ごみの減量化・再資源化の推進については、平成24年度から家庭系可燃ごみ袋有料化を実施し、令和8年度から可燃ごみ袋の特小を作成するとともに、生ごみ処理容器などの購入への補助や区・自治会等で行われる集団資源ごみ回収への奨励金交付、使用済み小型家電の回収など、市民によるごみ減量化・再資源化への支援を行っています。



- ごみの分別や排出抑制などの取組により、一般廃棄物排出量のうち、家庭系可燃ごみ、事業系一般廃棄物ともに、減少傾向となっています。
- リサイクル可能な粗大ごみを岩出クリーンセンター内に設置したリサイクル工房において、再利用品として整備し、展示販売会を行うとともに、4R（リフューズ・リユース・リサイクル）の啓発・推進に取り組んでいます。
- ごみ集積所の集約化により、効率・効果的な収集体制の構築に取り組むとともに、公衆衛生の向上と管理体制の徹底を図るため、区・自治会に対し、ごみ集積施設の設置支援を行っています。
- 高齢化が進む中、ごみ集積所へのごみの持ち出しが困難な高齢者や障害のある人に対し、収集作業員が戸別訪問する「ふれあい収集」による回収支援を実施しています。

放置自転車

(単位：件)

	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
撤去件数	113	90	75	68	68	77

※3月末実績

雑草等除去

(単位：%)

	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
除去達成率	83.9	86.6	86.0	76.9	86.8	80.5

※3月末実績

狂犬病予防 (啓発・予防接種・登録)

(単位：%)

	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
注射率	64.90	64.33	64.05	62.34	62.64	64.28

※3月末実績

主な取組方針 (戦略) …総合戦略による取組方針

取組方針 1 良好な生活環境の形成

- 市民の美化意識や活動意欲の向上を図るため、自主活動を行う市民・地域・団体の活動推進と支援に取り組みます。
- 市民それぞれの良好な生活環境を保持するため、身近な環境問題に関する周知・啓発と問題解消に努めます。

(戦略) ●雑草の繁茂に対し、所有者への指導や助言により適切な管理を求めます。

取組方針 2 ごみの減量化と再資源化の推進

- 負担の公平性を保つため、家庭系ごみの有料化を推進し、ごみの排出抑制に取り組みます。

(戦略) ●ごみの減量化及び再資源化に対する市民や事業者の意識向上と、ごみ分別への取組強化に努めます。

(戦略) ●粗大ごみ等として回収した自転車や家具をリサイクルし、展示・販売を行うことで、ごみの減量化と再資源化に取り組みます。

- 食品ロスの削減の啓発に努め、食べ物を無駄にしない意識の醸成を図ります。

取組方針 3 効率的なごみ収集体制の構築

- ごみ収集の効率化を図るため、区・自治会によるごみ集積所へのごみの集約化を推進します。

- ごみ出しが困難な高齢者及び障害のある人を支援するための収集支援に取り組みます。

評価指標 (戦略) …総合戦略 KPI	現状値 (令和 6 年度)	目標値 (令和 12 年度)
ごみ減量化の推進に満足している市民の割合	70.6%	73.9%
市民 1 人あたりのごみの排出量	859g/ 人 / 日	798g/ 人 / 日
ごみの再資源化率	19.1%	27.0%
(戦略) リサイクル自転車・家具の年間販売件数	86 件	150 件
(戦略) 雑草等除去依頼達成率	80.5%	85.0%

関連する個別計画	計画期間
一般廃棄物処理基本計画	令和 3 年度～令和 12 年度

ごみ再資源化率 (単位: %)



ごみ排出量

(単位: t)

	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
可燃 (家庭系)	9,335	9,164	9,324	9,142	8,802	8,540
可燃 (事業系)	3,769	3,520	3,223	3,312	3,359	3,277
不燃ごみ	972	988	1,010	891	814	780
資源ごみ	1,639	1,685	1,682	1,633	1,500	1,483
粗大ごみ	2,790	3,087	3,069	2,703	2,195	1,983
雑草	800	750	717	675	749	774
計	19,305	19,194	19,025	18,356	17,419	16,837

※3月末実績

ふれあい収集

(単位: 件)

	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
登録件数	48	50	62	72	79	80

※3月末実績

第2章 安全で安心して暮らせるまちづくり



2-1-1 地域防災の推進

本市の状況

関連 SDGs



- 全国で自然災害が激甚化・頻発化しており、新たな災害の発生によって、災害対応の教訓が追加されてきています。
- 全国の災害事例をもとに今後の防災・減災のあり方や、課題を整理することを目的に、令和6年度に岩出市地域防災計画の検証を行い、逃げ遅れる人を出さないための初動体制の確立に取り組んでいます。
- 市民・地域の「自助・共助・公助」への理解と認識を深め、災害時の初動体制の強化と対応できる技術と知識を養うため、巨大地震・風水害などの大規模災害を想定し、避難路確保、初期消火活動、避難所開設、応急救護などを行う地域防災訓練を実施しています。
- 地域防災訓練に一人でも多くの方に参加いただくため、広報紙やチラシなどでの周知・啓発を図るとともに、訓練会場における参加者アンケートの実施や訓練内容の充実に取り組んでいます。
- 防災マニュアルの全戸配布を行い、土砂災害警戒区域、洪水浸水想定区域、ため池ハザードマップなどの情報提供に努め、市内危険箇所の周知を促すことで、自主避難につながる防災知識及び防災意識の高揚に取り組んでいます。
- 防災啓発チラシの配布や、地域における防災説明会の開催など、災害や防災対策に関する情報の周知に努め、災害への危機意識や防災への関心の高揚に取り組んでいます。



- 災害時の情報伝達について、庁内及び関係機関との連携体制を強化するとともに、SNSの活用や、防災行政無線放送（市内放送）の内容を確認できる電話応答サービスの提供や、放送が聞き取りづらい家庭に対し新たに戸別受信機の有償貸与を始めるなど、手段の複数化・機能補完により、地域への情報伝達体制の充実に取り組んでいます。
- 自主防災組織の結成を促進するとともに、自主防災組織の活動促進や資機材・備蓄物資の購入補助など支援を行い、「自助・共助」の体制確立に取り組んでいます。
- 災害発生時に備え、自力で避難することが困難な高齢者や障害のある人等の避難行動要支援者で、事前に同意を得た方の名簿情報を消防機関、警察、民生委員・児童委員、社会福祉協議会等の避難支援等関係者と情報共有しています。
- 災害時の避難支援等の実効性を高めるため、避難行動要支援者のうち同意を得た方の個別避難計画の作成を進めています。

地域防災訓練参加者数（単位：人）



自主防災組織延べ結成数（単位：組織）



主な取組方針 (戦略) …総合戦略による取組方針

取組方針 1 地域防災活動の推進

- (戦略) ● 市民・地域の防災意識と初動体制の強化を図り、一人でも多くの市民が関心を持ち、参加することができるよう、地域防災訓練の内容充実と参加促進に努めます。
- 地域及び地域間における「自助」、「共助」の強化を図るため、自主防災組織の結成と組織への活動推進及び支援に取り組みます。
 - 行政、区・自治会、自主防災組織、消防団、医療機関等の関係団体と連携を図り、初動体制の確立に取り組みます。

取組方針 2 防災意識の高揚

- 自主避難による効果を高めるため、土砂、洪水、ため池など、市内危険箇所の情報提供と周知に努めます。
 - 災害への危機意識や防災への関心を高めるため、災害や防災対策に関する情報の周知に取り組みます。
- (戦略) ● 「自助」、「共助」意識の醸成のもと、地域協力体制の確立を図り、地域の防災意識を高めるため、自主防災組織の結成を促進します。

取組方針 3 地域防災体制の強化

- 各災害に応じ、必要とされる物資や資材を確保し、避難所運営の充実を図るための計画的な準備を進めます。
 - 災害時の情報伝達の連携体制の強化を図るとともに、情報伝達範囲の拡大と手段の確保に取り組み、情報伝達体制の充実に努めます。
- (戦略) ● 災害等発生時の避難支援策として、避難行動要支援者登録名簿の整備と情報共有に取り組みます。

評価指標 (戦略) …総合戦略 KPI	現状値 (令和 6 年度)	目標値 (令和 12 年度)
自主防災組織の組織数	67 組織	70 組織
(戦略) 地域防災訓練への参加人数	5,408 人	5,950 人

関連する個別計画	計画期間
国土強靱化地域計画	令和元年度～令和 12 年度
地域防災計画	昭和 37 年度～ (随時見直し)
国民保護計画	平成 18 年度～ (随時見直し)

2-1-2 防災・減災基盤の充実

本市の状況

関連 SDGs



基本目標

2

安全で安心して暮らせるまちづくり

- 近年、巨大地震や線状降水帯などによる集中豪雨がもたらす浸水被害、河川の氾濫など自然災害に対する脅威にさらされている中、多種多様な災害に対応した防災体制の確立のため、ハード・ソフト両面の対策を行っていく必要があります。
- 国による紀の川狭窄部対策事業が令和3年3月に完了し、水位低下による減災効果が期待されています。
- 国営総合農地防災事業による市内用排水路の整備が進み、浸水被害の軽減が期待されます。また、県に対し根来川・住吉川の整備・改修を継続して要望しています。
- 水路改修等の実施や、防災重点農業用ため池の維持管理や施設の整備を行うことで、浸水被害の解消や軽減、防災機能の向上に取り組んでいます。
- 交通公園、東公園、さぎのせ公園を防災公園と位置付け、災害時の避難場所として活用できるよう非常用発電設備、マンホールトイレ、防災備蓄倉庫などの防災設備を整備しました。
- 公共施設の老朽化が進む中、「国土強靱化地域計画」、「公共施設等総合管理計画」に基づき、事業費の平準化と事業財源確保に努めながら、避難施設をはじめとする公共施設の長寿命化と災害に強い施設への機能強化に取り組んでいます。
- 住宅耐震化については、市イベントや広報紙等による啓発に加え、耐震診断者への個別訪問やDM送付など、「自助」の取組として住宅耐震への興味と防災意識の高揚を図るとともに、実施経費に対する補助支援を行うなど、住宅耐震化促進に取り組んでいます。



- 地震発生時の家具転倒等による被害から生命及び財産を守るため、家具固定等の取組の推進・啓発、補助による支援に取り組んでいます。
- 市内避難施設等へ配備している備蓄物資及び資機材等の充実に努め、あらゆる災害時の状況を想定しながら、優先とされるものから順に配備を進めています。
- 災害発生時における、各種インフラの早期復旧、必要とされる物資・資機材の調達などの応急対策や被災後の早期復興に万全を期するため、他の自治体との応援協定や事業者との災害時における協定の締結を進めています。
- 大規模災害時には、庁舎や職員の被災などによって行政機能が大幅に低下することが想定されます。国や他の自治体、民間団体等に対する早期の応援要請により、効果的な災害応急対策や迅速な被災者支援、復旧・復興への取組を可能とするため、受援体制や支援を要する業務などを事前に定める「岩出市受援計画」を策定しました。

住宅耐震化補助延べ件数（単位：件）



主な取組方針 (戦略) …総合戦略による取組方針

取組方針 1 浸水被害防止対策

- (戦略) ● 河川・水路の排水機能の強化を図るなど、ゲリラ豪雨等による浸水被害の軽減に努めます。
- (戦略) ● 国による国営総合農地防災事業、県による河川改修や防災重点農業用ため池改修など、関係機関との連携を図りながら市内浸水対策の計画的な実施と早期完成に取り組みます。

取組方針 2 都市防災基盤の整備

- (戦略) ● 震災時の住宅被害への抑制を図り、居住者の安全・安心を高めるため、住宅耐震化及び家具の転倒防止を推進します。
- 市内公共施設の安全性を高め、防災時の機能強化を図るための長寿命化対策に取り組みます。

取組方針 3 防災まちづくりの推進

- 関係機関と連携し、災害時に求められるライフラインの確保に努めます。
- (戦略) ● 防災設備の整備や備蓄物資及び資機材等の充実などにより、避難施設の機能強化に取り組みます。
- (戦略) ● 災害時の救護や災害物資提供等について、自治体及び民間企業との協定締結を進めます。
- 防災計画・防災体制を具体的かつ実践的なものとするため、適宜見直しに努めます。

評価指標 (戦略) …総合戦略 KPI	現状値 (令和 6 年度)	目標値 (令和 12 年度)
防災・減災対策の推進に満足している市民の割合	56.4%	60.2%
住宅耐震化の補助件数 (累計)	135 件	195 件
(戦略) 災害時応援協定締結件数	83 件	91 件
(戦略) マンホールトイレ設置数	14 カ所	15 カ所

関連する個別計画	計画期間
国土強靱化地域計画	令和元年度～令和 12 年度
地域防災計画	昭和 37 年度～ (随時見直し)
受援計画	令和 5 年度～ (随時見直し)
公共施設等総合管理計画	平成 28 年度～令和 32 年度
耐震改修促進計画	令和 8 年度～令和 12 年度
岩出市業務継続計画	令和 2 年度～ (随時見直し)
ICT 部門業務継続計画	平成 24 年度～ (随時見直し)
下水道事業業務継続計画	平成 28 年度～ (随時見直し)

2-1-3 火災予防の推進

本市の状況

関連 SDGs

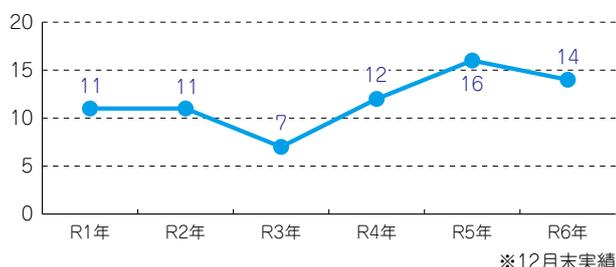


- 火災件数は年によって増減がありますが、出火原因のほとんどが不注意による失火であることから、市民の火災予防意識の高揚のための啓発が重要となっています。
- 岩出市と紀の川市の2市で共同設置する那賀消防組合を常備消防組織とし、市消防団等との連携及び協力体制への強化を図りながら、市内消防体制の確立と機能充実に取り組んでいます。
- 岩出市、紀の川市、和歌山市、海南市、有田市、紀美野町の5市1町で構成する「和歌山広域消防指令センター」による通信指令業務の共同運用により、火災、救助、救急に対する消防及び救急無線の通信体制の強化・充実に取り組んでいます。
- 那賀消防組合、消防団、医療機関などの関係機関と連携し、総合消防訓練や集団救急事故総合訓練、地震災害時の救出救護訓練など、消防、救急、救助、救急医療体制の強化及び充実を図るための訓練を実施しています。
- 地域防災訓練での消火訓練や一日防火デーでの地域における訓練など、実際に消火器を使い、消火体験できる体験型訓練を推進し、火災の怖さを知ったうえでの危機体験からくる火災予防意識の高揚を図るとともに、火災被害を抑制するための初期消火行動がとれる市民の育成に取り組んでいます。



- 春と秋の全国火災予防運動に併せ、那賀消防組合、消防団、婦人防火クラブなどの関係機関等と連携し、市内街頭啓発などにより、市民の火災予防意識の高揚に努めています。
- 全国的に消防団員数が減少し、高齢化も進んでおり、消防団員の継続的な人材の確保が課題となっています。
- 消防の活動拠点となる消防屯所などへ常備備品や資機材、また、消防団員等が扱う装備品など、消防施設設置備品の充実と消防団員の活動支援に取り組んでいます。
- 消防屯所について、老朽化に伴う修繕を随時実施しながら、改修や建て替えに対する補助支援を行うなど、地域や消防団と協力し、施設の長寿命化に努めています。

火災発生件数（単位：件）



主な取組方針 (戦略) …総合戦略による取組方針

取組方針 1 消防・救急体制の強化と連携

- 那賀消防組合を核とした市内消防体制の確立と機能充実に努めます。

(戦略) ●「和歌山広域消防指令センター」での消防指令業務の共同運用により、各消防本部との連携、情報共有による通報体制の強化と業務の効率化に取り組みます。

- 各関係機関との連携を図り、消防、救急、救助、救急医療による体制づくりに努めます。

取組方針 2 火災予防意識の高揚

(戦略) ●地域防災訓練や火災予防運動などの各種イベントにおける体験型訓練や啓発活動を通じ、火災予防意識の高揚と消火技能の育成に取り組みます。

- 各関係機関との連携を図りながら、市内街頭啓発等を通じ、市民の火災予防意識の高揚に努めます。

取組方針 3 消防施設等の充実

(戦略) ●消防屯所等への常備備品などの消防施設設置備品の充実と消防団員の活動支援、団員確保に取り組みます。

(戦略) ●消防団の活動拠点となる屯所の整備など、計画的な取組を進めます。

評価指標 (戦略) …総合戦略 KPI	現状値 (令和 6 年度)	目標値 (令和 12 年度)
消防団員数	322 人	341 人
(戦略) 火災発生件数 (年間)	14 件	8 件

関連する個別計画	計画期間
地域防災計画	昭和 37 年度～ (随時見直し)

2-2-1

交通安全対策と防犯環境の充実

本市の状況

関連 SDGs



- 歩行者・自転車利用者の交通事故防止対策のため、転落防止柵、ガードレール、カーブミラー、区画線、道路照明灯の設置・修復など、交通安全施設の整備と充実に取り組んでいます。
- 信号機や道路標示などに関する意見・要望については、公安委員会や警察などの関係機関に対し、周辺環境を考慮しながら、実現に向けた働きかけを実施しています。
- 道路パトロールによる安全確認とともに、路面・付属施設などの点検業務結果に基づく道路現状把握などに取り組み、危険性や重要性の高いものから、優先的に改修を進めています。
- 市内道路の歩道整備については、重点路線としていた市道山西国分線（通称：農免道路）の歩道整備は完了しています。その他の市道についても歩道整備の必要な箇所を選定し、整備を進めていますが、既存道路沿いには、住宅、店舗等が立ち並び、用地の取得などが大きな課題となっています。
- 交通安全への理解と知識を深めるため、交通安全運動による街頭啓発をはじめ、保育所での交通安全教室や交通少年団の育成、ときめき交通大学など、交通弱者である子どもや高齢者を中心とした交通安全教室及び講座を実施しています。
- 徒歩及び自転車で登校する児童・生徒を対象に、月2回早朝街頭指導として、交通指導員による交通安全の呼びかけ、交通指導を行っています。
- 交通安全への関心を高めることを目的に、令和5年度から参加・体験型のイベントである「交通安全フェア」を開催しています。
- 夜間における歩行者等の通行安全と犯罪被害の未然防止を図るため、区・自治会長の申請により防犯灯を設置しています。また、区・自治会等が維持管理する既存の蛍光灯防犯灯から、維持管理コストの低いLED防犯灯への移行を支援しています。



- 区・自治会や地域ボランティア等に対し、防犯グッズの貸し出しを行うなど、地域での自主防犯活動への支援に努め、地域防犯体制の充実に取り組んでいます。
- 地域の安全・安心のため、令和8年度から、区・自治会で設置する防犯カメラに対する補助金制度を導入しています。
- 市民一人ひとりの防犯意識を高めるため、警察や防犯自治会などとの協力体制のもと、防犯講座や啓発活動に取り組んでいます。
- 地域住民の防犯意識の高揚と知識の向上を図り、犯罪被害を未然に防止するため、市内放送、安心・安全メールやLINEなど、不審者情報等の発信と注意喚起に取り組んでいます。
- 市内犯罪や青少年の非行防止などのため、生活安全推進協議会などの各関係団体との連携及び活動支援を行うとともに、岩出市職員自主防犯パトロール隊による青色パトロールや夜間防犯パトロールの拡充に努めています。
- 犯罪被害者などの被害の回復及び負担の軽減を図り、犯罪被害者などが平穏な生活を営むことができる社会を実現することを目的に、「岩出市犯罪被害者等支援例」を策定しました。

主な取組方針 (戦略) …総合戦略による取組方針

取組方針 1 道路交通環境、交通安全施設の整備

- 信号機や道路標示、交通規制などの要望については、実現に向け、関係機関に対し働きかけを行います。
- 歩行者の安全確保として、転落防止柵、ガードレールなど、交通安全施設の整備と充実に取り組みます。
- 道路パトロールなどの安全確認を実施し、路面状況や付属施設等の安全性を保持するための補修・改修を進めます。

(戦略) ●交通量の多い幹線道路や通学路など歩道設置の必要な箇所の選定、整備に取り組みます。

取組方針 2 交通安全意識の高揚

- 交通安全への理解と知識を深めるため、街頭での啓発活動に取り組みます。

(戦略) ●保育所、交通少年団やときめき交通大学を通じ、子どもや高齢者の方を中心とした交通安全教育の充実に取り組みます。

取組方針 3 防犯灯の整備

- (戦略) ●岩出市防犯灯設置要綱に基づき、区・自治会長から申請があった防犯灯を設置し、夜間の安全確保に努めます。
- 維持管理コストの抑制効果を踏まえ、LED 防犯灯への移行を推進します。

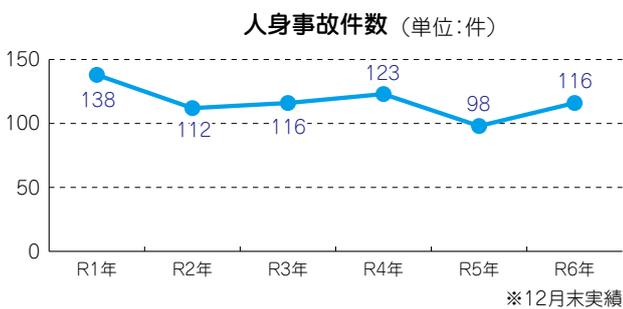
取組方針 4 地域防犯活動の促進

- (戦略) ●地域活動の取組を支援し、地域での自主防犯対策への取組を推進します。
- (戦略) ●地域の安全・安心のため、防犯カメラを設置する区・自治会に対し補助金を交付します。
- (戦略) ●防犯情報の発信や地域住民の防犯意識の高揚と知識の向上を図り、犯罪被害の未然防止に努めます。
- (戦略) ●生活安全推進協議会など、各関係団体との連携を図り、安全で安心できるまちづくりの推進に取り組みます。

取組方針 5 犯罪被害者等の支援

- 犯罪被害者等支援制度に基づき、犯罪被害者等への支援に取り組みます。

評価指標 (戦略) …総合戦略 KPI	現状値 (令和 6 年度)	目標値 (令和 12 年度)
交通安全対策の充実に満足している市民の割合	51.7%	55.5%
防犯対策の充実に満足している市民の割合	40.7%	44.1%
(戦略) 交通事故発生件数 (年間)	116 件	95 件
(戦略) 刑法犯認知件数 (年間)	278 件	236 件



2-2-2 安全な消費生活の推進

本市の状況



関連 SDGs

基本目標

2

安全で安心して暮らせるまちづくり

- デジタル化の進展などによって、インターネット通販や SNS をきっかけとした消費者トラブルが増加しています。
- 消費者トラブルに遭ってしまった場合、その後の対応や事業者との話し合いなど、消費者自身で解決していくのは非常に難しく、中には詐欺や悪質な勧誘に巻き込まれるなど、警察や弁護士への相談に転じるケースがみられます。
- 消費生活相談体制の充実のため、岩出市消費生活相談窓口を令和 6 年 4 月に「岩出市消費生活センター」として設置し、和歌山県消費生活センターなどの関係機関と連携しながら、市民の消費生活の安全・安心の確保に取り組んでいます。
- 消費生活相談の内容や悪質商法の手口など、年々、巧妙化しており、消費者に対し、柔軟かつ適切な相談対応ができるよう、法令に関する知識や相談事例などの情報収集に努めるとともに、実務研修への参加など、相談員や担当職員の資質向上に努め、相談体制の強化に取り組んでいます。
- 電話相談、来所相談に加え、令和 6 年 9 月から Web フォームからの相談を開始しました。
- 消費者トラブルの未然防止を目的に、物資等による啓発、市内放送や広報紙等による情報提供に取り組んでいます。
- 消費生活相談では、特殊詐欺や商品の送り付け、インターネット通販、訪問販売などのトラブルに悩まされる在宅の高齢者が多く、市では地域や高齢者に対し、相談窓口の周知を行うとともに、身近な存在となる民生委員・児童委員やケアマネージャーなどへの協力を促し、高齢者を地域で見守る体制づくりに取り組んでいます。



- ふれあい学級や地域ケア会議などで出前講座を実施し、高齢者を取り巻く生活環境を視野に入れ地域の見守り強化を図りながら、消費者育成のための実践的な消費者教育に取り組んでいます。
- 令和 4 年度から、契約など消費生活に関することや衣・食・住、お金など、身近な暮らしの基礎知識について幅広く学べる講座として、消費生活教養講座を開催しています。
- 製品事故等の未然防止及び消費者保護を目的に、「電気用品安全法」「家庭用品品質表示法」「消費生活用製品安全法」に基づき、事業所への立入検査を実施し、消費生活の安全確保に努め、安定した消費生活を送れるまちづくりに取り組んでいます。

消費相談件数（単位：件）



令和 6 年度の相談状況

(単位：件、%)

	店舗購入	訪問販売	通信販売	架空請求・不審電話など	電話勧誘	その他	計
構成割合	20	7	30	11	5	27	100
相談件数	44	16	68	26	11	61	226
R1年度との比較	+11	+1	+23	-3	-4	+46	+83

主な取組方針 (戦略) …総合戦略による取組方針

取組方針 1 消費生活相談の充実

- 和歌山県消費生活センターなど関係機関と連携し、消費生活相談体制の充実を図ります。
- 実務研修への参加や資格取得など、相談員や担当職員の実務面での資質向上を図り、相談窓口の充実に努めます。
- 民生委員・児童委員やケアマネージャーなどへの協力を促し、高齢者等を地域で見守る体制強化に取り組みます。

取組方針 2 消費者教育の拡充

- (戦略) ●物資等による啓発、出前講座など、消費者の育成を図るため、実践的な消費者教育に取り組みます。
- 多発するトラブル事例の周知及び注意喚起を図るため、啓発チラシ等による情報発信を行います。

取組方針 3 消費生活商品の安全確保

- 「電気用品安全法」「家庭用品品質表示法」「消費生活用製品安全法」に基づく、立入検査を行います。
- 製品事故等の未然防止や商品の適正表示を促すとともに、消費生活の安全確保に努めます。

評価指標 (戦略) …総合戦略 KPI	現状値 (令和 6 年度)	目標値 (令和 12 年度)
消費生活等相談件数	226 件	270 件
(戦略) 出前講座参加人数 (累計)	2,566 人	4,000 人
(戦略) 相談解決割合	97.35%	98.00%

2-2-3

支え合いのまちづくり

本市の状況

関連 SDGs



基本目標

2

安全で安心して暮らせるまちづくり

- 市民一人ひとりの生活の規範となる市民憲章の啓発活動に市イメージキャラクター「そうへいちゃん」を活用し取り組むとともに、小中学生による書写や文化祭への作品展示など、市民が市民憲章に触れる機会を増やす取組を推進しています。
- 区・自治会については、加入世帯数が年々減少しており、転入者へのチラシ配布や自治会の新設など、加入促進に取り組んでいます。
- 地域の活動拠点となる地区集会所の整備や区・自治会振興助成金による地域活動支援など、地域振興及び地域コミュニティ醸成のための支援に取り組んでいます。
- 少子高齢化の進行や、核家族・単身世帯の増加、地域コミュニティにおける人間関係の希薄化などによる支え合いの機能が低下する中で、高齢者や障害者、生活困窮者など支援を必要とする人々は社会的に孤立する傾向があり、また、介護・障害・子育て・生活困窮など複数分野の課題を抱える個人・世帯が顕在化しています。
- 一人暮らし高齢者や高齢者のみの世帯、障害のある人、子育て家庭等が地域で孤立することのないよう、民生委員・児童委員や地域見守り協力員などによる、地域での見守りや声かけをはじめ、民間事業者等と協定を結ぶなど、見守り体制づくりに取り組んでいます。



- 地域福祉計画に基づく各施策の推進を図りながら、お互いが助け合い、地域福祉活動に積極的に参加できる地域の体制づくりを進めるため、社会福祉協議会との連携強化に努めています。
- 地域における活動やボランティアに対する関心が深まるよう、地域福祉についての講座を開催するとともに、社会福祉協議会が開催する講座や研修等に関する情報や地域福祉活動等の紹介など、情報提供に取り組んでいます。
- 社会福祉協議会に登録のあるボランティア（福祉ボランティア）が地域での自主活動が行えるよう、活動機会の拡充と参加意識を高めるための周知・啓発に取り組んでいます。

区・自治会への加入世帯数 (単位:世帯)



地区集会所整備補助件数 (単位:件)



主な取組方針 (戦略) …総合戦略による取組方針

取組方針 1 地域コミュニティの形成

- 地域での支え合いや地域活動への希薄化が進む中、転入・未加入者への加入促進対策に取り組みます。
- (戦略) ● 地区集会所の整備や地域活動支援など、地域の自主活動を促進するため支援に努めます。

取組方針 2 地域福祉体制の構築

- 地域における活動が活性化されるよう、社会福祉協議会などの関係機関や地域福祉に関わる団体との連携と活動支援に取り組みます。
- (戦略) ● 民生委員・児童委員や地域見守り協力員などによる、地域での見守りや声かけ活動を推進します。
- (戦略) ● 助け合いができる地域づくりを推進するため、ボランティア養成等の講座を通じて地域福祉の担い手づくりに取り組みます。

評価指標 (戦略) …総合戦略 KPI	現状値 (令和 6 年度)	目標値 (令和 12 年度)
地域コミュニティの形成に満足している市民の割合	39.9%	43.3%
区・自治会数	396 団体	400 団体
地域福祉の充実に満足している市民の割合	45.0%	48.0%
福祉ボランティアの人数	148 人	150 人
(戦略) 区・自治会加入世帯数	14,916 世帯	15,000 世帯
(戦略) 地域見守り協力員の人数	35 人	45 人
(戦略) 地域福祉講座参加人数 (累計)	790 人	1,400 人

関連する個別計画	計画期間
地域福祉計画	令和 8 年度～令和 12 年度

第3章 笑顔あふれるまちづくり



目標施策	基本施策	主な取組方針
3-1 心豊かな人が育つまち	3-1-1 学校環境の充実	<ul style="list-style-type: none"> 1 教育環境の整備 2 教育相談の充実 3 家庭・地域との連携
	3-1-2 個別最適・協働的な学びの実現	<ul style="list-style-type: none"> 1 学力の向上 2 心身の健全育成 3 学校給食の充実
	3-1-3 青少年健全育成の推進	<ul style="list-style-type: none"> 1 青少年を取り巻く環境整備 2 青少年の活動推進 3 自立と成長の促進
	3-1-4 文化・芸術活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> 1 文化・芸術活動の推進 2 公民館事業の充実
	3-1-5 生涯学習の充実	<ul style="list-style-type: none"> 1 生涯学習の振興 2 生涯学習施設の整備 3 図書館事業の充実
	3-1-6 生涯スポーツの推進	<ul style="list-style-type: none"> 1 生涯スポーツの振興 2 スポーツ活動の充実 3 スポーツ環境の整備
3-2 共生社会を実現するまち	3-2-1 人権尊重の推進	<ul style="list-style-type: none"> 1 計画的な施策の推進 2 人権尊重の意識醸成 3 人権教育の推進
	3-2-2 多文化共生・ジェンダー平等の推進	<ul style="list-style-type: none"> 1 多文化共生の推進 2 男女共同参画の推進 3 あらゆる暴力の根絶

3-1-1 学校環境の充実

本市の状況

関連 SDGs



- 児童生徒が安心して学校生活を送れるよう、適切な教育環境を維持するため、劣化や老朽化した学校施設の改修、環境衛生の充実などの対応を優先的に進めています。しかし、人口減少による税収の減少など地方財政が厳しい中、今後の維持管理・更新費用に係る財源の確保が喫緊の課題となっています。
- 児童生徒の安全確保を図るため、全小中学校への防犯カメラの設置を令和6年度に完了しました。
- 老朽化した施設の改修については、校舎の壁面や教室の床や空調などの改修に向けた長寿命化計画を策定し、計画的に整備しています。
- 環境衛生の充実については、市が進める公共下水道整備計画の進捗に合わせて、学校施設の公共下水道接続とトイレ改修（洋式化、乾式化）を計画的に進めており、令和7年度末時点での整備率は75%となっています。
- 令和9年蛍光灯販売停止に伴うLED照明整備を進めるため、長寿命化計画を一部見直し、令和9年度を目途に小中学校の整備に向け進めています。
- 通学路については、学校、警察、道路管理者、保護者等との合同点検などにより危険箇所を把握し改修するなど、児童・生徒の安全確保に取り組んでいます。
- 登下校時の児童・生徒の安全確保のため、防犯ブザーの購入費の補助や、家庭・学校・地域・関係機関との連携を図り、交通安全対策に取り組んでいます。
- 令和6年10月から県の公立学校給食費無償化事業を活用し、市内小中学校の学校給食費の無償化を行っています。
- 特別な支援を必要とする児童・生徒の就学について、教育支援委員会において医学的な見地、保護者の意向、学習・生活状況など、関係機関との連携を図りながら、事前調査の徹底と訪問、保護者面談の充実に取り組んでいます。
- 通級指導教室を設置し、対象児童・生徒が抱える困難さの克服に取り組んでいます。令和7年度には山崎北小学校に「よつば」教室を新設し、現在は市内5教室で指導を行っています。



- 児童・生徒の心の健康のサポートと悩みの解決を図るため、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどによる教育相談の充実に取り組んでいます。
- 教育支援センター「フレンド」を駅前ライブラリーに移転し、心理的要因等により学校生活になじめず登校できない児童・生徒の学校生活への復帰や社会的自立を目指し、基礎学力の補充、不安の解消などの支援に取り組んでいます。また、令和6年10月から、フレンドでも学校給食の提供を行っています。
- 児童・生徒が安全に学習でき、充実した学校生活を送れるよう、「岩出市いじめ防止基本方針」に基づき、校内いじめ防止対策委員会の充実や人権教育及び道徳教育への取組など、いじめの未然防止対策に取り組んでいます。
- 校務支援システムの活用や、教員業務支援員・ICT支援員の配置により、事務負担を軽減し、教員が教育の質の向上に向けた授業準備等に集中できる環境づくりや業務量の適正管理に努めています。
- コミュニティスクールにより、学校と保護者や地域住民が力を合わせて学校の運営に取り組むことで、「地域とともにある学校づくり」に取り組んでいます。
- 欠席連絡や各種お便りなど、電話や紙で行われてきた学校と保護者間の連絡をデジタル化し、保護者の利便性向上と教職員の働き方改革を推進するため、連絡ツール (teturu) を導入しています。

主な取組方針 (戦略) …総合戦略による取組方針

取組方針 1 教育環境の整備

- 児童・生徒の安心で快適な学校生活を確保するため、学校施設の老朽化対策に取り組みます。
- 学習指導要領に基づき、小中学校における新たな学習活動の充実に取り組みます。
- (戦略) ● ICT の積極的な活用とそれに対応できる学校環境の整備に努めます。
- 登下校時の児童・生徒の安全確保のため、通学路の危険改修、交通安全対策等に取り組みます。

取組方針 2 教育相談の充実

- 教育支援委員会では、特別支援学級への入級に対し、事前調査の徹底と訪問、保護者面談の充実に取り組みます。
- 児童・生徒の心の健康をサポートし、悩みの解決を図るため、教育相談体制の充実に努めます。
- 教育支援センター、校内教育支援センター支援員などにより、登校できない児童・生徒の支援に取り組みます。
- 「岩出市いじめ防止基本方針」に基づいた、いじめ未然防止対策に取り組みます。

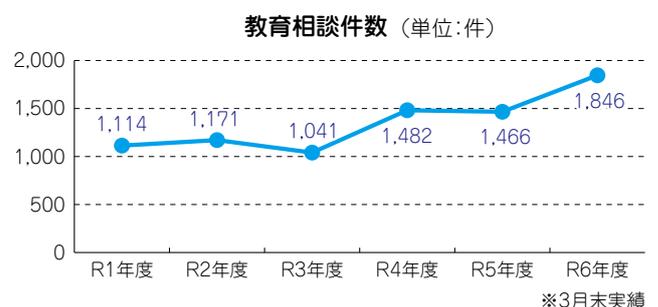
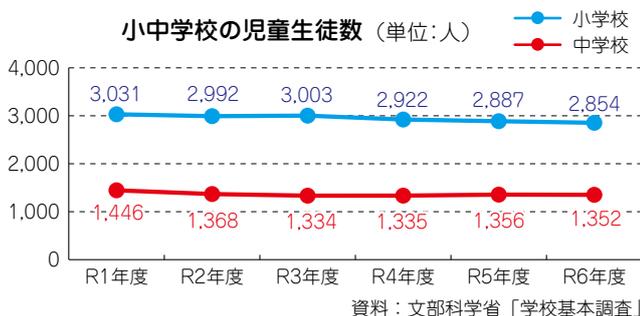
取組方針 3 家庭・地域との連携

- 学校運営への積極的な市民参加の推進を図ります。

- (戦略) ● 地域に密着した住民参加型の学校運営と地域に開かれた学校づくりに取り組みます。

評価指標 (戦略) …総合戦略 KPI	現状値 (令和 6 年度)	目標値 (令和 12 年度)
小学校における不登校児童の割合	2.6%	2.3%
中学校における不登校生徒の割合	8.2%	6.8%
(戦略) 協働学習の際に ICT を効果的に活用できる教員の割合	82.1%	95.0%
(戦略) 学校支援ボランティア人数	265 人	280 人

関連する個別計画	計画期間
教育振興基本計画 (教育大綱)	令和 8 年度～令和 12 年度
学校施設等長寿命化計画	令和 3 年度～
教育情報化推進計画	令和 6 年度～令和 9 年度



3-1-2 個別最適・協働的な学びの実現

本市の状況

関連 SDGs



基本目標

3

笑顔あふれるまちづくり

- GIGA スクール構想による ICT の利活用や、「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実、「主体的・対話的で深い学び」を実現する教育の推進が求められています。
- 学力の向上を目指す中学生に対し、土曜日に学習支援を行う「岩出市土曜学習教室」の実施に加え、放課後補充学習の充実など、学力向上につなげるための取組を進めています。
- オンライン研修の利用などにより教員の研修機会・研修内容の拡充や、児童・生徒の学力・学習状況の把握・分析、学力向上先進校における研修などを実施し、教員の資質向上による児童・生徒の教育内容の充実に取り組んでいます。
- 国が進める GIGA スクール構想に基づき児童生徒一人ひとりに情報端末を整備し、ICT 等の最先端技術を活用した授業改善を図り、新たな学びを創造し、子どもたちの確かな学力と生きる力を育む取組を行っています。
- 将来社会人として自立できる力を育てる機会とするため、中学 2 年生を対象に職場体験、マナー講座などを実施しています。
- 「いわでアスリートクラブ」による陸上競技指導教室を通じ、児童の体力向上に努めるとともに、人権・道徳教育による「心の教育」を推進し、児童・生徒の豊かな心・思いやりの心の醸成を図るなど、児童・生徒の心身の健全育成に取り組んでいます。



- 子どもの読書活動が、学力向上など、子どもの成長過程に与える影響が大きいことから、学校図書館への司書派遣や家庭でできる読書活動への支援に取り組み、児童・生徒の読書環境及び読書意欲の向上に取り組んでいます。
- 社会情勢による食材価格の高騰などの影響により望ましい食材が調達できないなどのリスクがある中で、安全・安心で栄養のバランスのとれた学校給食の充実に取り組んでいます。
- 給食費について、和歌山県の学校給食費無償化事業を活用し、令和 6 年 10 月から給食費の無償化を実施しています。

いわでアスリートクラブ

(単位：%)

	R 1年度	R 2年度	R 3年度	R 4年度	R 5年度	R 6年度
登録児童の参加率	51.5	54.7	51.9	45.9	45.2	46.2

※3月末実績

主な取組方針 (戦略) …総合戦略による取組方針

取組方針 1 学力の向上

- 一人ひとりの個性を伸ばすとともに、知・徳・体にわたる「生きる力と人間力の育成」に取り組めます。
- 岩出市土曜学習教室や学力向上実践研究など、学力向上につなげるための取組を進めます。
- (戦略) ●1人1台端末をはじめとするICT等を最大限に利用し、児童・生徒一人ひとりの能力や適性に応じて個別最適化された学びの実現に向け、充実した教育環境の整備に取り組めます。
- 学校図書館への図書館司書の派遣により、児童・生徒の読書環境及び読書意欲の向上に取り組めます。

取組方針 2 心身の健全育成

- (戦略) ●児童の体力向上と心身の健全育成を養うため、「いわでアスリートクラブ」に取り組めます。
- 児童・生徒の心の醸成を図るため、人権や道德教育による「心の教育」を推進します。

取組方針 3 学校給食の充実

- 心身の健全な発達を促すため、栄養バランスを考えた学校給食の提供に取り組めます。
- 栄養教諭による食育指導など、食の学習に取り組めます。

評価指標 (戦略) …総合戦略 KPI	現状値 (令和 6 年度)	目標値 (令和 12 年度)
学校教育の充実に満足している市民の割合	45.5%	49.0%
(戦略) 全国学力・学習状況調査で全国平均を上回った児童・生徒の割合 (令和 8 年度まで)	児童 54.9% 生徒 32.4%	児童 65.0% (令和 8 年度まで) 生徒 50.0% (令和 8 年度まで)
(戦略) 全国学力・学習状況調査での市平均 IRT スコア (令和 9 年度から)	児童 ー 生徒 ー	児童 500 (令和 9 年度から) 生徒 500 (令和 9 年度から)
(戦略) 全国体力・運動能力調査で全国平均を上回った児童・生徒の割合	児童 47.6% 生徒 53.7%	児童 55.0% 生徒 55.0%

関連する個別計画	計画期間
教育振興基本計画 (教育大綱)	令和 8 年度～令和 12 年度
教育情報化推進計画	令和 6 年度～令和 9 年度

3-1-3 青少年健全育成の推進

本市の状況

関連 SDGs



基本目標

3

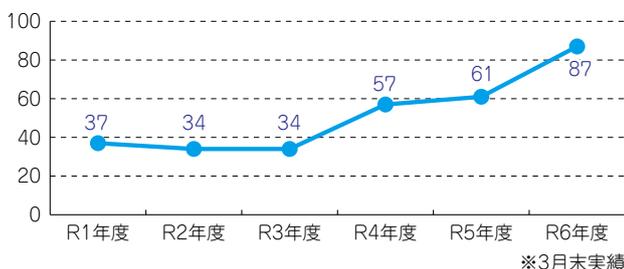
笑顔あふれるまちづくり

- 少子化や核家族化の進行、地域コミュニティにおける人間関係の希薄化等により、子育て家庭の孤立、支援を必要とする青少年の増加や、犯罪、インターネットの普及に伴う有害情報の氾濫など、青少年を取り巻く環境には様々な課題が生じています。
- パソコン、ゲーム、スマートフォンなどによる通信環境の整備が進み、SNS やオンラインゲームなどの利用の増加に伴う事件やトラブル、依存症の問題が深刻化しています。
- 青少年によるパソコンやスマートフォンなど情報機器の使用については、情報活用能力の育成や情報モラル教育などによる本人の知識・意識の向上とともに、家庭で保護者が管理監督できるセキュリティ体制構築の推進に取り組んでいます。
- 家庭・学校・地域及び青少年センターが一体となり、各種団体との連携のもと、駅前浄化パトロールや街頭補導による非行・犯罪の防止に取り組むとともに、登下校時の声かけなど見守り活動の充実に努めています。
- 青少年育成市民会議や地域活動連絡協議会などの青少年健全育成に関わる団体の主体的な活動を支援するとともに、次世代を担う人材の確保や各種研修の充実など、会運営の活性化を図りながら事業を行える交流の場の創設と市民の参加促進に取り組んでいます。



- 青少年育成市民大会やスポレクフェスタ、小学校区別懇談会などの青少年活動により、家庭・学校・地域と行政が連携し、安全な環境づくりを目指し、次代を担う青少年の健全な育成を図っています。
- はたちを迎える方を祝い、社会人としての自覚を促すため、はたちのつどいを開催しています。
- 青少年センターでは、学校、警察などの関係機関・団体との連携を図りながら、青少年の補導及び啓発による非行防止対策に努めるとともに、青少年やその保護者が、日常生活で抱える悩みや問題への相談対応など、青少年を健全にたくましく育てることのできる地域づくりに取り組んでいます。

青少年センターにおける相談状況 (単位:件)



主な取組方針 (戦略) …総合戦略による取組方針

取組方針 1 青少年を取り巻く環境整備

- (戦略) ● インターネットや SNS に対する本人の知識と意識の向上を図るとともに、家庭における管理体制の構築を推進します。
- (戦略) ● 各種団体と連携のもと、駅前浄化パトロールや街頭補導により、非行・犯罪の防止に取り組みます。
- (戦略) ● 登下校時の声かけなど、見守り活動の充実に努めます。
- (戦略) ● 青少年育成市民大会や講演会等を通じた啓発活動により、青少年健全育成や家庭教育に対する意識の高揚に取り組みます。

取組方針 2 青少年の活動推進

- (戦略) ● 青少年健全育成に関わる団体の主体的な活動を推進し、交流の場の創造と市民参加の促進に努めます。
- 各団体の活動・運営の活性化を図るため、次世代を担う人材の確保や各種研修の充実に努めます。

取組方針 3 自立と成長の促進

- 青少年センターを中心に、関係機関等との連携により、青少年の非行防止対策に取り組みます。
- 相談体制の充実に努め、青少年を健全にたくましく育てることのできる地域づくりに取り組みます。

評価指標 (戦略) …総合戦略 KPI	現状値 (令和 6 年度)	目標値 (令和 12 年度)
青少年健全育成の充実に満足している市民の割合	39.2%	42.6%
(戦略) 青少年育成市民大会参加者数	339 人	450 人

関連する個別計画	計画期間
教育振興基本計画 (教育大綱)	令和 8 年度～令和 12 年度

3-1-4 文化・芸術活動の推進



本市の状況

関連 SDGs

基本目標

3

笑顔あふれるまちづくり

- 高齢化や新型コロナウイルス感染症による生活様式の変化の影響などにより、文化・芸術活動に取り組む市民の数が減少しています。
- 文化活動の成果発表の場を提供し、文化活動の振興と普及促進を図り、文化への理解と市民のふれあいの場をつくるために文化祭を開催しています。文化祭では、新たに学生などの団体による芸能発表を実施するなど、文化祭の内容や申込方法などを随時見直し、参加人数や展示出品数を増やすよう努めています。
- 公民館文化教室、公民館利用サークルによる成果発表の場を提供するために、公民館フェアを開催し、コンサート発表やギャラリー、体験コーナーの設置など行っています。
- 文化振興、文化交流を目的とした団体である文化協会については、価値観の変化や、市民の高齢化などもあり、クラブ数や会員数、1クラブあたりの構成員も減少しており、クラブ会員数の維持・確保において厳しい状況にあります。協会への支援とともに、文化活動を担う人材の育成、若い世代が参加しやすい環境づくりなど、新たな会運営や取組について検討しています。



- 子ども向け、一般向け、障害者を対象とした公民館講座を開催し、市民の交流の場づくりに取り組んでいます。
- 公民館については、生涯学習を推進するための拠点として機能と施設の整備の充実を図るため、運営・管理及び施設の改修・修繕に取り組んでいます。

イベント入場者数 (単位:人)

	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
文化祭	17,153	—	9,790	11,315	13,071	11,934
公民館フェア	—	635	R4年度に延期 302	1,454	1,859	3,169

※3月末実績

文化協会会員数 (単位:人)



※3月末実績

地区公民館における文化団体の利用状況 (単位:件)



※3月末実績

主な取組方針 (戦略) …総合戦略による取組方針

取組方針 1 文化・芸術活動の推進

- 文化活動への振興と普及を図るための活動支援に努めます。
- (戦略) ●文化・芸術とふれあい、理解と関心を高めるための作品展示や活動発表の機会提供に取り組みます。
- 文化活動を担う人材の育成や若い世代が参加しやすい環境づくりに努めます。

取組方針 2 公民館事業の充実

- (戦略) ●学ぶことへの気付きや楽しさ、また、市民のふれあいの場を提供するための公民館事業の充実を図ります。
- 市民の学習ニーズの把握に努めながら、各教室への参加啓発と公民館の利用促進に取り組みます。

評価指標 (戦略) …総合戦略 KPI	現状値 (令和 6 年度)	目標値 (令和 12 年度)
文化活動の振興・文化施設の整備に満足している市民の割合	52.0%	55.7%
文化・芸術活動に参加している市民の数	14,907 人	18,000 人
(戦略) 文化協会加入団体数	36 団体	36 団体
(戦略) 文化祭入場者数	11,934 人	18,000 人

関連する個別計画	計画期間
教育振興基本計画 (教育大綱)	令和 8 年度～令和 12 年度

3-1-5 生涯学習の充実

本市の状況

関連 SDGs



- 人生 100 年時代への対応、急速に変化する社会への適応、地域づくりなど、あらゆる面で生涯学習の重要性が高まっており、リスキリングや嗜好に対応した新たなメニューへの需要も高まっています。
- 市広報等を通じ、文化、芸術、スポーツなど、あらゆる分野において、誰もがより主体的に生涯にわたり取り組むことのできる学習の情報が入手できる環境の整備に取り組んでいます。
- 放課後子ども教室については、各小学校の空き教室などを活用し、放課後児童の安全・安心な居場所を設け、地域の方々の参画による学習・文化活動、また、地域住民との交流活動の場として取り組んでいます。
- 市民の生涯学習意識の高揚を図るため、文化祭の前夜祭として「生涯学習を考えるつどい」を開催しています。
- 市民の学習活動の活性化や地域活力の向上を図るため、ふれあい学級、成人講座、家庭教育学級など、それぞれのステージに応じた学習機会と内容の充実に取り組んでいます。
- 地区公民館では、学習機会や学ぶことへの楽しさ、市民のふれあいの場を提供するため、各教室や講座等を開催しています。
- 公民館事業について、市民の学習ニーズの把握に努め、参加人数の状況に応じ、毎年、内容の見直しを行いながら、各教室への参加と公民館の利用促進に取り組んでいます。
- 生涯学習施設の安全性を確保し、安心して未永く利用するために、施設の長寿命化対策と福祉避難所としての機能充実が求められる中、施設数や施設規模により、複数年にわたり、多額の費用を要すると見込まれることから、事業財源の確保に努めるとともに、「岩出市社会教育施設長寿命化計画」に基づく計画的な取組を進めています。

- 図書館では、読み聞かせや本の補修、展示物の作成などを行う図書館ボランティアを募集しており、養成講座を通じて新たな人材の確保と育成に取り組んでいます。
- 乳幼児への読み聞かせや家庭での読書活動が子どもの成長に大きく寄与することから、学校図書館への司書派遣や家庭での読書支援を通じて、児童・生徒の読書環境と読書意欲の向上に取り組んでいます。
- 図書貸出の利便性向上のため、自動貸出機・自動返却機・IC ゲートの運用を開始し、手荷物の館内持ち込みを可能としています。
- 図書館の利用促進と学習支援を目的に、本館ブラウジングコーナーの一角に自習席を設置し、分室・地区公民館と合わせて計 8 か所の自習席を整備しています。
- 講演会やイベントの開催、学生との協働による利用者増加のアイデアの検討などを通じて、図書館の利用促進に取り組んでいます。
- 幅広い利用者の学習ニーズに応えるため、様々なジャンルの資料の整備・充実に努めています。

主な取組方針 (戦略) …総合戦略による取組方針

取組方針 1 生涯学習の振興

- 市民が生涯学習のあらゆる分野に主体的に取り組むとともに、学習情報が入手できる環境の整備に取り組みます。
- 放課後児童の安全と健全な心身の育成、また、家庭・地域の教育力を高めるための活動に取り組みます。
- (戦略) ●市民の学習活動の活発化と地域活力の向上のため、関係機関や団体等との連携により、各種教室・講座開催による生涯学習の充実に取り組みます。

取組方針 2 生涯学習施設の整備

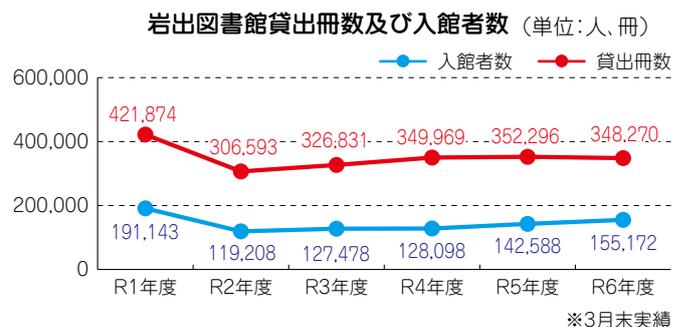
- (戦略) ●市民の生涯学習の拠点として、地区公民館の機能充実・強化、利用促進に取り組みます。
- 生涯学習施設の安全性を確保し、安心して未永く利用できるよう、長寿命化対策に取り組みます。

取組方針 3 図書館事業の充実

- 図書館ボランティア活動の活性化に向けて、新たな人材の確保と養成を進めます。
- 図書館の利用促進を図るため、資料の充実や講演会・イベントの開催に加え、他団体との共催事業や展示の充実、ヤングアダルト層を対象としたイベントの企画・実施にも力を入れて取り組みます。
- 子どもの読書活動支援として、乳幼児への読み聞かせや児童・生徒への学校司書派遣など、成長段階に応じた支援を行います。

評価指標 (戦略) …総合戦略 KPI	現状値 (令和 6 年度)	目標値 (令和 12 年度)
生涯学習の推進に満足している市民の割合	44.4%	47.8%
社会教育の振興に満足している市民の割合	40.4%	43.5%
市民一人当たりの年間図書貸出冊数	6.5 冊	6.7 冊
(戦略) 公民館利用者数	54,778 人	60,000 人
(戦略) 図書館年間図書貸出冊数	348,270 冊	351,750 冊

関連する個別計画	計画期間
教育振興基本計画 (教育大綱)	令和 8 年度～令和 12 年度
子供読書活動推進計画	令和 5 年度～令和 9 年度
社会教育施設長寿命化計画	令和 3 年度～



図書館ボランティア (単位:人)

	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
登録人数	81	73	69	70	75	82

※3月末実績

3-1-6 生涯スポーツの推進

本市の状況

関連 SDGs



基本目標

3

笑顔あふれるまちづくり

- 少子高齢化や価値観の多様化に加え、新型コロナウイルス感染症の影響による生活様式の変化などにより、スポーツをする人が減少傾向にあり、スポーツに取り組む機会の創出が課題となっています。
- 「教育振興基本計画」に基づき、「気軽に、いつでも、どこでも、だれでも、そしていつまでも」安全にスポーツに取り組むことができるまちづくりに取り組んでいます。
- 岩出市民運動会は、幼児から高齢者までの市民が様々な競技に参加し、健康・体力づくりを行う動機付けを図るとともに、スポーツ賞の表彰を通じ、市民のスポーツ意識や関心を高めるための場として実施しています。
- 岩出市民総合スポーツ大会は、市民の健康、体力の増進、競技力の向上、スポーツレクリエーション活動の振興及びスポーツ人口の拡大を目的に、令和5年度から実施しています。
- 岩出マラソン大会は、健康・体力づくりのための生涯スポーツの普及と振興を図るとともに、本市の交流拠点となる根来をPRする場として実施しています。
- スポーツ種別やレクリエーションニーズが多様化する中、地域スポーツ活動の活性化を図るため、スポーツ推進委員との連携を図りながら、ニュースポーツの実施に取り組んでいます。
- スポーツ協会やスポーツ少年団など、スポーツ関係団体の育成・強化を図るため、指導者間の交流や指導技術の向上に対する支援に努めるとともに、地域でスポーツ活動ができる場所の確保のための支援に取り組んでいます。
- スポーツの楽しさを伝え、健康・体力増進を図るとともに、コミュニティの場を提供するため、各種スポーツ教室を実施しています。



- 住民が主体的に参画する地域スポーツの仕組みとして、「多種目」「多世代」「多志向」、様々なスポーツ機会を地域住民に提供している総合型地域スポーツクラブの活動を積極的に支援するとともに、市民へのしくみや役割の周知に取り組んでいます。
- スポーツ施設について、老朽化が進行しており、安全性や快適性を確保するため、計画的な改修と修繕が求められていますが、事業費が多額となるため、財源の確保などが課題となっています。
- スポーツ施設について、安全かつ快適に施設利用できるように、補助金・助成金など財源確保に努めながら、点検・整備及びサービス向上に取り組んでいます。令和6年度からは、スポーツ振興くじ助成金 (toto) を活用して工事等を実施しています。
- いきいき広場（紀の川左岸高齢者等スポーツ広場）は、令和6年8月、紀の川左岸河川敷にオープンし、市民の健康増進や高齢者の健康づくり、交流を促進するパークゴルフ場などのスポーツ施設として整備しました。

主な取組方針 (戦略) …総合戦略による取組方針

取組方針 1 生涯スポーツの振興

- (戦略) ●スポーツへの関心や興味を高め、誰もが気軽に参加し、楽しむことのできるスポーツ環境の整備に努めます。
- (戦略) ●すべての市民が参加し、健康、体力づくり、市民交流を深めるためのスポーツイベントの実施に努めます。
- (戦略) ●スポーツ関係団体の育成・強化を図るため、指導者間の交流や指導技術の向上などの支援に努めます。

取組方針 2 スポーツ活動の充実

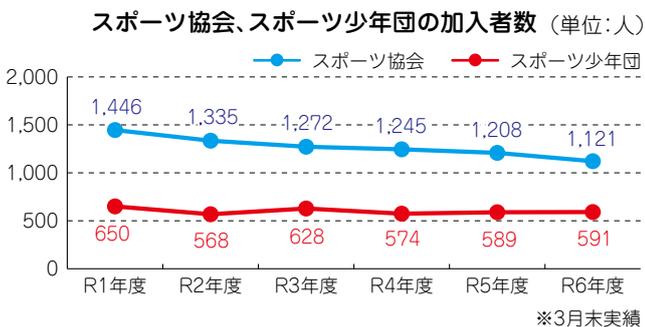
- 地域スポーツ活動の活性化を図るため、関係機関との連携を図ったニュースポーツ活動に取り組みます。
- 地域でスポーツ活動ができる機会の提供に取り組みます。
- 総合型地域スポーツクラブの活動を支援し、生涯スポーツ社会の普及啓発に取り組みます。

取組方針 3 スポーツ環境の整備

- 利用者が安全かつ快適に利用できるよう、市スポーツ施設の老朽化対策と災害時の機能強化に取り組みます。

評価指標 (戦略) …総合戦略 KPI	現状値 (令和 6 年度)	目標値 (令和 12 年度)
スポーツ振興に満足している市民の割合	59.3%	62.8%
スポーツ・レクリエーション施設・活動の充実に満足している市民の割合	50.6%	54.3%
スポーツ協会への加入者数	1,121 人	2,000 人
(戦略) スポーツ施設の年間利用者数	240,018 人	310,000 人
(戦略) スポーツ協会・スポーツ少年団の加入団体数	36 団体	42 団体

関連する個別計画	計画期間
教育振興基本計画 (教育大綱)	令和 8 年度～令和 12 年度
社会教育施設長寿命化計画	令和 3 年度～



各スポーツ施設年間利用者数 (単位:人)

	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
総合体育館	57,175	37,970	42,957	59,100	69,732	69,052
市立体育館	42,327	31,742	36,032	41,289	44,390	42,935
スポーツ広場	55,674	46,869	41,453	47,513	44,492	42,894
根来テニスコート	13,786	11,239	14,229	15,443	16,141	17,059
若もの広場ナイター	13,208	7,845	9,000	9,600	7,389	5,961
大宮緑地総合運動公園	71,466	14,708	15,383	11,394	56,184	8,705
市民プール	14,981	5,999	6,050	6,477	10,576	11,266
トレーニングルーム	43,562	21,501	20,840	26,037	31,634	38,939
いきいき広場						3,207
合 計	312,179	177,873	185,944	216,853	280,538	240,018

※3月末実績

3-2-1 人権尊重の推進

本市の状況

関連 SDGs



基本目標

3

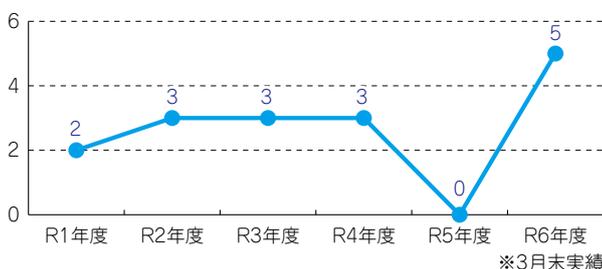
笑顔あふれるまちづくり

- 人権問題は多岐にわたり、また急激に変化する社会的背景を踏まえて取り組む必要があるため、従来からの問題に加え、新たな問題にも対応した人権教育・啓発が求められています。
- 同和問題、子ども・女性・高齢者・障害のある人、外国人、感染症・難病患者、性的マイノリティに関する人権、SNS・インターネット上の人権侵害など、あらゆる分野における人権施策の推進に取り組んでいます。
- 人権に関する施策の推進について基本となる事項を定めることにより、人権尊重のまちづくりを総合的かつ計画的に推進し、すべての人の人権が尊重されるまちを実現することを目的に「岩出市人権尊重のまちづくり条例」を令和8年3月に制定しました。
- 「岩出市人権施策基本方針」に基づき、市民一人ひとりの人権が尊重され、誰もが自分らしく、いきいきと暮らしていくことのできるまちづくりに向け、施策の総合的な取組を計画的かつ具体的に進めています。
- 街頭啓発の実施や懸垂幕、のぼり旗、啓発物資、リーフレット、広報紙、市ウェブサイトなど、市民の人権に対する正しい理解と認識を深めるため、あらゆる媒体を活用し、効果的な啓発活動に取り組んでいます。
- 人権課題の早期解決を図るため、人権擁護委員による相談事業をはじめ、関係機関及び団体と連携を図り、相談・支援・救済体制の充実に取り組んでいます。

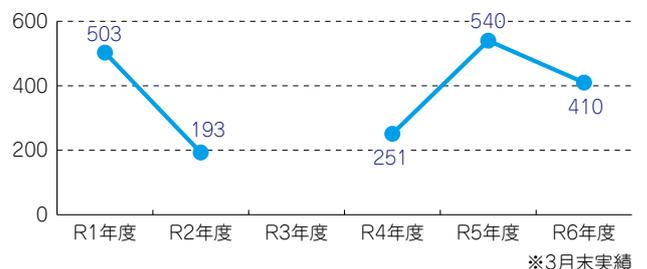


- 市民一人ひとりが、人権問題を自らの課題として捉え、自発的・主体的に活動できるよう、家庭、学校、地域社会、職場などのあらゆる場を通じて人権教育、啓発に取り組むとともに、人権問題に関する指導・助言ができる指導者を養成するための人権教育啓発指導者研修会を開催しています。
- 地域での人権に関する学習機会の充実のため、「人権を考えるつどい」や市内小学校区6カ所で「地区別人権学習会」を実施するとともに、児童・生徒に対して人権作文や人権ポスターを募集することで、人権について考えてもらうなど、人権意識の高揚に取り組んでいます。
- 人権尊重の視点に立った行政運営を行っていくために、人権意識を高め、市職員一人ひとりが人権行政の担い手であることを自覚するよう、人権に関する職員研修の充実に取り組んでいます。
- 戦争は最大の人権侵害であり、平和を希求する意識の高揚のため、平和に関する啓発などに取り組んでいます。

人権相談件数 (単位:件)



「人権を考えるつどい」参加人数 (単位:人)



主な取組方針 (戦略) …総合戦略による取組方針

取組方針 1 計画的な施策の推進

- 同和問題をはじめ、あらゆる分野での人権課題に対し、人権尊重の社会実現を目指し、様々な取組に努めます。
- 人権侵害に対する問題の早期解決を図るため、関係機関等と連携を強化するなど、相談・支援・救済体制の充実に努めます。
- 人権課題に対し、人権尊重のまちづくり条例及び人権施策基本方針に基づき、総合的な視点を踏まえた効果的・計画的な取組を推進します。
- インターネット上での同和地区やその関係者への誹謗中傷の書き込み等の抑止効果を図り、差別的な表現の書き込み等を発見した場合は、県と連携し、プロバイダなどに削除要請を行っていくため、調査（モニタリング）に取り組みます。

取組方針 2 人権尊重の意識醸成

- (戦略) ● 関係団体との連携に取り組むとともに、地域や職場での人権教育・啓発に取り組めます。
- 市職員が、人権尊重の視点に立ち、人権行政の担い手である自覚を持つための研修・学習に取り組めます。
 - 家庭・地域における人権意識の高揚と正しい知識を養うため、人権に関する学習機会の充実に努めます。

取組方針 3 人権教育の推進

- 児童・生徒への人権教育や家庭・学校・地域など、幅広く市民の意識醸成につながる効果的な取組に努めます。
- (戦略) ● 人権尊重の意識と人権についての正しい理解が進むよう、「地区別人権学習会」や「人権を考えるつどい」の実施に取り組めます。
- 人権教育啓発を推進する指導者の養成や、市内小学校区 6 ヶ所で学習会の実施に取り組めます。

評価指標 (戦略) …総合戦略 KPI	現状値 (令和 6 年度)	目標値 (令和 12 年度)
平和と基本的人権の擁護に満足している市民の割合	55.3%	58.7%
(戦略) 「人権を考えるつどい」 参加人数	410 人	510 人
(戦略) 「地区別人権学習会」 年間参加人数	336 人	410 人

関連する個別計画	計画期間
人権施策基本方針	令和 8 年度～令和 12 年度
男女共同参画プラン ハーモニープラン	令和 4 年度～令和 8 年度
教育振興基本計画 (教育大綱)	令和 8 年度～令和 12 年度

3-2-2 多文化共生・ジェンダー平等の推進

本市の状況

関連 SDGs



基本目標

3

笑顔あふれるまちづくり

- 近年、技能実習制度などにより外国人住民が増加する中、国籍、民族等の異なる人々が、互いの文化的差異を認め合い、地域社会の構成員としてともに生きていけるよう、コミュニケーションや生活支援の充実、地域活動への参加の促進などを通じて、誰もが暮らしやすい多文化共生のまちづくりを進める必要があります。
- 市ウェブサイト、パンフレット、サイン表示など、多言語化や「やさしい日本語」への取組に対応した情報発信媒体の整備に努めています。また、市ウェブサイトにおいて、外国人のための役に立つ情報を掲載するなど、生活支援のための情報提供に取り組んでいます。
- 日本語でのコミュニケーションが難しい市民への窓口対応については、多言語翻訳機の導入や、出入国在留管理庁の通訳支援事業の利用など、サービスの向上に取り組んでいます。
- 各種情報の周知や協力依頼を行うため、特定技能外国人が所属する特定技能所属機関から「協力確認書」の提出を受けています。
- 外国人住民が日本語でコミュニケーションが図れるようになるための取組として、日本語学習団体に対し市施設の無料利用などの支援を実施しています。
- 県立那賀高等学校への留学外国人のホームステイ受け入れを支援するため、国際交流活動ボランティア名簿への登録を推進し、ホームステイの受け入れを通じ、国際感覚を高め、知識、生活、文化を学ぶ機会として、県立那賀高等学校との連携を図り、受け入れ体制の充実に努めています。
- 各小中学校においては、JET プログラムを活用し、外国語指導助手 (ALT) による外国語教育と国際理解を深めるための教育を充実させることで、国際感覚の醸成や多文化共生の推進に取り組んでいます。



- 市民が性別に関係なく、多様な分野に参画できる機会が確保され、あらゆる場面で公平に評価され、責任を共に担い活躍できるまちを目指し、市民と地域・事業所・行政が一体となり、男女共同参画の推進を図るため、「岩出市男女共同参画プラン」に基づいた各施策に取り組んでいます。
- 男女共同参画社会の実現に向け、関係団体との連携及び活動支援に取り組むとともに、啓発及び講座・講演会の実施など、多様性を認め、理解を深める機会の充実に取り組んでいます。
- 地域の生活に根差した女性の視点や能力を反映させるため、審議会や各附属機関の委員等への女性の積極的な登用に努めています。
- 女性人材リストへの登録を市民に働きかけ、各部署へ女性人材リストの活用を働きかけています。
- 市議会議員活動に女性を含めた幅広い層の方が参画しやすいよう、家庭等との両立支援体制の整備に努めています。
- 配偶者からの暴力 (DV) やデート DV を根絶するため、暴力の加害者、被害者、傍観者とならないための教育や、啓発に努めるとともに、暴力の被害者に対しては、相談窓口の周知や、保護と支援を行っています。

主な取組方針 (戦略) …総合戦略による取組方針

取組方針 1 多文化共生の推進

- 市民団体等の活動を支援しながら、外国人住民のニーズに合った日本語学習の機会提供に努めます。
- (戦略) ● 地域社会の中で外国人住民が安心して暮らせるための環境整備や交流機会の充実に努めます。
- 留学生のホームステイ受け入れなど、青少年の国際交流を推進に努めます。
- (戦略) ● 外国語指導助手 (ALT) の授業等により、次代を担う小中学生の多様な文化や価値観への理解を促進します。

取組方針 2 男女共同参画の推進

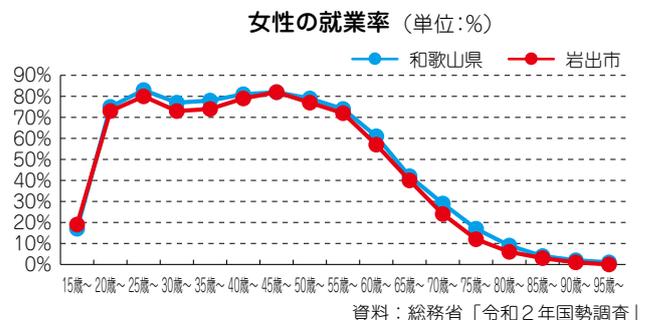
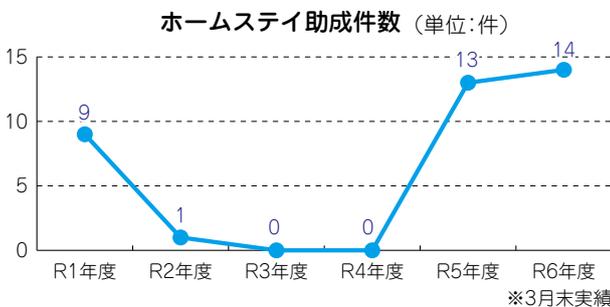
- 「岩出市男女共同参画プラン」に基づく、各施策の計画的な取組を推進します。
- (戦略) ● 固定的な性別役割分担意識の払拭やアンコンシャス・バイアス (無意識の思い込み) の周知を図るため、講座やイベントなどを通じた啓発活動など、市民一人ひとりの気運を高めることのできる活動に取り組みます。
- (戦略) ● 政策及び方針の決定過程を行う審議会や各附属機関の委員などへの女性登用を推進します。
- (戦略) ● 行政職員の性別によらない採用、配置、登用を推進します。

取組方針 3 あらゆる暴力の根絶

- DV に対する理解の促進と被害者への保護・支援、相談窓口の広報に努めます。
- 暴力の加害者、被害者、傍観者とならないため、子どもの発達段階に配慮した教育を進めます。

評価指標 (戦略) …総合戦略 KPI	現状値 (令和 6 年度)	目標値 (令和 12 年度)
国際交流の強化に満足している市民の割合	31.5%	34.5%
ホームステイ助成件数	14 件	15 件
男女共同参画の推進に満足している市民の割合	52.5%	55.9%
女性委員が 1 人もいない市の審議会等	2 団体	0 団体
(戦略) 外国語指導助手 (ALT) の採用人数	3 人	3 人
(戦略) 市の審議会等委員への女性の登用率	33.2%	35.0%
(戦略) 市職員の管理職 (副課長級以上) における女性割合	32.2%	35.0%

関連する個別計画	計画期間
人権施策基本方針 男女共同参画プラン ハーモニープラン	令和 8 年度～令和 12 年度 令和 4 年度～令和 8 年度



地方自治法 (第202条の3) に基づく審議会等の女性の登用状況

(単位: %、人)

	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
女性比率	28.7%	27.8%	31.5%	33.0%	32.4%	33.2%
総委員数	415	425	378	394	417	377
うち女性委員数	119	118	119	130	135	125

※4月1日時点

第4章 元気で健康なまちづくり



目標施策	基本施策	主な取組方針
4-1 いきいきと健康に 暮らせるまち	4-1-1 健康づくりの推進	<ol style="list-style-type: none"> 1 健康意識の向上 2 保健対策の推進 3 感染症・衛生対策の推進
	4-1-2 高齢者福祉の充実	<ol style="list-style-type: none"> 1 生きがいづくりの推進 2 ひとり暮らし高齢者等の対策
	4-1-3 障害者福祉の充実	<ol style="list-style-type: none"> 1 障害福祉サービスの充実 2 相談支援体制の充実 3 就労支援と社会参加の充実
	4-1-4 医療保険・ 医療体制の充実	<ol style="list-style-type: none"> 1 国民健康保険制度の安定運営 2 特定健診の受診勧奨 3 後期高齢者医療制度の安定運営 4 地域医療・救急医療体制の充実
	4-1-5 介護予防・ 介護サービスの充実	<ol style="list-style-type: none"> 1 介護サービスの充実 2 介護予防の推進 3 認知症対策の充実
	4-1-6 生活困窮者への支援	<ol style="list-style-type: none"> 1 生活困窮者の自立支援 2 生活保護制度の適正な実施
4-2 産み育てることの できるまち	4-2-1 子育て支援の推進	<ol style="list-style-type: none"> 1 出産・子育て支援の充実 2 子育て家庭への経済的支援 3 要保護児童対策
	4-2-2 幼児教育・ 保育環境の充実	<ol style="list-style-type: none"> 1 保育サービスの充実 2 保育施設の整備 3 放課後児童クラブの充実

4-1-1 健康づくりの推進

3 すべての人に
健康と福祉を

関連 SDGs

本市の状況

- 「ふれあい健康 21」の「自分の健康は自分で守る」という基本的考えのもと、乳幼児から高齢者まで全ての市民が、ともにふれあい、生涯にわたり健康でいきいきと暮らせるまちづくりを進めるため、健康情報の提供や啓発など、市民の積極的な健康づくり活動を促進しながら、市民だけでなく、企業、行政が一体となった地域の健康づくりに取り組んでいます。
- 市民自らが健康的な生活習慣を確立することができるよう支援を行い、行動変容への動機付けや知識の普及などを目的として、医師による健康講座や、健康運動指導士が運動指導するげんきアップ教室の実施、個別の健康相談など、市民の健康維持・増進に努めています。
- 適切で正しい食生活を普及、啓発するため、地域での食生活改善推進員による講習会や食育指導の実施により、市民の健康づくりを支援しています。
- 市民の健康づくりの継続と健康意識を高めるため、インセンティブとして健康づくり活動をポイント化し、基準ポイントを獲得した市民に記念品が当たる岩出市健康ポイント事業を実施しています。
- がんの早期発見・早期治療による死亡率の低下を目指し、各種がん検診を実施しており、受診勧奨はがきやメール配信、チラシ・ポスター、イベントでの周知・啓発など、受診率の向上に取り組んでいます。また、企業・団体等とがん対策推進企業等連携協定を締結し、協働による啓発及び受診勧奨に取り組んでいます。
- がん患者等の療養に対する支援として、令和6年7月から、補整具（ウィッグ及び乳房補整具）の購入費用の一部助成や、令和7年度から、将来子どもを産み育てることを望む小児・AYA世代（思春期・若年）の生殖機能の温存のための費用等の一部助成などに取り組んでいます。
- 歯周病は歯の喪失をもたらす原因となるとともに、糖尿病や心疾患との関連性が指摘されていることから、予防・早期発見のため、20・30・40・50・60・70歳の節目に歯周疾患検診を実施しています。



- 「ふれあいまつり」において、健康測定会や無料歯科健診、子ども向け食育などを行い、子どもから高齢者まで楽しみながら健康づくりや福祉についての理解や関心を深められるよう努めています。
- 感染症や食中毒予防については、保健所や関係機関との連携のもと、市内放送などによる迅速な情報提供や、正しい知識の普及と啓発に取り組んでいます。特に、感染症については、予防接種の費用助成により疫病の発生及び蔓延の予防に努めています。
- 母体と胎児の健康管理や、妊娠・出産・育児に対する不安の軽減に努めるとともに、乳幼児の健康保持・増進及び成長発達を促し、異常の早期発見・早期対応できるように、妊婦及び赤ちゃん等の訪問指導や妊産婦健康診査及び乳幼児健康診査を実施するとともに、妊娠期から子育て期にわたるまで切れ目のない支援に取り組んでいます。
- ストレスやうつ病など、こころの健康に関する知識の啓発や様々な相談窓口の周知に取り組んでいます。
- ひきこもり支援ステーション事業を紀の川市と共同で専門業者に委託し、ひきこもり者に対し、相談支援、居場所の提供などに取り組んでいます。
- 誰もが自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指し、相談窓口の周知、ゲートキーパーの養成、各種研修会やイベント開催、啓発活動等を通じ、自殺者の減少に向けた支援に取り組んでいます。

主な取組方針 (戦略) …総合戦略による取組方針

取組方針 1 健康意識の向上

- (戦略) ●健康に関する情報提供・啓発に取り組むことで、全ての市民が生涯にわたり健康でいきいきと暮らせるまちづくりに努めます。
- (戦略) ●健康講座の実施や相談窓口を設置することで、市民が自主的に健康づくりに取り組める環境を整備します。

取組方針 2 保健対策の推進

- (戦略) ●がん検診の受診率向上に取り組むことで、早期発見・早期治療につなげ、がんによる死亡減少に努めます。
- (戦略) ●妊産婦健康診査及び乳幼児健康診査の受診率向上を図ることで、全ての母子の健康管理と妊娠・出産・育児の不安軽減に努め、乳幼児の健康保持、増進及び成長発達を促し、異常の早期発見、早期対応できるように取り組めます。
 - ひきこもり支援ステーション事業において相談窓口や居場所を提供し、ひきこもり者及び家族の支援の充実に努めます。
 - 相談窓口の周知、ゲートキーパーの養成、各種研修会やイベント、啓発活動等を通じ、自殺者の減少に向けた支援の充実に努めます。

取組方針 3 感染症・衛生対策の推進

- (戦略) ●迅速な情報提供や防疫対策への周知・啓発、予防接種の費用助成に取り組むことで感染症や食中毒予防に努めます。

評価指標 (戦略) …総合戦略 KPI	現状値 (令和 6 年度)	目標値 (令和 12 年度)
保健・医療体制の充実に満足している市民の割合	46.2%	50.0%
母子保健に満足している市民の割合	54.4%	58.0%
(戦略) がん検診受診率	胃がん 18.3% 肺がん 21.2% 大腸がん 19.5% 乳がん 17.3% 子宮頸がん 19.1%	胃がん 60.0% 肺がん 60.0% 大腸がん 60.0% 乳がん 60.0% 子宮頸がん 60.0%
(戦略) 乳幼児健診受診	98.5%	100%

関連する個別計画	計画期間
健康づくり計画 ふれあい健康 21	令和 6 年度～令和 17 年度
自殺対策計画	令和 6 年度～令和 10 年度
地域福祉計画	令和 8 年度～令和 12 年度

がん検診受診率 (単位：%)

	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
胃がん	15.8	17.3	18.0	18.3
肺がん	20.3	20.3	20.3	21.2
大腸がん	18.2	18.8	19.4	19.5
乳がん	17.4	16.4	17.7	17.3
子宮頸がん	19.1	17.5	18.8	19.1

※国民健康保険被保険者69才以下の受診者で算出
※3月末実績

4-1-2 高齢者福祉の充実



関連 SDGs

本市の状況

基本目標

4

元気で健康なまちづくり

- 高齢者人口の増加、特に、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯も増加傾向にある中、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、支え合いの地域づくりを推進していく必要があります。
- 地域の支え合いを推進するため、地域にある交流会（サロン）や体操、学習会など的高齢者の交流活動をまとめた「いわで交流マップ」を発行・活用することにより、住民の地域への参加促進に取り組んでいます。
- 高齢者交流の場の体験を目的に、サポーターと共に2か月に1回「みんなの交流会」を開催し、高齢者の仲間づくり、生きがいを推進しています。
- 高齢者を敬愛する気持ちを一層高め長寿をお祝いすることを目的に、「敬老の日」にあわせ、敬老会を開催しています。
- 敬老会については、対象者数や参加者の動向などを分析し、高齢者が気軽に参加し、楽しんでいただけるよう、実施方法や内容の工夫に努めています。
- 老人クラブ及びシルバー人材センターの活動を支援し、高齢者の社会参加や就業機会の確保に努めています。
- 食事の提供を通じてひとり暮らし高齢者及び高齢者のみ世帯の安否確認や見守り、また、家族介護の負担軽減のため、紙おむつの支給など、高齢者が在宅で安心して生活できる環境づくりに取り組んでいます。



- 令和7年度から、加齢性難聴による認知症リスクの軽減や社会参加・地域交流の促進を目的に、高齢者補聴器購入費助成事業を実施しています。
- ひとり暮らしの高齢者等の不安を緩和し、安心して生活できるよう、急病・災害など、緊急時の見守り支援として、緊急通報装置を貸与しています。民生委員・児童委員や地域見守り協力員との連携、民間事業所との協定など、見守り体制の強化・充実に取り組んでいます。
- 高齢者の権利を擁護するため、成年後見制度の利用支援に取り組んでいます。また、令和7年度から、成年後見制度における報酬の助成について、市長申立以外も対象とし、拡充しています。
- 物価高騰などの影響を受けている高齢者のみ世帯の水道料金基本料金を減額することにより、高齢者の生活を支援しています。

75歳以上の人口（単位：人）



高齢者世帯

(単位：世帯、%)

		H17年	H22年	H27年	R2年	H17年→R2年比較
		単身	世帯数	872	1,229	1,853
	世帯割合	4.9	6.3	8.9	9.7	4.8% 増
夫婦のみ	世帯数	1,248	1,737	2,278	2,685	1,437 世帯増
	世帯割合	7.0	8.9	11.0	12.2	5.2% 増

資料：総務省「国勢調査」

主な取組方針 (戦略) …総合戦略による取組方針

取組方針 1 生きがいつくりの推進

- (戦略) ● 支え合いの地域づくりを推進することで、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう努めます。
- (戦略) ● 交流会や体操、学習会などへの参加を促し、高齢者の介護予防・生きがいつくりの推進に取り組みます。
- (戦略) ● シルバー人材センターや老人クラブの活動を支援するとともに、「いわで交流マップ」を発行・活用することで、高齢者の社会参加や生きがいつくりを推進します。

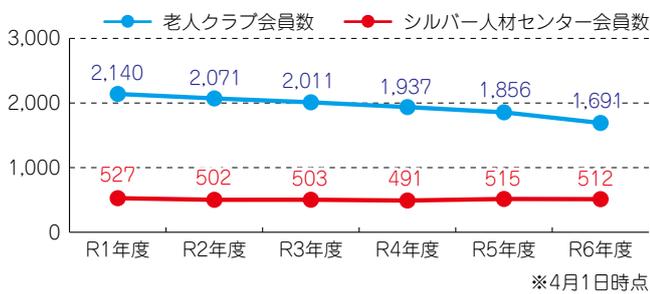
取組方針 2 ひとり暮らし高齢者等の対策

- (戦略) ● 見守り体制の強化や生活支援の充実を図ることで、ひとり暮らしの高齢者等が安心して生活できるよう努めます。
- (戦略) ● 高齢者の権利を擁護するため、成年後見制度の利用支援などに取り組みます。

評価指標 (戦略) …総合戦略 KPI	現状値 (令和 6 年度)	目標値 (令和 12 年度)
高齢者福祉の充実に満足している市民の割合	44.0%	47.4%
(戦略) 老人クラブ会員数	1,691 人	1,400 人
(戦略) シルバー人材センター会員数	512 人	500 人

関連する個別計画	計画期間
高齢者福祉計画・介護保険事業計画	令和 6 年度～令和 8 年度

老人クラブとシルバー人材センターの会員数 (単位:人)



4-1-3 障害者福祉の充実

本市の状況

関連 SDGs



- 障害のある人やその家族の高齢化が進む中、障害者福祉に対するニーズは多様化しており、すべての障害のある人が、地域で安心して生活できるまちづくりが求められています。
- 障害のある人や医療的ケア児などが安心して日常生活を送るため、医療・福祉・教育等の専門機関や福祉に関わる事業所などで構成する那賀圏域障害児・者自立支援協議会において、相互に連携・協力を図りながら支援体制の整備に取り組んでいます。
- 相談支援、情報提供、各種サービスの提供を実施し、障害のある人の自立を支援できる体制強化に取り組んでいます。
- 障害者自立支援医療などの医療費の支給や、各種障害福祉サービスに係る給付、また、心身に障害のある児童や、常時、特別の介護を必要とする在宅の重度障害のある人などに対する手当の支給など、障害のために必要となる負担の軽減に取り組んでいます。
- 福祉タクシー券による利用料金の一部助成やあいあいカードの交付など、障害のある人の外出時の移動の支援や、社会参加の促進に取り組んでいます。
- 障害のある人への自立と社会参画を促すため、岩出紀の川障害者就業・生活支援センターや和歌山公共職業安定所（ハローワーク）などとの連携強化に努めながら、企業に対する周知・啓発、また、就労相談や職場定着への支援に取り組んでいます。また、障害種別や程度に応じ、福祉的就労の確保も必要であり、関係機関との連携・協力のもと、体制強化に取り組んでいます。
- 障害のある人に対する理解と障害者差別の解消を図るため、市広報紙や市ウェブサイト、また、パンフレットなどによる周知・啓発に努めるとともに、正しい知識と理解を深めるための研修に取り組んでいます。



- 障害のある人への虐待の早期発見・早期対応を目的に設置した障害者虐待防止センターでは、関係機関との連携を図りながら、虐待や権利侵害の防止、また、養護者の支援に努めています。
- 障害のある人などの権利擁護のため、成年後見制度を必要とする方が安心して制度を利用できるよう地域で支える地域連携ネットワークの構築及び中核機関の設置に向けた検討を進めています。
- 障害のある人の社会参加を阻害するバリアを解消するため、市内公共施設等において、段差解消、スロープの設置、多目的トイレの設置などのバリアフリー化とともに、窓口対応やイベント、発行物、案内表示などにおいて、わかりやすく、利用しやすい情報提供方法の推進や、伝達手段の多様化の推進に努めています。
- 民間事業者に対し、障害のある人がそうでない人と同様にサービスなどが受けられるよう、環境の整備や合理的配慮の提供に関する啓発に取り組んでいます。

主な取組方針 (戦略) …総合戦略による取組方針

取組方針 1 障害福祉サービスの充実

- (戦略) ●相談支援、各種サービス等の提供に取り組むことで、障害のある人が住み慣れた地域で自立して暮らせるよう努めます。
- (戦略) ●福祉タクシー券による一部助成やあいあいカードの交付の実施により、外出時の移動を支援することで、社会参加の促進に取り組みます。

取組方針 2 相談支援体制の充実

- (戦略) ●障害のある人とその家族からの相談に応じ、必要な情報提供・援助を行うことで、自立した日常生活が送れるよう取り組みます。
- (戦略) ●安心して成年後見制度を利用できるよう地域で支える地域連携ネットワークの構築及び中核機関の設置に向けた検討を進めます。
 - 障害者虐待防止センターにおいて、障害のある人への虐待や権利侵害の防止に努めます。

取組方針 3 就労支援と社会参加の充実

- (戦略) ●関係機関と連携し就労支援体制の強化に取り組むことで、障害のある人の自立と社会参画の促進に努めます。
 - 市内公共施設のバリアフリー化や、窓口対応や発行物等の情報提供に対する配慮を進め、誰もが利用しやすい施設や情報の提供に努めます。

評価指標 (戦略) …総合戦略 KPI	現状値 (令和 6 年度)	目標値 (令和 12 年度)
障害者(児)福祉の充実に満足している市民の割合	40.1%	43.2%
就労移行支援事業の延べ利用者数	60 人	63 人
(戦略) 相談支援事業の延べ利用者数	5,590 件	6,000 件
(戦略) 福祉タクシー券交付件数	266 件	282 件

関連する個別計画	計画期間
障害者計画	令和 3 年度～令和 8 年度
障害福祉計画・障害児福祉計画	令和 6 年度～令和 8 年度
地域福祉計画	令和 8 年度～令和 12 年度

障害者手帳所持者 (単位：人)

	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
身体	1,893	1,884	1,896	1,922	1,937	1,924
療育	520	536	542	552	568	602
精神	424	440	478	541	587	605
計	2,837	2,860	2,916	3,015	3,092	3,131

※3月末実績

相談支援事業相談件数 (単位：件)



※3月末実績

重度心身障害児者医療 (単位：人)

	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
受給資格者数	1,301	1,349	1,388	1,394	1,412	1,412

※3月末実績

障害者自立支援医療 (単位：件)

	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
申請件数	314	314	301	287	294	226

※3月末実績

4-1-4

医療保険・医療体制の充実



関連 SDGs

本市の状況

基本目標

4

元気で健康なまちづくり

- 国民健康保険では、社会保険の適用拡大や後期高齢者医療制度への移行などによる被保険者数の減少や一人当たりの医療費増加により、年々国保財政運営が厳しくなる中、将来にわたり安定的で、持続可能な保険医療制度を維持するため、財源となる税収の確保に努め、国保財政の健全化に取り組んでいます。
- 国民健康保険は、和歌山県が県内市町村とともに運営を担い、財政運営の責任主体として制度の安定化を図るため、広域化が図られています。
- 国民健康保険の広域化に伴い、県内市町村の被保険者間の公平性確保と保険料変動の抑制を図るため、和歌山県国民健康保険運営方針において、令和12年度を目標に、同じ所得水準・同じ世帯構成であれば同じ保険料とする県内市町村保険料水準の統一が目指されています。
- 国民健康保険では、適正な保険給付と医療費の削減を図るため、レセプト点検や、ジェネリック医薬品の活用の推進、糖尿病性腎症重症化予防事業の実施により人工透析への移行を抑制するなど医療費の適正化に取り組んでいます。
- 国民健康保険加入者に対し、PDCAサイクルに沿った効率的・効果的な保健事業の実施を図るために策定したデータヘルス計画に基づき、特定健診・特定保健指導などの保健事業を推進し、事業の実施評価に取り組んでいます。
- 国民健康保険では、加入者の所得状況や税率の分析により、被保険者に対する適正な賦課に取り組んでいます。また、オンラインで行える口座振替サービスの導入などの納税環境の向上や、徴収プロジェクトチームによる介護保険、後期高齢者医療と連携した捜索や差押え、公売などにより徴収の強化に取り組んでいます。



- 生活習慣病の予防や健康の保持・増進のため、40歳から74歳までの国民健康保険加入者に対して実施する特定健診については、AIを用いたはがき勧奨や電話勧奨、まちかど健診など、受診率向上及び啓発に取り組んでいます。また、特定保健指導については、電話支援や訪問面接など、対象者のニーズやライフスタイルに合わせた実施方法を取り入れ、国民健康保険の生活習慣の改善に取り組んでいます。
- 国民健康保険、後期高齢者医療の被保険者の健康保持・増進を図るため、日帰り人間ドック健診や脳ドック健診を実施しています。
- 後期高齢者医療について、安定した制度運営を続けるため、自主財源となる保険料収入の確保に取り組んでいます。また、令和5年9月から、高齢者の心身の多様な課題に対し、きめ細かな支援を実施するため、和歌山県後期高齢者医療広域連合から委託を受け、75歳以上高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施に取り組んでいます。
- 岩出市と紀の川市の2市で設置する公立那賀病院では、那賀医療圏の地域医療の核として、市内の各医療機関や医師との連携を図りながら、医療体制の充実、機能強化に取り組んでいます。
- 夜間・休日の救急医療については、初期救急医療として那賀休日急患診療所、二次救急医療として病院群輪番制、三次救急医療として救命救急センターなど、救急医療体制の整備・充実に取り組んでいます。

主な取組方針 (戦略) …総合戦略による取組方針

取組方針 1 国民健康保険制度の安定運営

- (戦略) ● 国民健康保険財政の健全化に努め、持続可能な医療保険制度の維持に取り組めます。
- (戦略) ● レセプト点検の充実や適正受診の啓発、ジェネリック医薬品の活用の推進など、適正な保険給付と医療費の削減に取り組めます。
- (戦略) ● 徴収プロジェクトチームによる徴収強化に取り組むことで、負担の公平性と財源の確保を図ります。

取組方針 2 特定健診の受診勧奨

- (戦略) ● AI を活用したはがき勧奨や電話勧奨、健診 Web サイトの作成やショートメッセージを配信するデジタル受診勧奨など、特定健診の受診率向上に取り組めます。
- (戦略) ● 個人型、集団型、訪問によるこれまでの特定保健指導に加え、ICT を活用したオンライン型を導入し、特定保健指導実施率・終了率向上を図ります。

取組方針 3 後期高齢者医療制度の安定運営

- 後期高齢者医療制度の安定的な運営を図るため、保険料の収入確保に取り組めます。
- 高齢者の心身の課題に対し、きめ細かな支援を行うため、高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施に取り組めます。

取組方針 4 地域医療・救急医療体制の充実

- 公立那賀病院を地域医療の核に、那賀医療圏の医療機関との連携を図りながら、地域医療体制の充実に取り組むとともに、公立那賀病院の機能充実に努めます。
- 市民が適切な救急医療を受けられるよう、広域的な連携による救急医療体制を確保します。

評価指標 (戦略) …総合戦略 KPI	現状値 (令和 6 年度)	目標値 (令和 12 年度)
国民健康保険税の徴収率 (現年度)	96.14%	96.20%
(戦略) 特定健診の受診率 (国保)	39.7%	42.1%
(戦略) 特定保健指導終了率 (国保)	22.1%	26.5%

関連する個別計画	計画期間
データヘルス計画・特定健康診査等実施計画	令和 6 年度～令和 11 年度

国民健康保険税徴収率の状況

(単位：%)

	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
現年度	94.92	95.18	95.63	95.98	96.15	96.14
過年度	23.64	29.35	23.22	28.23	24.32	26.45
全体	85.03	86.41	86.29	87.09	87.34	87.58

※年度末実績

後期高齢者医療保険料徴収率の状況

(単位：%)

	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
現年度	99.80	99.80	99.83	99.75	99.78	99.80
過年度	15.09	15.93	21.45	31.45	41.18	41.91
全体	99.16	99.25	99.25	99.41	99.45	99.59

※年度末実績

4-1-5 介護予防・介護サービスの充実



関連 SDGs

本市の状況

基本目標

4

元気で健康なまちづくり

- 高齢者人口は今後も増加し、特に後期高齢者が増加することから、高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしが続けられるよう、介護・予防・医療・生活支援等のサービスを一体的に提供するための地域包括ケアシステムの更なる深化・推進の取組が求められています。
- 介護サービス利用者やその家族等が必要なサービスを適切に安心して利用できるよう、介護保険制度や介護サービス等に関する情報を提供するとともに、利用者に関する相談支援を行い、利用にあたっての負担軽減を図っています。
- 高齢者の総合相談・支援事業については、高齢者個人に対する支援の充実を図るため「地域ケア個別会議」を定期的で開催し、多職種の協働により個別ケースの解決を図るなど、「地域ケア会議」の充実に取り組んでいます。
- 医療と介護の両方を必要とする高齢者を支援するにあたり、医療と介護関係者の連携が重要であることから、令和7年度から、医療機関や介護事業所等と連携する、LINE ワークスを活用した在宅医療・介護連携ネットワーク構築事業を開始しています。
- 介護保険サービス受給者に対する公平・公正な認定調査及び審査の実施、ケアプランチェックや事業所指導など、介護保険制度の信頼性を高め、適正な介護給付に向けた取組を進めています。
- 保険料負担の公平性や介護保険財政の安定化を図るため、制度への理解と納付意識高揚を働きかけるとともに、財産調査や差押え等、自主財源の確保のため介護保険料の徴収強化に取り組んでいます。
- 介護予防教室の開催をはじめ、住民自身が地域で主体的に介護予防に取り組む自主活動への支援など、効果的な介護予防活動を推進するとともに、高齢者が積極的に介護予防や健康づくりに取り組める体制づくりに努めています。
- 元気な高齢者を増やすため、令和7年度から理学療法士による「地域リハビリテーション活動支援事業」を実施し、介護予防を推進しています。



- 「いわで御殿」では、高齢者等が気軽に集える「通いの場」を設け、介護予防や筋力向上を目的としたフレイル予防事業等を実施しています。
- 認知症高齢者等が行方不明になった場合に、行政、警察、関連機関、地域の人々が協力し、見守りのネットワークの中で高齢者を早期に発見・保護できるよう、「岩出市見守り愛ネットワーク事業」を実施しています。事前登録の希望があれば、市と岩出警察署で本人の情報を登録・保管し、必要時に協力機関と共有します。行方不明になった場合に目印になるステッカーも配付しています。
- 認知症の人やその家族を支援することで、認知症になっても安心して暮らせる地域づくりを目指し、認知症サポーターの養成や認知症カフェの実施など、相談支援体制の充実に努めています。
- 子どもたちが高齢者や認知症に対して理解を深め、地域で高齢者や認知症の人、またその家族を温かく見守る活動ができるよう、市内の小学校にて認知症サポーター養成講座を実施し、キッズサポーターの養成に取り組んでいます。
- 令和9年度～令和11年度を計画期間とした岩出市介護保険事業計画に包含して認知症施策推進計画の策定に取り組めます。
- 高齢者の権利を擁護するための成年後見制度の利用支援や、高齢者虐待防止などに取り組んでいます。

主な取組方針 (戦略) …総合戦略による取組方針

取組方針 1 介護サービスの充実

- 介護・予防・医療・生活支援等のサービスを一体的に提供する、地域包括ケアシステムの更なる深化・推進に取り組めます。
- 持続可能な介護保険事業の運営のため、ケアプランや給付状況等のチェックを行い、介護給付の適正化に取り組めます。

取組方針 2 介護予防の推進

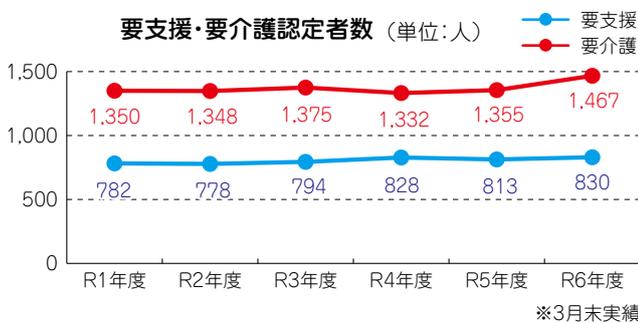
- (戦略) ● 介護予防教室の実施や地域で介護予防に取り組む自主グループを支援することで、高齢者の介護予防や健康づくりに取り組めます。
- (戦略) ● 「いわで御殿」において、高齢者等が気軽に集える「通いの場」を設け、筋力向上を目的としたフレイル予防事業を実施するなど、高齢者の介護予防や健康づくりに取り組めます。

取組方針 3 認知症対策の充実

- (戦略) ● 行方不明になった認知症高齢者等を早期に発見・保護できるよう、岩出市見守り愛ネットワーク事業を推進します。
- (戦略) ● 認知症サポーターの養成等により、認知症に関する正しい知識や理解のための普及・啓発に取り組めます。
- (戦略) ● 認知症カフェや介護予防の「通いの場」への参加を促進することで、認知症の人やその家族が安心して暮らすことができる「共生社会」の実現を推進します。

評価指標 (戦略) …総合戦略 KPI	現状値 (令和 6 年度)	目標値 (令和 12 年度)
介護サービスの充実に満足している市民の割合	45.5%	49.0%
介護保険料の徴収率	99.57%	99.63%
(戦略) 要介護 (要支援) 認定者の割合	16.60%	18.65%
(戦略) 認知症サポーター数 (累計)	4,137 人	7,140 人

関連する個別計画	計画期間
高齢者福祉計画・介護保険事業計画	令和 6 年度～令和 8 年度



	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
認定率	16.82	16.40	16.43	16.18	15.82	16.60

※3月末実績

	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
シニアエクササイズ	18	18	19	19	18	18
岩上げんき体操	13	14	17	27	32	30

※3月末実績

	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
現年度	99.51	99.63	99.68	99.72	99.74	99.81
過年度	39.08	40.89	34.14	34.16	39.64	43.03
全体	98.65	98.89	99.06	99.20	99.37	99.57

※年度末実績

	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
認知症サポーター数	1,804	2,086	2,468	2,926	3,531	4,137

※3月末実績

4-1-6 生活困窮者への支援

本市の状況

関連 SDGs



基本目標

4

元気で健康なまちづくり

- 「生活困窮者自立支援法」に基づき、自立相談支援事業や住居確保給付金の支給等の事業を実施し、生活保護に至る前の段階にある生活困窮者に対する自立支援の強化に取り組んでいます。
- 民生委員・児童委員、関係各課・機関等と連携し、社会的に孤立し、自ら支援を求めることが困難な生活困窮者の早期発見・情報把握に努めるとともに、自立促進に向けた支援に取り組んでいます。
- 自立相談支援では、就労支援やその他の自立に関する問題への相談業務を担う支援員を配置し、生活困窮者が抱える課題に対し、計画的に支援することができるよう、自立支援計画を策定し、包括的な支援を実施しています。
- 離職等により住居を失った、またはそのおそれがある生活困窮者に対して、家賃相当額を有期で支給する住居確保給付金支給事業を実施しています。
- 令和7年度から、一定の住居を持たない生活困窮者に対し、一定期間に限り宿泊場所などを提供し、安定した生活を営めるよう支援する居住支援事業、家計に課題を抱える生活困窮者からの相談に応じ、必要な情報の提供や専門的な支援を行う家計改善支援事業を和歌山県と共同実施しています。
- 和歌山公共職業安定所（ハローワーク）、社会福祉協議会等の関係機関との連携体制を構築し、生活困窮者の自立支援に取り組んでいます。



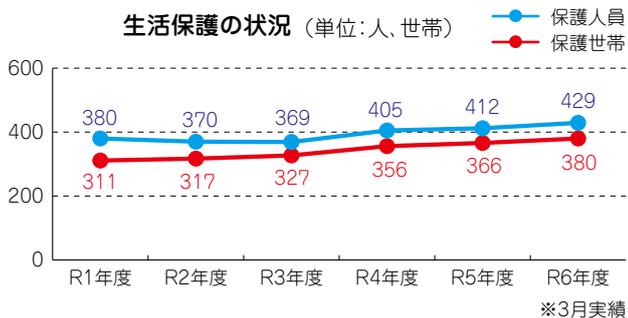
- 生活保護世帯においては、高齢者世帯の占める割合が最も高く、高齢化の進展や物価高騰による影響などにより被保護世帯が増加傾向にあります。
- 日本国憲法第25条の理念に基づき、生活困窮者に対し、健康で文化的な最低限度の生活を保障し、自立の助長を図るため、被保護世帯の援助方針の策定、就労支援などにより、経済的・社会的自立の助長を図りながら、生活保護制度を実施しています。
- 生活保護の適正化として、研修及びケース検討会議を通じ、職員及び組織のスキル向上を図るとともに、就労支援及び他法他施策活用強化などに取り組んでいます。また、扶助費全体の半分以上を医療扶助費が占めているため、健康管理支援事業の実施や後発医薬品の使用促進など、医療扶助費の適正化に取り組んでいます。

生活困窮者対策

(単位:件)

	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
自立相談受付	6	486	506	80	8	6
住居確保給付金	4	26	23	21	16	9

※3月末実績



生活保護扶助費の状況 (単位:千円)



主な取組方針 (戦略) …総合戦略による取組方針

取組方針 1 生活困窮者の自立支援

- 民生委員・児童委員、関係各課・機関等と連携し、生活困窮者の早期発見・情報把握に取り組みます。
- (戦略) ● 自立相談支援や住居確保給付金の支給等を行うことで、生活保護に至る前の段階での早期支援と自立促進に取り組みます。
- (戦略) ● 和歌山公共職業安定所（ハローワーク）や社会福祉協議会等の関係機関と連携を図り、生活困窮者の自立支援に取り組みます。

取組方針 2 生活保護制度の適正な実施

- (戦略) ● 日本国憲法第 25 条に規定する理念に基づき、生活保護制度の適切な実施に取り組みます。
- (戦略) ● ケース検討会議等により組織的に援助方針を策定し、被保護世帯の経済的及び社会的自立を促します。

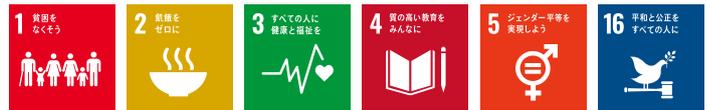
評価指標 (戦略) …総合戦略 KPI	現状値 (令和 6 年度)	目標値 (令和 12 年度)
生活保護・生活困窮者相談件数	214 件	240 件
(戦略) 就労支援による新規就労率	52.4%	55.0%

関連する個別計画	計画期間
地域福祉計画	令和 8 年度～令和 12 年度

4-2-1 子育て支援の推進

本市の状況

関連 SDGs



基本目標

4

元気で健康なまちづくり

- 少子化が進行し続けている一方、住民のライフスタイルや価値観の変化により、こども・若者をめぐる課題はより一層多様化しており、市では、「岩出市こども計画」に基づき、こどもまんなか社会の実現に向けた取組を総合的、計画的に推進しています。
- 市内全てのこどもや妊産婦、子育て世帯を対象に、児童福祉と母子保健の一体的支援を行うため、こども家庭センターを令和5年4月に設置しました。
- 市内2ヵ所に子育て支援の拠点となる地域子育て支援センターを設置し、親子の相互交流、子育て相談、保育所開放、子育てサークル支援など、様々な支援・援助に取り組んでいます。
- 保護者の育児負担軽減のため、依頼会員と援助会員の相互援助活動となるファミリー・サポート・センターの利用促進や登録会員の確保に取り組んでいます。
- 病気や仕事などの理由により家庭での養育が困難となった場合に、児童福祉施設等で一時的に養育する、子育て支援短期利用事業の利用促進や受入先の拡充に取り組んでいます。
- 妊婦教室の実施や相談・訪問支援、妊婦健康診査費用等の助成など、妊娠期からの切れ目のない支援に取り組んでいます。
- 令和6年度から、初回妊娠判定受診費用助成を全妊婦に拡大し、また、妊産婦健康診査等を受診する際の交通費を助成する妊産婦アクセス支援事業補助金の支給を開始しています。
- こどもを持つことを望む夫婦の不妊治療にかかる経済的負担を軽減するため、不妊治療費を助成しています。
- 乳幼児健康診査・健康相談や乳幼児家庭への全戸訪問、子育て教室や産後ケア事業など、母子の心身の健康維持・増進や育児支援に取り組んでいます。
- 発達相談を適切な時期に受けられるよう調整し、支援を必要とするこどもと家族への相談対応をきめ細やかに行い、早期療育など適切な支援に取り組んでいます。
- 乳幼児健康診査については、令和8年度から、5歳児健康診査を新たに開始しています。



- 子育て家庭に対する経済的負担の軽減を図るため、子ども医療費助成や児童手当などの支給、幼稚園、保育所等の利用料の無償化などの支援に取り組んでいます。
- 令和5年度から、子育て世帯が安心して子育てができる環境を支援するため、助産師または保健師による赤ちゃん訪問時に、紙おむつとおしり拭きを支給する「すくすく赤ちゃん紙おむつ等支給事業」を実施しています。
- 子ども医療費助成については、令和7年1月診療分から、対象年齢を18歳までに引き上げ、通院に係る助成内容を自己負担額の全額に拡充しています。
- 令和5年度から「岩出市子育てアプリ ぎゅっとふる」、令和6年度から小児予防接種デジタル化事業を開始するなど、保護者の情報取得や手続等における利便性の向上や負担の軽減に取り組んでいます。令和7年12月から子育てアプリを「岩出市おやこ手帳アプリ」としてバージョンアップしています。
- 本来大人が担う家事や家族の世話などをこどもが担う「ヤングケアラー問題」等について、関係機関と連携しながら、実態の把握と必要な支援につなげることが求められています。
- 子育ての不安の軽減や児童虐待防止のため、家庭相談員や心理士などによる養育相談、前向き子育てプログラムや子どもの居場所づくり事業などを実施するとともに、要保護児童対策地域協議会を中心に関係機関と連携し、児童虐待の早期発見と虐待防止、虐待対応体制の強化に取り組んでいます。

主な取組方針 (戦略) …総合戦略による取組方針

取組方針 1 出産・子育て支援の充実

- (戦略) ● 妊娠・出産・子育て期の切れ目のない支援に取り組みます。
- (戦略) ● こども家庭センターにおいて、市内全てのこどもや妊産婦、子育て世帯を対象に、児童福祉と母子保健の一体的支援に取り組みます。
- (戦略) ● すべてのこどもが健やかに成長でき、安心してこどもを産み育てることができる環境づくりを支援するため、妊婦・乳幼児への健診事業や育児相談などに取り組みます。
- (戦略) ● 地域における子育て支援の充実を図るため、地域子育て支援センター、ファミリー・サポート・センターの機能充実、地域一体となった子育て支援体制づくりに取り組みます。
- (戦略) ● 出産を希望する夫婦の不妊治療にかかる経済的負担を軽減するため、不妊治療費の助成に取り組みます。
- (戦略) ● デジタル技術を活用し、保護者の情報取得や手続等における利便性の向上や負担の軽減に取り組みます。

取組方針 2 子育て家庭への経済的支援

- (戦略) ● こどもの通院などにかかる医療費の助成や児童手当の支給、保育・幼児教育の無償化など、子育て世帯に対して経済的な負担軽減につながる支援に取り組みます。
- (戦略) ● 子育て世帯が安心して子育てができる環境を支援するため、助産師または保健師による赤ちゃん訪問時に紙おむつとおしり拭きを支給します。

取組方針 3 要保護児童対策

- (戦略) ● 家庭相談員等による相談体制の強化により、子育ての不安軽減や児童虐待予防に取り組みます。
- (戦略) ● 「ヤングケアラー問題」等について、実態の把握と必要な支援に努めます。
- (戦略) ● 要保護児童対策地域協議会を中心に関係機関と連携し、児童虐待の早期発見と虐待防止、虐待対応体制の強化に取り組みます。

評価指標 (戦略) …総合戦略 KPI	現状値 (令和 6 年度)	目標値 (令和 12 年度)
児童福祉の充実に満足している市民の割合	41.7%	44.9%
母子・父子福祉に満足している市民の割合	37.5%	40.5%
(戦略) 地域子育て支援センターの年間利用組数	8,512 組	8,791 組
(戦略) 不妊治療助成件数	46 件	30 件

関連する個別計画	計画期間
こども計画	令和 7 年度～令和 11 年度

住民基本台帳による子どもの数 (単位:人)

	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
0～6歳	3,248	3,211	3,061	3,054	2,861	2,768
7～18歳	6,612	6,494	6,460	6,322	6,233	6,131
計	9,860	9,705	9,521	9,376	9,094	8,899

※3月31日時点の住民基本台帳人口

地域子育て支援センター (単位:組)

	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
年間利用組数	8,102	5,048	5,278	7,879	8,348	8,512

※3月末実績

ファミリー・サポート・センター (単位:人)

	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
会員数	1,072	1,082	1,115	1,187	1,247	1,297
利用者数	1,855	1,164	1,197	1,034	768	744

※3月末実績

家庭児童相談における児童虐待対応延べ件数 (単位:件)



※3月末実績

4-2-2 幼児教育・保育環境の充実

本市の状況

関連 SDGs



基本目標

4

元気で健康なまちづくり

- 令和 6 年度時点で、本市の認定こども園を含む認可保育所は、公立保育所 4 カ所、私立保育所 4 カ所、地域型保育施設 2 カ所の計 10 カ所あり、保育所の必要量の確保や、質の高い教育・保育事業の実施に取り組んでいます。
- 保育施設の老朽化が進む中、児童の安全性を確保し、施設を長く使用していけるよう、「保育施設長寿化計画」に基づく、保育施設の老朽化対策に取り組んでいます。
- 令和 6 年度当初の保育所待機児童 0 は達成していますが、年度途中においては待機児童が発生しており、保育士の確保、私立幼稚園への受入拡充依頼や企業主導型保育など民間の活用に努め、受入体制の充実に取り組んでいます。
- 一時預かり保育、延長保育、休日保育など、市立保育所において特別保育を実施することにより、保護者の多様な働き方への対応に取り組んでいます。
- 保護者の子育てに関する困りごとや悩みごとについて、保育士等による相談支援に取り組んでいます。また、日常の保育において児童と接する中で、虐待や、発達に関し配慮の必要な児童の早期発見、関係機関との連携により早期支援、早期療育につなげる体制の構築に取り組んでいます。
- 市立保育所の給食における食育推進として、食の安全を第一に、季節の食材や行事食を取り入れ、食への関心を高め、食事の楽しさや大切さを伝えられるよう努めています。また、すべての保育所でアレルギー対応食を提供しています。
- 保育所・保護者間の連絡事項や出欠確認等について、保護者用スマートフォンアプリ (CoDMON) を導入し、デジタル技術の活用により、保護者、保育士の利便性向上や負担軽減に取り組んでいます。



- 病気の回復期であり、家庭や集団での保育が困難な児童を民間事業者が一時的に預かる病後児保育事業を実施していましたが、令和 6 年度から、病気の回復期（病後）に加え、病気の児童も対象にする病児保育事業に移行し、周知と利用登録会員の確保に努めています。
- 令和 8 年度から、保育所、認定こども園、幼稚園等に通っていない 0 歳 6 ヶ月から満 3 歳未満の児童を対象に、保護者の就労要件を問わず月一定時間までの利用可能枠の中で、柔軟に保育施設を利用できる「こども誰でも通園制度」を実施しています。
- 各小学校と情報共有、連携しながら、小学校 6 年生までの共働き家庭等児童を対象に、小学校の空き教室等を利用し、市内 6 カ所、12 教室で放課後児童クラブ（学童保育）を実施することにより、放課後や長期休暇中のこどもの居場所づくりをはじめ、放課後児童の健全な育成と共働き家庭等への育児支援に取り組んでいます。

主な取組方針 (戦略) …総合戦略による取組方針

取組方針 1 保育サービスの充実

- (戦略) ●私立幼稚園への受入拡充依頼や企業主導型保育など民間活用を図りながら、通年の待機児童の解消に努めます。
- (戦略) ●多様化する保育ニーズに対応するため、こども誰でも通園制度、一時預かりや延長保育、低年齢児保育、病児保育など保育サービスの充実に取り組みます。
- (戦略) ●市立保育所の給食において、児童に対する食育を推進します。また、すべての保育所でアレルギー対応食を提供します。

取組方針 2 保育施設の整備

- 児童の安全を確保し、保育施設の長寿命化を図るため、保育施設の老朽化対策に取り組みます。
- (戦略) ●デジタル技術を活用するなど、保護者・保育士の利便性向上、負担軽減に取り組みます。

取組方針 3 放課後児童クラブの充実

- (戦略) ●各小学校と連携しながら、放課後児童クラブを実施し、こどもの居場所づくりや共働き家庭等の育児支援に取り組みます。

評価指標 (戦略) …総合戦略 KPI	現状値 (令和 6 年度)	目標値 (令和 12 年度)
病児保育の利用登録者数	384 人	395 人
(戦略) 待機児童数	2 人	0 人
(戦略) 低年齢児受入割合	36.0%	35.0%

関連する個別計画	計画期間
こども計画	令和 7 年度～令和 11 年度

認可保育所等 (地域型含まない) (単位:カ所、人、%)

	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
設置数	8	8	8	8	8	8
保育士人数	202	212	213	219	220	220
定員数	1,521	1,481	1,425	1,428	1,428	1,382
児童数	1,375	1,354	1,326	1,277	1,286	1,266
在籍率	90.4	91.4	93.1	89.4	90.1	91.6

※ 4月1日時点

認可保育所等の児童数 (単位:人)

	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
公立 (4園)	713	703	698	684	669	641
私立 (4園)	662	651	628	593	617	625
地域型 (2園)	35	29	35	36	35	36
計	1,410	1,383	1,361	1,313	1,321	1,302

※ 4月1日時点

放課後児童クラブの児童数 (単位:人)



※ 3月末実績

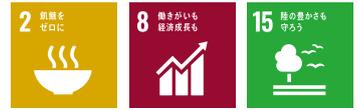
第5章 にぎわいと輝きのあるまちづくり



5-1-1 農林業の振興

本市の状況

関連 SDGs



基本目標

5

にぎわいと輝きのあるまちづくり

- 農業就業者の高齢化や担い手不足が進行しています。農地は、農作物の生産という本来の機能の他にも、洪水の防止、自然環境の保全、地下水涵養、良好な景観の形成など、市民の住環境や教育環境の充実などにも大きく寄与しており、農地の保全や活用を進めていく必要があります。
- 優良農地の維持や農作業の効率化を図るため、農業用水施設の維持・更新、農道の拡幅や舗装整備等の農業基盤の整備に取り組んでいます。
- 農業用排水路は農業生産の維持、農業経営の安定を図るだけでなく、農地や農業用施設の防災面において重要な機能を担うことから、国営総合農地防災事業の積極的な支援に努め、早期完成に向けて取り組んでいます。
- 国・県における事業も活用しつつ、農業者の育成・支援をはじめ、希望者の就農に向けた相談支援や小規模な農家の経営基盤の強化や農地等の集積など、新規参入を可能にする支援体制づくりに取り組んでいます。
- 令和7年度から、東京圏から岩出市に移住し、農林水産業に就業するなどの要件に該当する人も、移住支援金の対象に加わりました。
- 農地の無断転用の防止や耕作放棄地の解消などを目的としたパトロールを実施し、農地利用の最適化に取り組んでいます。
- 令和7年度から農地の貸し借りの制度が変わり、原則として農地の権利設定（貸借）等は農用地利用集積等促進計画に一本化されました。
- 市民農園運営事業では、市民が四季をとおして農作業と収穫を楽しみ、農業への理解を深めるため、市民農園を貸し出すことにより、農業に親しむ場の提供に取り組んでいます。
- 市の農業振興・観光振興につなげるため、JAわかやま紀の里地域本部や農業団体などと連携し、農産物の直売施設及び道の駅である「根来さくらの里」の経営の効率化・安定化に努め、地元農産物の収益確保に取り組んでいます。



- 令和6年度、築20年経過した「根来さくらの里」の改修工事を行い、店舗前の屋根設置、店内外の陳列棚の整備、キャッシュレス決済対応レジの導入、Wi-Fi環境の整備、大型モニターの設置などを行い、地元農産物の販売促進による産業の活性化の推進に取り組んでいます。
- JAわかやま紀の里地域本部と連携して岩出市産の安全・安心な農産物のブランド化に取り組んでいます。
- 特産品の育成を図り、農産物の高付加価値化を推進するため、市が指定する奨励作物（ねごろ大唐、なばな、クレソン）を作付、販売を行う農業者を支援しています。
- イノシシ等の農作物への被害軽減のため、猟友会等の関係団体と連携しながら、電気柵の設置や有害鳥獣の捕獲に対する補助を実施し、また、水稻へのジャンボタニシの被害抑制を図るため、指定防除農薬の購入費用の一部を補助するなど、農業経営の安定に努めています。
- 既設林道の保全・管理に取り組むとともに、県や関係団体と協力し、紀州材の需要拡大に取り組んでいます。

主な取組方針 (戦略) …総合戦略による取組方針

取組方針 1 農地等の保全

- (戦略) ● 意欲ある担い手への農地集積や遊休農地の発生防止に取り組みます。
- 農道や水路の整備をすることで農地の保全及び農業用水路の確保を図ります。
 - 農地の無断転用の防止や耕作放棄地の解消を図り、農地の保全に取り組みます。

取組方針 2 農林業経営基盤の充実

- (戦略) ● JA わかやま紀の里地域本部等と連携し、生産拡大、販売促進に取り組みます。
- (戦略) ● 関係機関と連携し、特産品の育成を図り、農産物の高付加価値化を図ります。
- (戦略) ● 農産物の安全確保と道の駅「根来さくらの里」を活用した販売体制の強化に取り組みます。
- 鳥獣被害対策を講じ、農業経営の安定化を図るとともに、耕作放棄地の増加防止に取り組みます。
 - 既設林道の保全・管理に取り組むとともに、県や関係団体と協力し、紀州材の需要拡大を促進します。

取組方針 3 担い手の育成と確保

- (戦略) ● 農業の担い手の育成・確保するために、関係機関との連携や、国・県における事業も活用しつつ、相談から就農、経営定着まで支援に努めます。
- 認定農業者などの中心経営体を中心とした効率的かつ安定的な経営体の育成に取り組みます。

評価指標 (戦略) …総合戦略 KPI	現状値 (令和 6 年度)	目標値 (令和 12 年度)
農林業の振興に満足している市民の割合	41.0%	44.3%
農用地利用集積面積 (年間)	11ha	13ha
(戦略) 道の駅「根来さくらの里」の年間売上	233,763 千円	240,000 千円
(戦略) 奨励作物の作付面積	89.5 a	134.0 a

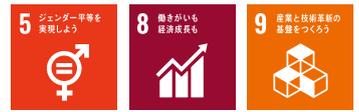
関連する個別計画	計画期間
農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想	令和 5 年度～
鳥獣被害防止計画	令和 8 年度～令和 10 年度
農業振興地域整備計画	平成 2 年度～
森林整備計画	令和 4 年度～令和 13 年度

5-1-2

商工業の振興

本市の状況

関連 SDGs



基本目標

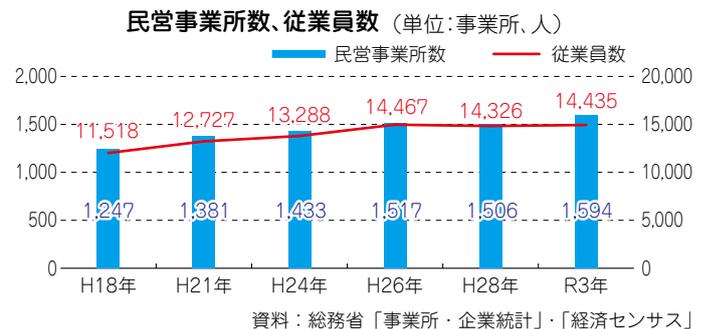
5

にぎわいと輝きのあるまちづくり

- 国道 24 号・主要県道・京奈和自動車道岩出根来インターチェンジなど、交通アクセスの良さから、大型店舗やチェーン店を中心にロードサイドショップの出店が続いています。市では、商工会などと連携しながら、地域に根ざした商店、地元企業の支援、活性化に取り組んでいます。
- 京奈和自動車道岩出根来インターチェンジ開通により、交通アクセスの良さから、製造・物流分野の企業進出が見られました。本市では、大規模な一団の土地の確保が容易ではないため、新規企業立地計画の情報収集に努め、県との連携を図りながら、地域経済の活性化、雇用創出につながる企業の進出支援に取り組んでいます。
- 半島振興法に基づく産業振興促進計画や、中小企業等経営強化法に基づく導入促進基本計画について、国から認定を受け、税優遇等により設備投資や、労働生産性を向上させる先端設備等の導入を支援し、地域経済の基盤となる産業育成に努めています。
- ふるさと納税の返礼品として地元産品を活用し、地元特産品等の PR や販路拡大等による地元事業者の活性化を図っています。
- 市内事業者への観光イベント参加の呼びかけなど地域事業者の活性化に取り組んでいます。今後は、さらに観光産業と連携した商工業の魅力を高める取組を進める必要があります。
- 商工業者の経営支援や地域活性化に取り組む商工会の運営支援を行うとともに、商工会や金融機関などと連携して、様々な課題を抱える市内事業者に対する総合的な支援体制の構築・拡充に取り組んでいます。



- 地域経済の活力を高めるため、商工会、金融機関等と連携して、創業のきっかけづくりから創業後の起業支援まで行うことで、創業しやすい環境づくりに取り組んでいます。
- 和歌山県事業承継ネットワークに加入し、関係機関の連携体制を強化し、切れ目のない支援により、中小企業の円滑な事業承継のための相談窓口の周知に取り組んでいます。
- 大型店舗やチェーン店などのロードサイドショップ、商店や地元企業の出店、創業による地域経済の活性化、雇用の創出を図っています。
- 若者、女性、高齢者、障害者等多様な人材がその能力を発揮できるよう、和歌山公共職業安定所（ハローワーク）等の関係機関と連携した雇用促進に取り組み、人材確保を支援しています。



主な取組方針 (戦略) …総合戦略による取組方針

取組方針 1 商工業・サービス業の活性化

- (戦略) ●市内商工業者の安定経営のため、経営相談や資金調達支援などに取り組む商工会への支援を行います。
 - 商工会と連携し、プレミアム付き商品券の発行など地域産業の活性化に取り組みます。
- (戦略) ●ふるさと納税の返礼品として地元産品を活用することにより、地元特産品等の PR や販路拡大等による地元事業者の活性化に取り組みます。
- (戦略) ●商工会等と連携して、創業支援セミナーを開催し、創業希望者に経営・財務・人材育成・販路開拓など創業に必要な知識習得を支援します。
- (戦略) ●商工会にワンストップ相談窓口を設置し、経営指導員が創業者に効果的な支援を行います。

取組方針 2 雇用の確保

- (戦略) ●和歌山公共職業安定所（ハローワーク）等関係機関と連携し、就労機会の提供に取り組みます。
- (戦略) ●県と連携を図りながら、情報収集に努め、税優遇や奨励金等を活用した企業誘致や設備投資への支援に取り組みます。

評価指標 (戦略) …総合戦略 KPI	現状値 (令和 6 年度)	目標値 (令和 12 年度)
企業の誘致に満足している市民の割合	13.7%	15.3%
事業所数	1,594 事業所	1,670 事業所
商工会会員数	664 事業所	735 事業所
(戦略) 誘致企業数	0 社	1 社
(戦略) 創業セミナー開催数	8 回	8 回
(戦略) 金融機関との連携件数	19 件	21 件

関連する個別計画	計画期間
産業振興促進計画	令和 7 年度～令和 11 年度
創業支援事業計画	平成 27 年度～令和 11 年度

5-1-3 観光の振興

本市の状況

関連 SDGs



基本目標

5

にぎわいと輝きのあるまちづくり

- 今後、定住人口の減少が見込まれる当市において、人口減少の影響を緩和し、地域経済を活性化させるため、観光客等、交流人口の拡大、経済効果の創出に取り組んでいます。
- 根来寺、旧和歌山県議会議事堂（一乗閣）、ねごろ歴史資料館、道の駅「ねごろ歴史の丘」、根来寺遺跡展示施設、リニューアルした道の駅「根来さくらの里」など、文化財、展示施設、観光施設が集約している根来地域を中心として、観光PRに取り組んでいます。
- 根来街道グリーンツーリズム振興協議会（岩出市、泉南市、和歌山県、大阪府、民間団体）、紀泉連絡会（岩出市、和歌山市、紀の川市、貝塚市、泉佐野市、泉南市、阪南市、熊取町、田尻町、岬町）など、周辺市町と協力し、広域観光の推進に取り組んでいます。
- 観光協会等と連携のもと、パンフレット、ウェブサイト、SNS等様々な媒体を活用し観光情報発信に取り組むとともに、「紀州根来寺かくばん祭り」、「花見時の大門ライトアップ」、「いわで夏まつり」などの恒例イベントに加え、「岩出 食と観光のフェスタ」などの新たなイベントのPRなど、本市の魅力発信の強化に取り組んでいます。
- 令和7年度から、総務省の「地域おこし協力隊」制度を活用し、市の観光情報等の取得・発信などに取り組む「地域おこし協力隊」を任用しています。
- 「岩出駅前活性化事業」として、観光周遊の促進や公共交通の活用、地域住民と観光客の交流機会の創出を通じて、地域経済の活性化を図るため、JR岩出駅前に観光案内所兼バス待機所を新設し、駅前から案内所までの歩道を整備しています。
- 駅前活性化、観光周遊の促進等について、地域の多様な関係者（行政、観光・交通事業者、商工業者、教育機関など）が連携し、市民と考えるワークショップを実施しています。



- 新設する観光案内所について、付加価値の高い情報提供機能を備えた施設とするため、観光案内人の設置や、地元住民と観光客が交流できるイベントの定期開催などを検討しています。また、岩出駅と観光案内所を結ぶ歩道でのにぎわい創出のため、駅前店舗と連携したイベントの定期開催など、観光案内所と店舗への誘客の取組を検討しています。
- 「大阪方面路線バス」と「岩出市巡回バス」の発着地点がJR岩出駅前に集約化されることにより、観光案内所の設置場所である岩出駅前から、観光施設が集約している根来地域や岩出市内の各観光施設、飲食店等へ観光客が市内を周遊できる、公共交通機関を活用したルートの構築を検討しています。
- 本市の観光資源などの魅力発信を強化することにより、岩出市が何度も訪れたい場所、安心して暮らせる場所だということをPRし、岩出市に関わりを持とうとしてくれる人や、ふるさと納税などにより岩出市を応援したい人、岩出市に出店したい人など関係人口の拡大や、岩出市で暮らしたいと移住する人の増加に努めています。



主な取組方針 (戦略) …総合戦略による取組方針

取組方針 1 広域連携の推進

- (戦略) ● 県内広域連携や府県境を越えた周辺市町と協力し、広域的な観光ネットワークの進展に取り組みます。
- (戦略) ● 各市町の観光資源をつなぐ周遊ルートの定着と連携イベントの開催に取り組みます。

取組方針 2 観光情報の発信

- (戦略) ● 観光協会との連携を図り、市観光イベントの充実と積極的なプロモーション活動により観光イメージの確立と観光PRの強化に努めます。
- (戦略) ● 国内外から観光客を呼び込むため、多様な情報伝達手段を活用した効果的な仕組みの構築に取り組みます。

取組方針 3 観光周遊の活性化

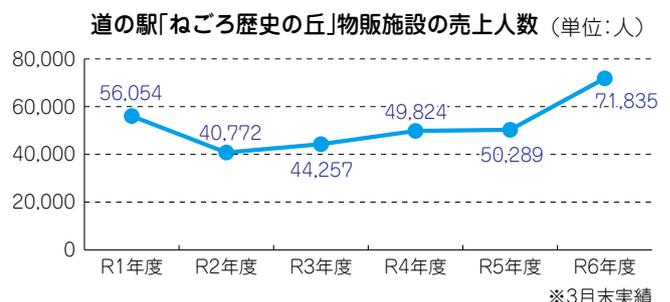
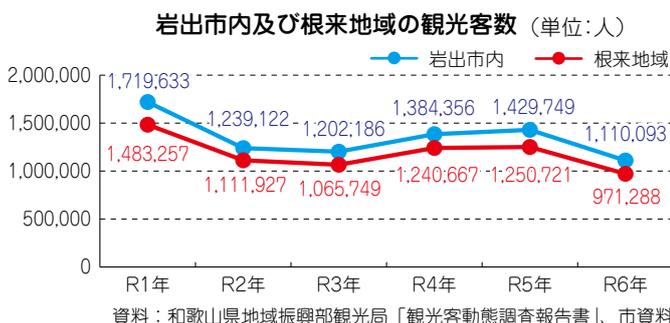
- (戦略) ● 観光案内人を設置し、地元住民と観光客が交流できるイベントを定期開催するなど、駅前観光案内所の機能向上に取り組みます。
- (戦略) ● 岩出駅前店舗と連携したイベントの開催など、岩出駅と観光案内所を結ぶ歩道でのにぎわい創出に取り組みます。
- (戦略) ● 岩出駅前から、観光施設が集約している根来地域や岩出市内の各観光施設、飲食店等へのルートの構築など、観光周遊の活性化に取り組みます。

取組方針 4 交流人口、関係人口及び移住者の増加

- (戦略) ● 本市の観光資源などの魅力発信を強化することにより、岩出市に関わりを持とうとしてくれる人や、ふるさと納税などにより岩出市を応援したい人、岩出市に出店したい人など関係人口の拡大や、岩出市で暮らしたいと移住する人の増加に努めます。

評価指標 (戦略) …総合戦略 KPI	現状値 (令和 6 年度)	目標値 (令和 12 年度)
観光、商工に満足している市民の割合	25.6%	28.1%
特産品の開発に満足している市民の割合	25.7%	28.3%
年間観光客数	111 万人	200 万人
(戦略) 根来地域の年間観光客数	97 万人	160 万人
(戦略) 道の駅への年間バス立ち寄り数	10 台	40 台
(戦略) 道の駅「ねごろ歴史の丘」物販施設の年間売上人数	71,835 人	94,000 人
(戦略) 道の駅「ねごろ歴史の丘」物販施設の年間売上金額	85,300 千円	110,500 千円

関連する個別計画	計画期間
観光ビジョン	令和 7 年度～令和 16 年度



5-2-1 文化遺産の保護・活用

本市の状況

関連 SDGs



基本目標

5

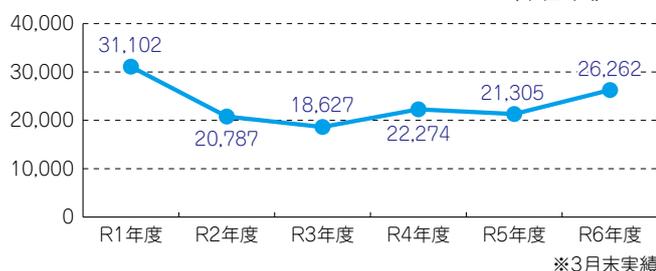
にぎわいと輝きのあるまちづくり

- 少子高齢化や生活様式の変化などにより地域に根付く文化遺産の保護・伝承が困難になる中、文化遺産の調査研究を行い、文化遺産の継承に取り組んでいます。
- 地域の文化遺産について、調査で得られた資料を適切に保存・整理するとともに、文化遺産を公開・活用し、広くふるさとの文化遺産を知ってもらうことで、市民のふるさと意識の醸成に努めています。
- 埋蔵文化財包蔵地での開発行為や土木工事については、関係機関と連携を図り、必要に応じて確認調査、工事立会を行い、埋蔵文化財が確認された場合には、記録保存のための発掘調査を行うことで適切な保護資料の作成に努めています。
- 市内に所在する文化遺産の保護・活用を図るため、文化遺産の所有者や管理者と連携を図り、文化遺産の状況の確認を定期的に行うことで適切な維持管理に取り組んでいます。
- 指定文化財の所有者及び管理者に対して、指定文化財の維持・管理及び修理のために必要な経費の一部を補助するなど、適切な指定文化財の保護に努めています。
- 国指定「史跡根来寺境内」に所在する文化遺産を保護するため、『史跡根来寺境内保存管理計画書』に基づき、根来寺境内とその周辺の適切な保全・管理に取り組んでいます。
- 関係機関と協議を行いながら、文化財の保存と活用に関する総合的な法定計画である文化財保存活用地域計画の策定に向けて取り組んでいます。



- 指定・未指定を問わず市内の文化財の把握に取り組み、リスト化し、文化財保存活用地域計画に反映させます。
- 「旧和歌山県議会議事堂」は、現存最古の木造和風意匠の貴重な建造物として国の重要文化財に指定されています。根来寺遺跡のガイダンス施設である「ねごろ歴史資料館」では、埋蔵文化財出土品などを展示しており、「根来寺遺跡展示施設」では、中世根来寺の遺構・遺物を精巧に再現展示しています。
- 「岩出市民俗資料館」は、市内に残る様々な文化遺産の調査や埋蔵文化財の発掘調査で得られた資料の保存に努めています。また、根来寺との連携による根来寺関連宝物展などの展覧事業を実施しています。

旧和歌山県議会議事堂の利用者数 (単位:人)



ねごろ歴史資料館の利用者数 (単位:人)



主な取組方針 (戦略) …総合戦略による取組方針

取組方針 1 文化遺産の調査研究と保護・活用

- 「史跡根来寺境内」の文化遺産については、関係機関と連携を図り、保全・活用に取り組みます。
- 市内の文化遺産を調査研究し、関係機関などと基礎情報の共有化を図ります。
- 文化遺産については、周辺環境も含めた保護と活用に努めます。
- 関係機関と協議を行いながら、文化財保存活用地域計画を策定し、計画的に保護・活用に取り組みます。

取組方針 2 文化遺産の公開

- (戦略) ● 「ねごろ歴史資料館」「根来寺遺跡展示施設」「旧和歌山県議会議事堂」「岩出市民俗資料館」等の施設において、文化遺産の展示、保護、活用に取り組みます。
- (戦略) ● 地域の文化遺産と、生まれた背景などを伝え、知ってもらうことで市民のふるさとに対する関心と愛着心を喚起し、ふるさと意識の醸成に努めます。

評価指標 (戦略) …総合戦略 KPI	現状値 (令和 6 年度)	目標値 (令和 12 年度)
文化財等の保護と活用に満足している市民の割合	67.8%	70.9%
(戦略) ねごろ歴史資料館の年間利用者数	15,539 人	16,300 人
(戦略) 旧和歌山県議会議事堂の年間利用者数	26,262 人	36,000 人

関連する個別計画	計画期間
教育振興基本計画 (教育大綱)	令和 8 年度～令和 12 年度
史跡根来寺境内保存管理計画書	平成 25 年度～

5-2-2 歴史・伝統文化の振興



関連 SDGs

本市の状況

基本目標

5

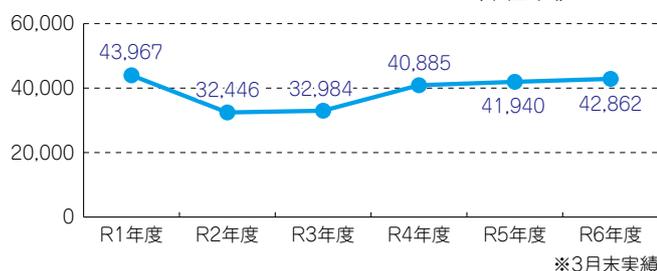
にぎわいと輝きのあるまちづくり

- 地域で生まれ、保存・伝承されてきた行事や伝統文化も、住民の減少や少子高齢化等の影響により維持・存続が難しくなっています。これらを未来へ継承するために、伝統文化等の保存と活用を積極的に進め、ふるさとに誇りと愛着を持てるふるさと意識の醸成に取り組んでいます。
- 江戸時代から唄い始められたと推考される「根来の子守唄」は、歌詞も根来寺に関連のあるものが多く、その歴史が語り継がれています。本市では、令和6年3月に「根来の子守唄」を文化資源に認定し、子守唄を未来に継承する取組を支援しています。
- 「根来の子守唄」を後世に残すため「根来の子守唄保存会」や、小中学生で組織する「根来の子守唄つくし」の活動を支援し、伝統文化の保存と継承者の育成に取り組んでいます。
- 根来塗漆器は、根来寺の衆徒が寺内で使用するために製作した仏具や食器類の朱塗器が根来塗の起こりと言われています。
- 民俗資料館では、根来塗への理解と関心を深めてもらうため、根来塗漆器の収集資料品展の実施や、根来塗講座の開設により、人材育成と伝統文化の継承に取り組んでいます。
- 民俗資料館では、常設展をはじめ企画展や所蔵品展、収集資料品展など展観事業の内容の充実やPR方法の工夫に努め、歴史・伝統文化の振興に取り組んでいます。



- 民俗資料館は、生涯学習・郷土学習の拠点施設として、市民や次代を担う児童・生徒が郷土の歴史・伝統文化に関心を持ち、理解を深めることができるよう、歴史講座や歴史学習会等を開催するとともに、学校における「郷土学習」の支援に努めています。
- 民俗資料館では、施設の老朽化に伴う改修など施設整備やサービスの向上、資料収集の充実を図り、施設利用の促進に取り組んでいます。
- 大阪府内からの玄関口に位置する、根来寺、ねごろ歴史の丘、和歌山県植物公園緑花センター、根来山げんきの森、近畿大学生物理工学部、民俗資料館、岩出図書館を文化文教ゾーンと位置づけ連携し、歴史的文化資源と豊かな自然が一体となり、地域の文化振興に努めています。

民俗資料館の年間利用者数（単位：人）



主な取組方針 (戦略) …総合戦略による取組方針

取組方針 1 歴史・文化資源の活用

- 地域住民が文化遺産を大切にし、「ふるさと岩出」に誇りと愛着が持てるよう歴史・伝統文化の振興に努めます。
- 講演会や歴史講座、歴史学習会を開催することで、郷土の歴史や成り立ちについて学べる機会を提供します。
- 民俗資料館では、歴史・文化などの地域情報の提供を行うため、施設整備や資料収集の充実に取り組みます。
- 根来寺を中心とする地域の歴史的資源を活用し、施設の利用促進を図るため、文化文教ゾーンの関係機関が連携し、合同でのイベント開催や相互 PR に取り組みます。

取組方針 2 伝統文化の継承

- (戦略) ● 本市の伝統文化である「根来の子守唄」や「根来塗」を後世に伝えるため、保存・継承活動を支援します。
- 地域の伝統文化を未来に伝えるため、市民に広く周知し、伝統文化を継承する担い手を育みます。

取組方針 3 ふるさと意識の醸成

- (戦略) ● 歴史講座や歴史学習会、学校における「郷土学習」等、様々な機会を通じて「ふるさと意識の醸成」に努め、本市への定住意識の向上、関係人口の拡大を図ります。

評価指標 (戦略) …総合戦略 KPI	現状値 (令和 6 年度)	目標値 (令和 12 年度)
根来塗講座受講生数	46 人	50 人
民俗資料館の年間利用者数	42,862 人	45,000 人
(戦略) 歴史講座参加人数	167 人	180 人

関連する個別計画	計画期間
教育振興基本計画 (教育大綱)	令和 8 年度～令和 12 年度

将来を見据えた持続可能な行財政運営



行-1-1 市民参加のまちづくりと広報・広聴活動の充実

本市の状況

- 地方自治、社会福祉など、市行政の各分野でご尽力いただき、より豊かなまちづくりに寄与された方々の功績を称えるため、市民表彰を実施し、市民の方々と共にお祝いするための式典を開催しています。
- 各種審議会や委員会など、行政の政策決定過程への市民参画の促進や計画策定の過程における市民意識調査、パブリックコメントの実施など、市民が参加しやすい体制づくりと市民の意向や意見・要望などの把握に努めています。
- 市ウェブサイト内に設けた「インターネット意見箱」で、市民からの意見を受け付け、市政運営に反映させています。
- まちづくり理念である「対話と協調」に基づき、広く市民の方々から地域における諸問題や市政に対する意見要望を聴取し、住民参加のまちづくりを進めるため、区・自治会長会との共催のもと市政懇談会を実施しています。また、市政懇談会は、商工会等とも実施し、市政に対する意見等を聴取しています。
- 行政情報の発信については、市広報紙をはじめ、市ウェブサイト、メール配信サービス、データ放送、防災行政無線、SNS や各種アプリなど、情報を届けるターゲットや内容に合わせて、効率・効果的な活用を考え、迅速かつ正確な情報を市民に提供できるよう努めています。



- 月 1 回各戸配布している広報紙は、市民の身近な広報媒体であるため、「見やすく・わかりやすい広報紙」を目標に、研修等を通じ、職員のスキル向上に努め、より親しみやすい魅力的な紙面づくりを進めています。
- 透明性の高い行政運営を目指し、市民に開かれた市政を推進するため、関係法令等に基づきながら、適正な情報公開制度の運用を図るとともに、個人情報漏洩やプライバシー侵害などを起こさないため、個人情報保護制度の適正な運用に努めています。

市民表彰

(単位：人)

	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
式典参加者	270	48	35	51	220	173
受賞者	15	11	15	11	10	11

※3月末実績

市政懇談会

(単位：人)

	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
参加人数	814	書面開催	書面開催	書面開催	459	260

※3月末実績

主な取組方針 (戦略) …総合戦略による取組方針

取組方針 1 協働のまちづくり

- 市民の意見を市政に反映できるよう、政策審議の場における市民参画の促進に努めるとともに、市民意識調査やパブリックコメントの実施など、市民ニーズの把握に努めます。
- インターネット意見箱など、住民の声を聞くための広聴活動の充実に努めます。

取組方針 2 広報活動の充実

- (戦略) ●行政情報をわかりやすく市民に発信するため、市広報紙、市ウェブサイト及び SNS を活用した広報の内容充実に取り組みます。
- 市民が関心を持ち、親しみやすく魅力ある広報紙の作成に向け、研修への参加による職員のスキル向上や、他市町村の広報紙や雑誌などの情報収集に取り組みます。
 - より効果的な広報活動を展開するためにどのような媒体で、どのように発信したら良いかを考え、「伝わる情報発信」の必要性や具体的手法について、全庁的に周知・共有し、情報発信の重要性の意識を高め、職員一人ひとりの広報力の向上に努めます。

取組方針 3 情報公開と個人情報保護

- 情報公開の推進と正しい制度の運用を図るため、職員の能力向上に取り組みます。
- 関係法令等に基づき、個人情報保護制度の適正な運用を図るため、個人情報の漏洩やプライバシー侵害を防ぎ、個人情報保護の徹底を図るための職員の育成と体制づくりに努めます。

行

将来を見据えた持続可能な行財政運営

評価指標	現状値 (令和 6 年度)	目標値 (令和 12 年度)
広報・広聴活動の推進に満足している市民の割合	54.0%	57.3%
情報公開の推進に満足している市民の割合	42.4%	45.6%
住民参加システムの形成に満足している市民の割合	39.4%	42.5%
岩出市公式ウェブサイト閲覧者数	496,686 人	571,000 人
岩出市 LINE 公式アカウント友だち登録数	2,480 件	5,000 件

行-2-1 効率・効果的な行政運営・DXの推進

本市の状況

- 市民目線での行財政運営を推進するため、「岩出市第5次行政改革大綱」を取組指針とし、市民サービスの向上と行財政コストの削減に努めながら、行政運営のスリム化・効率化に取り組むとともに、行政改革における実施効果を実らせるため、アウトカム（成果）型指標による取組目標やPDCAサイクルによる事業評価スタイルの推進に努めています。
- 民間企業での実施が可能で、行政サービスの向上が見込まれる事務事業に対し、官民連携のもと、民間委託や民営化など、民間活力の積極的な活用に取り組んでいます。
- 公共施設の指定管理については、安定した施設運営、効果的な管理体制、利用者の利便性向上の点から、「岩出市公の施設に係る指定管理者の指定手続きに関する条例」に基づき、指定管理者制度の継続活用と新施設への導入に取り組んでいます。
- 単独での対応が難しい行政課題等に対し、「地域間連携」による広域的な連携の仕組みを積極的に活用し、市民サービスの向上やスケールメリット等が期待できる効率・効果的な施策の検討・実施に取り組んでいます。
- 市民ニーズの多様化、事務権限の委譲、国の経済対策による緊急業務など、年々事務量が増加する中、行財政運営を着実に実施するため必要な執行体制について、将来の事務事業の精査や各部門別の職員数を考慮しながら、計画的な組織体制の見直しと専門資格者等の確保に取り組むなど、適正な職員配置と定員管理に努めています。
- 障害者雇用促進法に基づき、市役所における障害者雇用に努めるとともに、その障害特性や個性に応じて能力を有効に発揮できるような配置に努めています。
- 年間計画による職員研修、派遣等による人事交流、職場技能を高めるための資格取得など、市民ニーズの多様化が進む中、職員の質を高め、市民が満足できる行政サービスが提供できるよう、職員の資質向上と能力アップに取り組んでいます。



- 「DX推進計画」に基づき、業務効率化と市民サービスの向上に取り組んでいます。
- デジタル技術を活用した業務効率化と更なる行政サービスの向上を図るため、研修等を通じ、職員のデジタルスキル、業務改善スキルの向上に取り組んでいます。
- 多様化する市民ニーズへの対応や、市民の利便性の向上のため、行政手続きのオンライン化・簡素化等に取り組んでいます。令和7年7月から、公共施設をオンラインで予約できる「公共施設予約システム」の運用を開始しました。
- スマートフォン教室の開催等により、デジタル化に対応できる市民を増やすとともに、デジタル技術の活用に係る機会や必要な能力の差による情報格差（デジタルデバイド）の解消に努めています。
- 市ウェブサイトにおいて、市の保有情報のオープンデータ化を進め、市民や民間事業者等の利活用を促進しています。

主な取組方針 (戦略) …総合戦略による取組方針

取組方針 1 効率・効果的な行政運営

- 「岩出市行政改革大綱」に基づき、市民サービスの向上と行財政コストの削減に努め、行政運営のスリム化・効率化を目指します。
- 官民連携のもと、民間委託など、民間活力の積極的な活用を図るとともに、施設利用者の利便性や効果的な施設運営のもと、指定管理者制度の積極的な活用に取り組みます。

(戦略) ● 広域的な連携の仕組みを積極的に活用し、広域行政による効率・効果的な取組を進めます。

取組方針 2 定員管理の適正化

- 各部署における事務量の把握に努めながら、計画的な組織体制の見直しと専門資格者等の確保など、適正な職員配置に努めます。
- 職員研修や派遣等による人事交流、また、技能資格の取得など、市民が満足できる行政サービスが提供できるよう、職員の資質向上と能力アップに努めます。

取組方針 3 DXの推進

(戦略) ● デジタル技術を活用し、業務効率化を推進するとともに、行政手続きのオンライン化・簡素化、公金収納のキャッシュレス化等に取り組み市民サービスの向上に努めます。

(戦略) ● 各種研修等により、職員のデジタルスキル、業務改善スキルの向上に努めます。

(戦略) ● デジタル化に対応できる市民を増やすとともに、デジタルデバイドの解消に努めます。

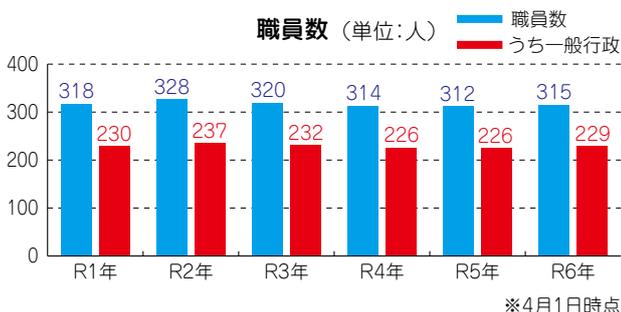
(戦略) ● 市の保有情報のオープンデータ化を進め、市民や民間事業者等の利活用を促進します。

行

将来を見据えた持続可能な行財政運営

評価指標	現状値 (令和 6 年度)	目標値 (令和 12 年度)
行政改革の推進に満足している市民の割合	25.5%	28.2%
広域行政の推進に満足している市民の割合	27.5%	30.0%
情報システムの充実・デジタル化の推進に満足している市民の割合	30.8%	33.5%
各種職員研修の受講率	94.0%	100%

関連する個別計画	計画期間
行政改革大綱	令和 8 年度～令和 12 年度
定員適正化計画	令和 8 年度～令和 12 年度
DX 推進計画	令和 8 年度～令和 12 年度



行-2-2 健全財政の堅持と適正な財政運営

本市の状況

- 財政運営の基礎となる「健全財政の堅持」を将来にわたり持続するため、歳入財源に見合う歳出予算を基本に、市職員のコスト削減意識の向上を図りながら、「経常経費の節減」と「自主財源の確保」に取り組んでいます。
- 少子高齢化の影響により、子育て支援や高齢者施策など、社会保障費の増加が進む中、公共下水道整備や公共施設の老朽化対策など、事業費の単年度に係る負担を避けるため、大型インフラ整備の平準化や基金などを活用し、中長期的視点のもと、将来を見据えた持続可能な財政運営に取り組んでいます。
- 中長期的な事業実施に備えて計画的に各基金への積立を行い、短期的な財政需要の急増に対応するとともに、後年度負担に注意した地方債の活用も視野に入れたバランスのとれた財政運営に取り組んでいます。
- 今後、少子高齢化による人口減少と労働人口の低下により、地方税収の減少が予想されます。
- 歳入の根幹となる市税は、安定した自主財源の確保と納期内納税者との公平性を図るため、滞納者に対し差押えや搜索、公売、また、キャッシュレス決済などの納税環境の充実など、あらゆる手法を駆使しながら、市税の徴収強化に取り組んでいます。
- 市税の歳入状況は、公平・公正な賦課・徴収体制のもと、現年度をベースとした徴収強化に早期着手することで、徴収率の増加推移をキープしています。また、滞納繰越についても徴収努力により、高水準の徴収率を保っています。



- 国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者保険料など、それぞれの事業において、持続可能な行政サービスを提供できるよう、適正な賦課と徴収強化による取組を進めながら、自主財源の確保に取り組んでいます。
- 財務規則及び法令等に基づく予算の執行並びに支払調書等の審査をするとともに、適正な事務処理と公金管理の健全化を図るため「岩出市公金管理適正化方針」、「岩出市公金管理マニュアル」に基づいた公金等取扱検査を実施し、職員の資質向上に努めています。
- 公共の用に供していない市有財産の有効活用を図るため、インターネット公売による動産及び不動産の売却など、新たな財源の確保に取り組んでいます。

経常収支比率（単位：%）



市税の歳入状況（決算）

（単位：百万円、%、件）

	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
収入額	6,039	6,096	6,080	6,226	6,372	6,201
徴収率	97.62	97.77	97.99	98.26	98.32	98.34
滞納処分件数	420	410	409	353	375	354

※年度末実績

主な取組方針

取組方針 1 財政健全化の推進

- 歳入財源に見合う歳出予算を基本に、「自主財源の確保」に努めながら、「経常経費の節減」と「義務的経費の抑制」に取り組めます。
- 職員のコスト削減意識を高め、継続した取組を進めることで、予算のスリム化に取り組めます。
- 公平公正な行政運営と市民サービスの向上を図るため、各会計における税及び使用料収入などの徴収強化に取り組めます。

取組方針 2 持続可能な財政運営

- 高齢化の影響により、社会保障費の増加が進む中、大型インフラ整備の平準化を図るなど、単年度での財政負担を避け、年次バランスの取れた財政運営を目指します。
- 今後、公共施設の老朽化などにより、多額の事業費となるインフラ整備等の増加が予想される中、短期的な財政需要の急増への対応や、将来の負担について十分に考慮し、基金への積立と地方債の活用のバランスのとれた財政運営に努めます。

取組方針 3 適正な公金管理

- 「岩出市公金管理適正化方針」や「岩出市公金管理マニュアル」に基づき、職員の公金に対する認識を深めるとともに、点検機能の強化と職員の資質向上に努めます。

行

将来を見据えた持続可能な行財政運営

評価指標	現状値（令和 6 年度）	目標値（令和 12 年度）
効率的な行財政運営の推進に満足している市民の割合	26.2%	28.5%
市税徴収率（国民健康保険税を除く）	98.34%	98.40%
経常収支比率	81.2%	87.5%

関連する個別計画	計画期間
行政改革大綱	令和 8 年度～令和 12 年度
公共施設等総合管理計画	平成 28 年度～令和 32 年度

資料編

各施設等の所在位置図等

主要幹線道路図

下水道計画図(汚水)

学校所在位置図

文化・スポーツ施設所在位置図

保育・子育て支援関係施設等所在位置図

用語解説

岩出市長期総合計画(後期基本計画)策定体制図

岩出市長期総合計画審議会条例

岩出市長期総合計画審議会委員名簿

岩出市長期総合計画策定本部設置要綱

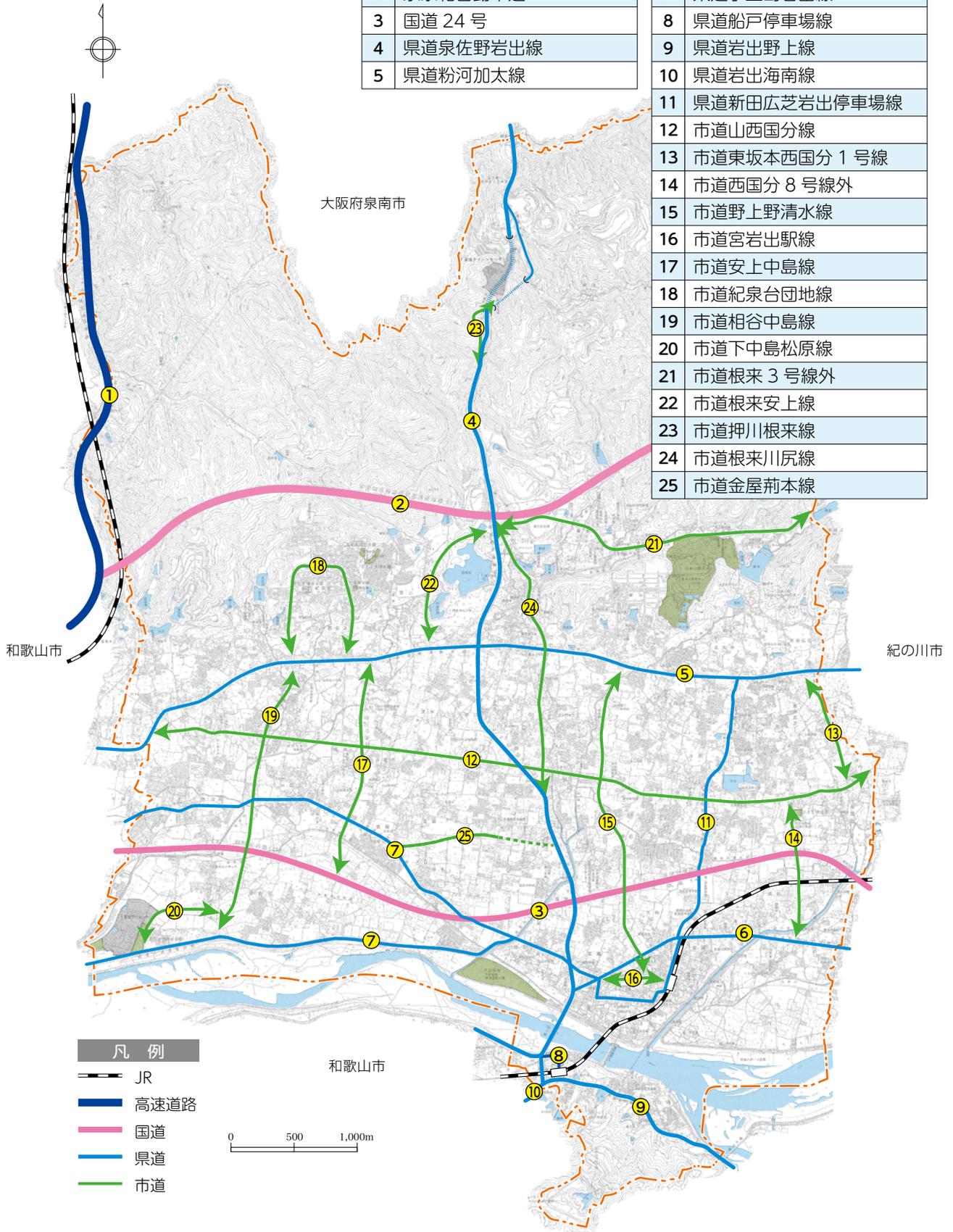
岩出市長期総合計画(後期基本計画)策定の経過

諮問・答申

■ 主要幹線道路図

(令和 8 年 3 月末時点)

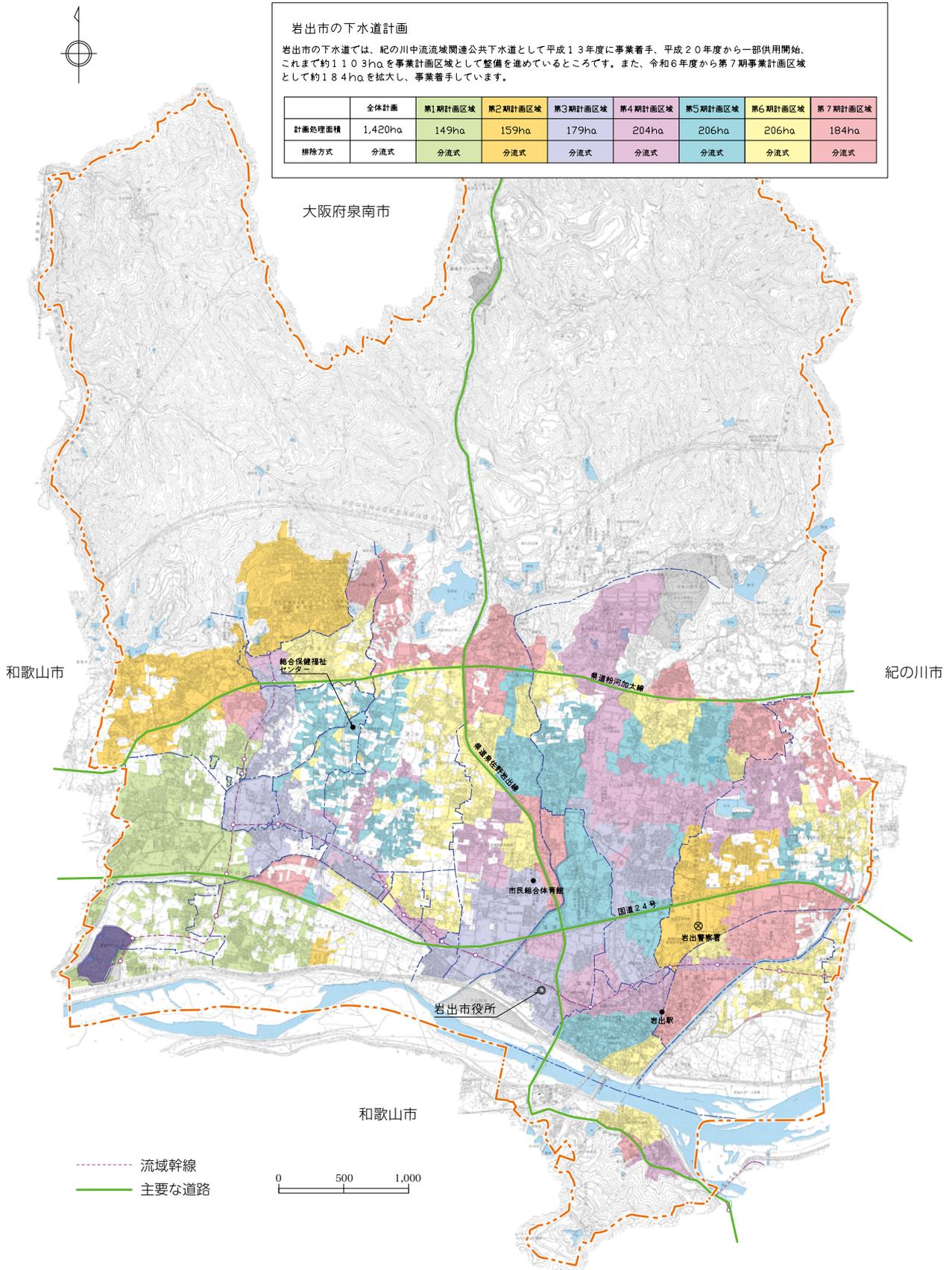
No.	名 称	No.	名 称
1	阪和自動車道	6	県道和歌山打田線
2	京奈和自動車道	7	県道小豆島岩出線
3	国道 24 号	8	県道船戸停車場線
4	県道泉佐野岩出線	9	県道岩出野上線
5	県道粉河加太線	10	県道岩出海南線
		11	県道新田広芝岩出停車場線
		12	市道山西国分線
		13	市道東坂本西国分 1 号線
		14	市道西国分 8 号線外
		15	市道野上野清水線
		16	市道宮岩出駅線
		17	市道安上中島線
		18	市道紀泉台団地線
		19	市道相谷中島線
		20	市道下中島松原線
		21	市道根来 3 号線外
		22	市道根来安上線
		23	市道押川根来線
		24	市道根来川尻線
		25	市道金屋荊本線



- 凡 例
- JR
 - 高速道路
 - 国道
 - 県道
 - 市道

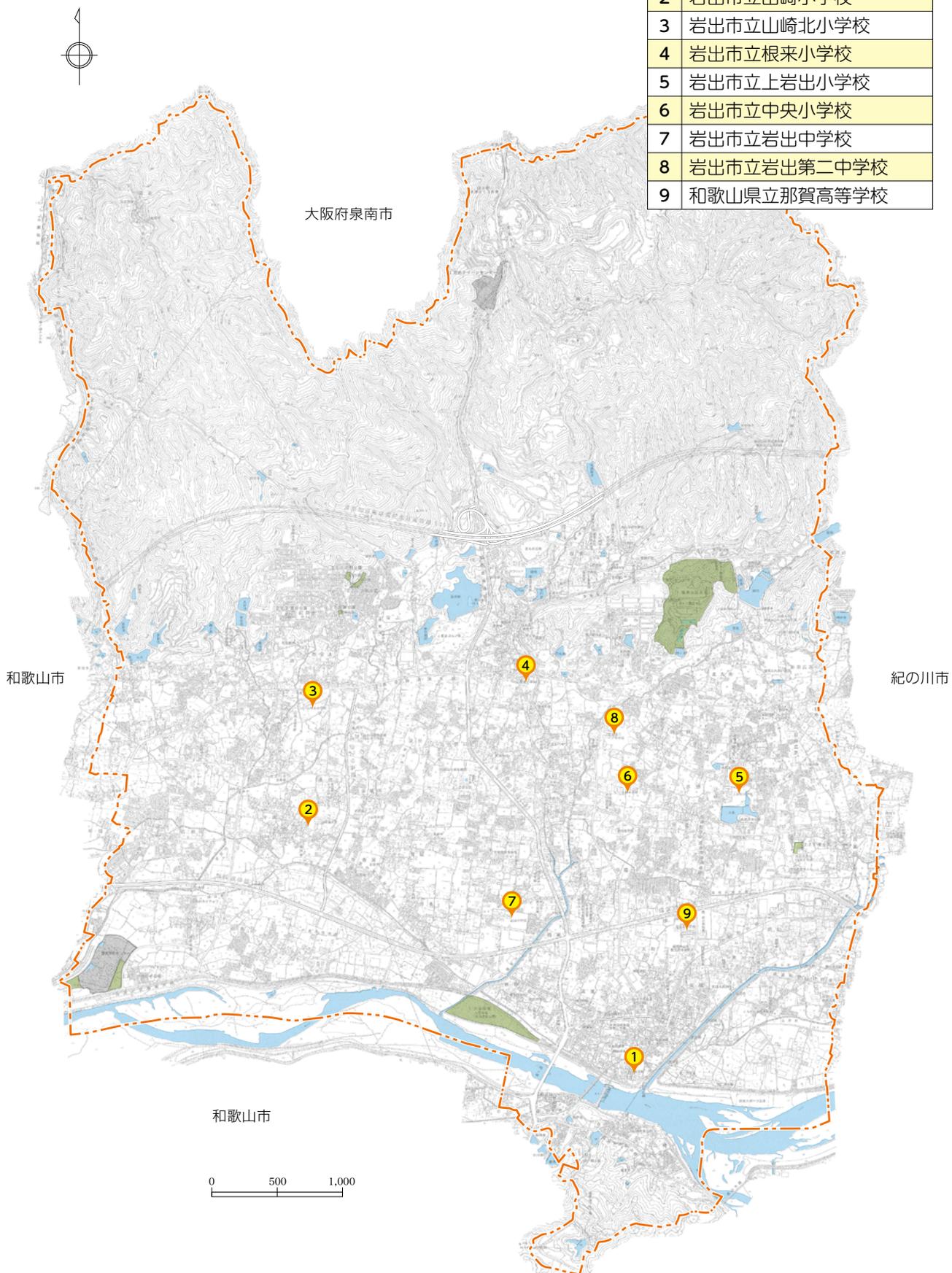
0 500 1,000m

■ 下水道計画図 (汚水)
(令和 8 年 3 月末時点)



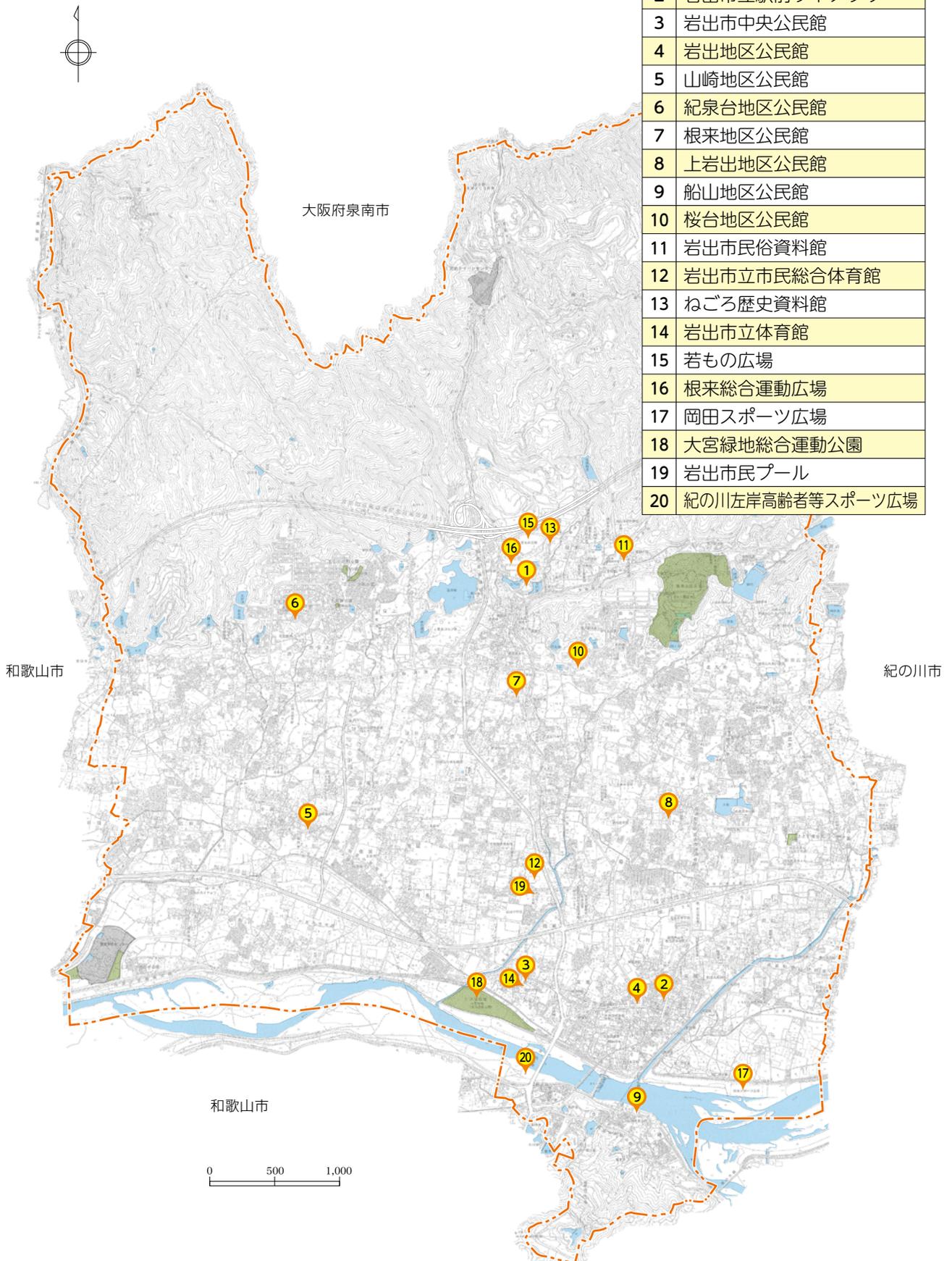
■ 学校所在位置図

No.	名 称
1	岩出市立岩出小学校
2	岩出市立山崎小学校
3	岩出市立山崎北小学校
4	岩出市立根来小学校
5	岩出市立上岩出小学校
6	岩出市立中央小学校
7	岩出市立岩出中学校
8	岩出市立岩出第二中学校
9	和歌山県立那賀高等学校



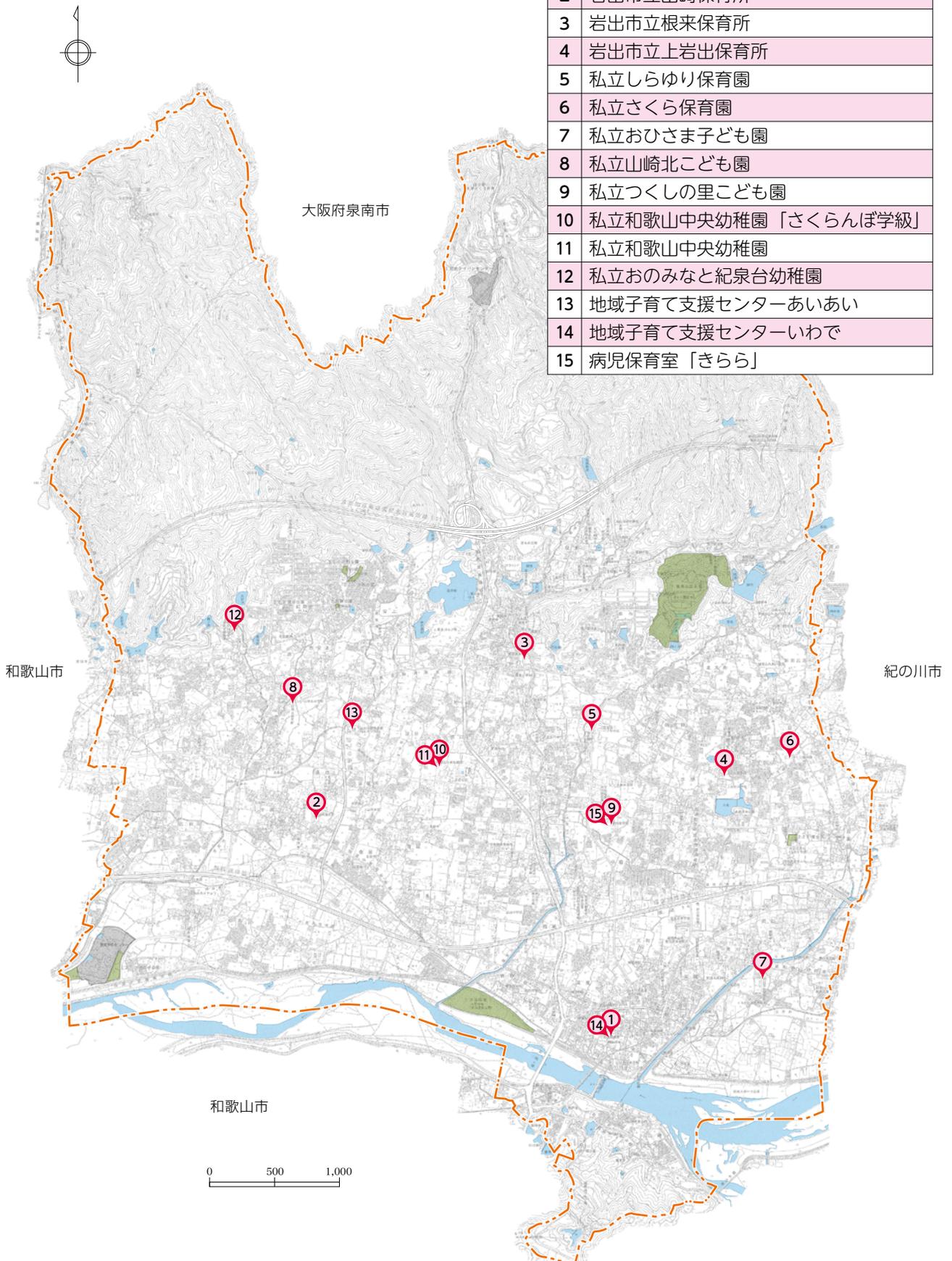
■文化・スポーツ施設所在位置図

No.	名 称
1	岩出市立岩出図書館
2	岩出市立駅前ライブラリー
3	岩出市中央公民館
4	岩出地区公民館
5	山崎地区公民館
6	紀泉台地区公民館
7	根来地区公民館
8	上岩出地区公民館
9	船山地区公民館
10	桜台地区公民館
11	岩出市民俗資料館
12	岩出市立市民総合体育館
13	ねごろ歴史資料館
14	岩出市立体育館
15	若もの広場
16	根来総合運動広場
17	岡田スポーツ広場
18	大宮緑地総合運動公園
19	岩出市民プール
20	紀の川左岸高齢者等スポーツ広場



■ 保育・子育て支援関係施設等所在位置図

No.	名 称
1	岩出市立岩出保育所
2	岩出市立山崎保育所
3	岩出市立根来保育所
4	岩出市立上岩出保育所
5	私立しらゆり保育園
6	私立さくら保育園
7	私立おひさま子ども園
8	私立山崎北こども園
9	私立つくしの里こども園
10	私立和歌山中央幼稚園「さくらんぼ学級」
11	私立和歌山中央幼稚園
12	私立おのみなと紀泉台幼稚園
13	地域子育て支援センターあいあい
14	地域子育て支援センターいわで
15	病児保育室「きらら」



あ

ICT (P53,54,55,77)

Information and Communication Technology の略称で、情報通信技術のこと。

アンコンシャス・バイアス (P67)

自分自身が気づいていないものの見方や捉え方のゆがみ・偏りのこと。「無意識の偏見」と呼ばれる。

空き家バンク (P24)

物件情報をウェブサイトなどで公開することで、空き家を「売りたい・貸したい人」と「買いたい・借りたい人」をマッチングする制度のこと。

一般会計 (P13,14,15)

地方公共団体の会計の中心をなすもので、行政運営の基本的な経費を網羅し、計上した会計のこと。

一般財源 (P13,14,15)

財源の用途が特定されず、どのような経費にも使用することのできる財源のこと。

医療的ケア児 (P74)

日常生活及び社会生活を営むために恒常的に医療的ケア（人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引その他の医療行為をいう。）を受けることが不可欠である児童のこと。

インセンティブ (P70)

特定の行動を促す報酬や動機づけのこと。

インフラ (P7,31,40,104,105)

インフラストラクチャー(infrastructure)の略で、ダム・道路・港湾・発電所・通信施設などの産業基盤や学校・病院・公園などの社会福祉・環境施設などの産業や生活の基盤として整備される施設のこと。

AI (P76,77)

Artificial Intelligence（人工知能）の略称で、学習・推論・判断といった人間の知能の機能を備えたコンピューターシステムのこと。

SNS (P38,46,56,57,64,92,100,101)

Social Networking Serviceの略で、登録された利用者同士が交流できるWebサイトの会員制サービスのこと。Facebook、X、Instagram、LINE、YouTubeなどのサービスがある。

SDGs (P4)

Sustainable Development Goalsの略で、平成27年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された国際目標。持続可能な世界を実現するための17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の誰一人として取り残さないことを誓っている。

温室効果ガス (P32,33)

大気中の二酸化炭素やメタンなど、太陽からの熱を地球に封じ込め、地表を暖める働きのあるガスのこと。

オープンデータ (P102,103)

行政や事業者などが保有する官民データのうち、営利目的を含め二次利用が可能なルールにより、機械判読に適し、無償で利用できる形で公開されたデータのこと。

か

学校支援ボランティア (P53)

保護者、地域の人材、企業・団体等が子どもたちの教育のために、学校の教育活動や環境整備などを支援するボランティアのこと。

関係人口 (P92,93,97)

移住した「定住人口」でもなく、観光に来た「交流人口」でもない、地域や地域の人々と多様に関わる人々のこと。

カーボンニュートラル (P32)

二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの「排出量」から、植林、森林管理などによる「吸収量」を差し引いて、合計を実質的にゼロにすること。

基金 (P16,104,105)

特定の目的のために財産を維持し、資金を積み立て又は定額の資金を運用するために設けられるもの。

行政改革 (P102,103)

行政機関において、業務の内容やその進め方、組織構成などを見直し、効率的な運営が行えるよう、また、それによって新たな財源を生み出せるように取り組むこと。

協働的な学び (P54)

探究的な学習や体験活動などを通じて、子供同士で、あるいは地域の方々をはじめ多様な他者と協働しながら、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、様々な社会的な変化を乗り越え、持続可能な社会の創り手となることのできるよう、必要な資質・能力を育成する教育方法のこと。

繰出金 (P14,16)

一般会計と特別会計又は特別会計相互間において支払われる経費のこと。

経常収支比率 (P17,104,105)

地方自治体の財政力の弾力性を示す指数で、地方税や地方交付税などの収入に対し、人件費や扶助費などの支出が占める割合のこと。

ゲートキーパー (P70,71)

自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応（悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る）を図ることができる人のこと。

KPI (P22)

Key Performance Indicator の略で、施策ごとの進捗状況を検証するために設定する定量的な指標のこと。

健全化判断比率 (P17)

地方公共団体の財政状況が健全な状態かを判断する指標で、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債比率、将来負担比率の4種類あり、法律で毎年度公表するよう義務付けられている。

公共用水域 (P30)

河川、湖沼、港湾、沿岸海域、灌漑用水路など、下水道を除く公共の目的のために利用される水域や水路のこと。

公債費 (P14,16,17)

借り入れた地方債の元利償還金等の返済に支払われる経費のこと。

交通弱者 (P28,29,44)

自動車を自ら運転することができない等、自家用の交通手段がないため公共交通に頼らざるを得ない人。または、交通事故の被害に会いやすい人のこと。

合理的配慮 (P74)

障害のある方々の人権が、障害のない方々と同じように保障されるとともに、教育や就業、その他社会生活において平等に参加できるよう、それぞれの障害特性や困りごとに合わせて行われる負担が重すぎない範囲で対応する配慮のこと。

国立社会保障・人口問題研究所 (P12)

人口・世帯数の将来推計や社会保障費に関する統計の作成・調査研究などを行う厚生労働省の政策研究機関のこと。

こどもまんなか社会 (P82)

常にこどもの目線に立って、国や社会がどうすればよいのかを考え行動することによって、すべてのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸せな生活を送ることができる社会のこと。

個別最適な学び (P54)

指導の個別化（柔軟な指導方法の提供）と学習の個性化（興味関心に応じた学習方法の選択）により、子供の成長やつまずき、悩みなどの理解に努め、きめ細かく指導・支援する教育方法のこと。

ごみの再資源化 (P35)

排出されたごみをそのまま、または何らかの処理を行い、原料や燃料等として使用すること。

コミュニティスクール (P52)

公立学校運営の仕組みとして導入された制度で、法律に基づく学校運営協議会を設置している学校を指し、学校の課題解決や教育目標の実現に向けて、学校や保護者、地域住民が情報共有し、一体となって子どもたちを育む「地域とともにある学校づくり」のために、連携・協働して取り組むシステム。



サイクルアンドバスライド (P28,29)

バス停付近に設置された駐輪場に自転車を止め、バスに乗り換えて通勤や通学など目的地に向かう方法のこと。

財政力指数 (P17)

地方公共団体の財政力を示す指数として用いられるもので、この指数が高いほど財源に余裕があるとされている。

三次救急医療 (P76)

二次救急医療まででは対応できない重篤な疾患に対する救急医療のこと。

JET プログラム (P66)

The Japan Exchange and Teaching Programme の略で、外国青年を招致して地方自治体等で任用し、外国語教育の充実と地域の国際交流の推進を図る事業のこと。

ジェネリック医薬品 (P76,77)

新薬の特許が切れた後に製造販売される薬のこと。新薬と同じ有効成分で作られ、効き目が新薬と同等であると国に承認されている。

事業系一般廃棄物 (P34)

事業活動に伴って発生した産業廃棄物以外のもので、一般的には生ごみ、リサイクルできない紙くずや剪定枝・枯葉類などのこと。

市債 (P14)

市が公共施設の整備などの建設事業を行うために必要な資金を国や金融機関など外部から調達する借入金で、その履行が一般会計年度を越えて行われるもののこと。

自主防災組織 (P38,39)

災害による被害を軽減するため初期対応活動を行う、地域ごとに自主的に結成された組織のこと。

自助・共助・公助 (P7,38,39,40)

防災対策・災害対応における自助・共助・公助について、「自助」とは自分の身は自分で守ること、「共助」とは地域や近隣の人などがお互いに協力し合うこと、「公助」とは国、県、市町村などの行政、消防機関による救助・救援等のこと。

実質赤字比率 (P17)

福祉・教育・まちづくり等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示すもの。

実質公債費比率 (P17)

借入金の返済額及びこれに準じる額の大きさを指標化し、資金繰りの程度を示すもの。

指定管理者制度 (P102,103)

公の施設の管理運営を、民間企業やNPO法人などに委ねる制度。民間事業者が施設の管理を委ねることで、民間事業者が持つノウハウを活用して、市民サービスを向上させるとともに、施設管理の効率化を推進することを目的としている。

社会福祉協議会 (P38,48,49,80,81)

地域福祉の推進を図ることを目的に、様々な福祉活動を推進する社会福祉法に基づいて設置された非営利の団体のこと。

消費生活相談 (P46,47)

商品・サービスなどの契約や販売方法に関する苦情や問い合わせ等、消費者からの相談のこと。

情報モラル (P56)

情報社会で自らの行動に責任を持ち、情報を正しく安全に利用するための基になる考え方と態度のこと。

将来負担比率 (P17)

地方公共団体の一般会計等の借入金や将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高を指標化し、将来財政を圧迫する可能性の度合いを示すもの。

初期救急医療 (P76)

入院の必要がなく帰宅可能な軽症患者に対して行う救急医療のこと。一次救急医療ともいう。

食育 (P55,70,84,85)

食に関する文化やバランスの取れた食生活・食習慣など、広い視野から食について教育すること。

食品ロス (P35)

食べられるのに捨てられてしまう食品のこと。

人口動態 (P9,10,14)

出生、死亡、転出入による人口の動きのこと。

スクールカウンセラー (P52)

学校現場において、児童・生徒、保護者、教職員の心の悩みに対して臨床心理に関する専門知識を生かしながら助言・援助を行う専門家のこと。

スクールソーシャルワーカー (P52)

教育の分野に加え、社会福祉に関する専門的な知識や技術を有し、問題を抱えた児童・生徒に対し置かれた環境への働きかけや関係機関等とのネットワークを構築して支援する社会福祉の専門家のこと。

生活習慣病 (P76)

特に食生活、運動習慣、休養、喫煙、飲酒などの習慣が、発病の進行に深く関与している病気で、脳卒中、がん、心臓病、糖尿病、高血圧、脂質異常症などのこと。

性的マイノリティ (P64)

性的指向や性自認、性表現、身体的性など性に関する少数者（マイノリティ）のこと。

成年後見制度 (P72,73,74,75,78)

認知症、知的障害、精神障害などにより、判断能力が十分でない人について、家庭裁判所に選ばれた成年後見人等が本人の意思決定を助け、生活や財産などの権利を守る制度のこと。

総合型地域スポーツクラブ (P62,63)

子どもから高齢者まで(多世代)、様々なスポーツを愛好する人々が(多種目)、初心者からトップレベルまで、それぞれの志向・レベルに合わせて参加できる(多志向)、という特徴を持ち、地域住民により自主的・主体的に運営されるスポーツクラブのこと。

た

待機児童 (P84,85)

保育所または学童保育施設に入所申請をしているにもかかわらず、入所できない状態にある児童のこと。

多文化共生 (P66,67)

国籍や民族などの異なる人々が、お互いの文化的な違いを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくこと。

男女共同参画社会 (P66)

男女が互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず個性を十分に発揮し、自らの意思で社会のあらゆる分野へ参画することができる社会のこと。

地域型保育 (P84)

小規模保育事業・家庭的保育事業・事業所内保育事業・居宅訪問型保育事業の総称で、保育ニーズの高い0～2歳児への対応を目的として設けられた小規模の保育事業のこと。

地域子育て支援センター (P82,83)

家庭にいる就学前児童とその保護者が、自由に遊んだり、育児相談等ができる場のこと。

地域包括ケアシステム (P78,79)

高齢者が可能な限り住み慣れた地域でその有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、高齢者それぞれに応じた、介護・予防・医療・生活支援等のサービスを一体的に提供する仕組みのこと。

地域見守り協力員 (P48,49,72)

和歌山県から委嘱された地域ごとの実情に応じた見守り活動を行うボランティアで、行政や福祉関係機関、民生委員・児童委員等と連携して、普段の生活で高齢者等への「さりげない見守り」や「声かけ」などを行う。

地球温暖化 (P32,33)

二酸化炭素などの温室効果ガスの蓄積という人為的な要因により、大気や海洋の温度が上昇し、地球全体の平均気温が上昇すること。

地方創生 (P22)

人口急減・超高齢化という日本が直面する大きな課題に対し、政府一体となって取り組み、各地域がそれぞれの特徴を活かした自律的で持続可能な社会を創生すること。

DX (P2,102,103)

Digital transformationの略で、デジタル技術を社会に浸透させて人々の生活をより良いものへと変革すること。

DV (P66,67)

Domestic Violenceの略で、配偶者や恋人など親密な関係にある人からの暴力のこと。

データヘルス計画 (P76)

医療費データや健診情報等のデータ分析に基づき、PDCAサイクルで効率的・効果的な保健事業を展開するための計画のこと。

投資的経費 (P15,16)

道路、橋梁、学校などの社会資本の整備に要する経費のこと。

特殊詐欺 (P46)

電話やハガキ(封書)等で被害者を信じ込ませ、指定した預貯金口座への送金その他の方法により、不特定多数の者から金銭等をだまし取る犯罪のこと。

特定健診 (P76,77)

生活習慣病の予防のために、医療保険者が40歳から74歳までの加入者を対象に、メタボリックシンドロームに着目して行っている健診のこと。

特定財源 (P13)

用途が自由な一般財源に対し、用途が特定されている財源のこと。国庫支出金、地方債、分担金、使用料、手数料、寄附金のうち用途が指定されているもの等である。

特定保健指導 (P76,77)

特定健診の結果から、生活習慣病の発症のリスクが高く、生活習慣の改善による予防効果が期待できる方に対して、生活習慣を見直す指導を行うこと。保健指導レベルに応じ、情報提供、動機付け支援、積極的支援の区分がある。

特別会計 (P13,14,16)

一般会計に対し、特定の歳入歳出を一般の歳入歳出と区別して別個に処理するための会計のこと。特定の事業や資金の運用の状況を明確化するのが目的。

都市公園 (P25)

都市公園法に基づき、国、都道府県、市区町村が設置している公園のこと。

な

南海トラフ地震 (P17)

駿河湾から日向灘沖にかけてのプレート境界を震源域として概ね 100～150 年間隔で繰り返し発生してきた大規模地震のこと。前回から約 80 年経過しており、次の地震発生の切迫性が高まってきている。

二次救急医療 (P76)

入院が必要とされる患者に対する救急医療のこと。

認知症 (P72,78,79)

脳血管障害やアルツハイマー病等による脳萎縮などにより、認知機能が低下し、生活するうえで支障が出ている状態のこと。

認知症カフェ (P78,79)

認知症の人や地域住民、介護・福祉・医療の専門家など誰もが身近な場所で集い、交流できる場のこと。

認知症サポーター (P78,79)

認知症サポーター養成講座を受講し、認知症に対する正しい知識と理解を持ち、地域で認知症の人やその家族に対してできる範囲で手助けをする人のこと。

認定こども園 (P84)

就学前の子どもに対する教育及び保育を一体的に提供する機能と、地域における子育て支援を行う機能の役割を併せ持つ都道府県に認定された施設のこと。

認定農業者 (P89)

農業経営基盤強化促進基本構想に示された農業経営の目標に向けて、自らの創意工夫に基づき、経営の改善を進めようとする計画を市町村等から認定を受けた農業者のこと。

は

パブリックコメント (P2,100,101)

行政が政策や計画などを立案する際に、市民の方からの意見を求める機会を設け、その内容を政策等に反映させる制度のこと。

バリアフリー (P74,75)

高齢者・障害のある人等が社会生活をしていくうえで障壁（バリア）となるものを除去（フリー）すること。物理的、社会的、制度的、心理的な障壁、情報面での障壁などすべての障壁を除去する考え方のこと。

PDCA (P2,3,76,102)

事業活動における管理業務を円滑に進める手法の一つ。Plan（計画）⇒ Do（実行）⇒ Check（評価）⇒ Action（改善）の 4 段階を繰り返すことによって業務を継続的に改善するサイクルのこと。

避難行動要支援者 (P38,39)

高齢者や障害のある人など災害時自力で避難することが困難な方のこと。

病児保育 (P84,85)

子どもが病気や病気の回復期にあるときに、保護者が仕事や病気等により自宅で看病できない場合、専門施設において一時的に預かるサービスのこと。

ファミリー・サポート・センター (P82,83)

地域において、育児の援助を受けたい方と援助を行いたい方が会員となり、育児について助け合う会員組織のこと。

福祉タクシー券 (P74,75)

重度の障害がある方の社会参加による行動範囲の拡大を図るため、タクシー乗車料金のうち基本料金を助成する券を交付する事業のこと。

扶助費 (P14,15,16,80)

生活保護、児童・老人・障害者福祉などの各種法令に基づき対象者を支援するための経費のこと。

普通会計 (P15,16)

財政比較や統一的な掌握を行うために、地方財政統計上統一的に用いられる会計のこと。一般会計と特別会計のうち公営事業会計以外の会計を統合して一つの会計としてまとめたもの。

フレイル (P78,79)

年を取って心身の活力が低下した状態のことで、「虚弱」を意味する英語 [frailty] を語源として作られた言葉。多くの人が健康な状態からフレイルの段階を経て要介護状態に陥ると考えられている。

放課後子ども教室 (P60)

すべての児童を対象として、安全・安心な子どもの居場所を設け、地域の方々の参画を得て、学習やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動等の取組を推進する事業のこと。

放課後児童クラブ (P84,85)

保護者が労働等により昼間家庭にいない児童に対し、授業の終了後から保護者が迎えに来るまでの間、適切な遊びや生活の場を提供し、児童の健全な育成を図る事業のこと。

防災・減災 (P17,38,40,41)

防災は災害時に被害を出さないようにすること、減災は被害の発生を想定したうえで、発生し得る被害を最小化すること。

ま

マンホールトイレ (P40,41)

下水道管路にあるマンホールの上に簡易な便座やパネルを設け、災害時において迅速にトイレ機能を確保するもの。

民生委員・児童委員 (P38,46,47,48,49,72,80,81)

民生委員は、厚生労働大臣から委嘱され、住民の立場で相談、支援を行うことで社会福祉の増進に努める委員で「児童委員」を兼ねる。児童委員は、子ども達を見守り、子育てや妊娠中の不安、心配ごとなどの相談、支援を行う。

や

ヤングケアラー (P82,83)

本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている子ども・若者のこと。

有収率 (P30,31)

供給した配水量に対する料金徴収の対象となった水量の割合のこと。

要支援・要介護 (P79)

要支援とは、介護は必要ではないものの、日常生活に支援の必要がある状態。要介護とは、日常生活における基本的な動作について、一部または常時介護を要する状態のこと。

要保護児童対策地域協議会 (P82,83)

虐待を受けた子どもを始めとする要保護児童等に関する情報の交換や支援を行うために協議を行う場のこと。

4R (P34)

Refuse「リフューズ」、Reduce「リデュース」、Reuse「リユース」、Recycle「リサイクル」の総称。リフューズはごみとなるものの受け取りを断ること、リデュースはごみそのものを減らすこと、リユースは何回も繰り返し使うこと、リサイクルは分別して再び資源として利用すること。

ら

リスクリング (P60)

新しい職業に就くため、あるいは今の職業で必要な能力・技術の大幅な変化に適応するために、新たな能力・技術を獲得すること。

レセプト (P76,77)

患者が受けた診療について、医療機関が診療報酬支払機関に請求するために提出する診療報酬明細書のこと。

連結実質赤字比率 (P17)

すべての会計の赤字と黒字を合算し、地方公共団体全体としての赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体の財政運営の悪化度合いを示すもの。

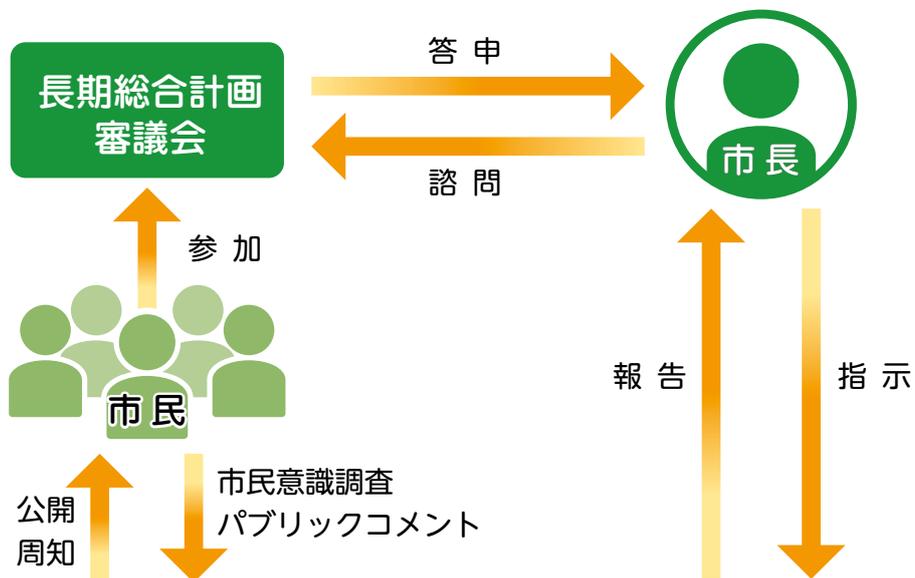
ロードサイドショップ (P18,90)

幹線道路等の交通量の多い道路の沿線において、自動車でのアクセスが主たる集客方法である店舗のこと。

ローリング方式 (P3)

毎年度、環境の変化に応じて事業計画の見直しや部分的な修正を行う手法で、計画と現実が大きくずれることを防ぐことができる。

岩出市長期総合計画（後期基本計画）策定体制図



岩出市長期総合計画策定本部

本 部 会	本部長	市長
	副本部長	副市長、教育長
	本部員	総務部長、生活福祉部長、事業部長、教育部長、 上下水道局長、会計管理者、理事

報告 ↑ ↓ 指示

推 進 部 会	総務部会	総務課長、危機管理室長、情報推進室長、財務課長、 税務課長、市民課長、消費生活センター長、出納室長
	生活福祉部会	社会福祉課長、保険介護課長、地域包括支援センター長、 子ども家庭課長、こども家庭センター長、生活環境課長
	事業部会	土木課長、都市計画課長、産業振興課長
	上下水道部会	上下水道業務課長、上水道工務課長、下水道工務課長
	教育部会	教育総務課長、生涯学習課長、岩出図書館次長
事 務 局	市長公室	

岩出市長期総合計画審議会条例

平成 11 年 10 月 7 日

条例第 16 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、岩出市長期総合計画審議会の設置、組織及び運営に関する事項を定めるものとする。

(設置)

第 2 条 市長の諮問に応じ、岩出市長期総合計画の策定について調査及び審議を行うため、岩出市長期総合計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(組織)

第 3 条 審議会は、委員 30 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱又は任命する。

- (1) 市議会の議員
- (2) 学識経験を有する者
- (3) 各種団体の代表者

(会長及び副会長)

第 4 条 審議会に会長及び副会長各 1 人を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員のうちから互選する。
- 3 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(委員の任期)

第 5 条 委員の任期は、当該諮問に係る調査及び審議が終了するまでとする。

(会議)

第 6 条 審議会は、会長が招集する。

- 2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席)

第 7 条 会長が必要と認めるときは、委員以外の関係市職員及び知識経験者を会議に出席させ、説明又は意見を求めることができる。

(庶務)

第 8 条 審議会の庶務は、市長公室において処理する。

(委任)

第 9 条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営その他必要な事項は、市長が別に定める。

岩出市長期総合計画審議会委員名簿

(敬省略・順不同)

	氏 名	役 職 名
1号	田中 宏幸	岩出市議会議員
	田畑 正昭	岩出市議会議員
2号	北村 元成	和歌山大学観光学部教授
	◎ 中迫 昇	近畿大学生物理工学部地域交流センター長
3号	磯川健太郎	西日本旅客鉄道株式会社和歌山支社副支社長
	岩西 俊治	岩出市都市計画審議会委員
	岩西 壯行	岩出市区自治会長会岩出地区会長
	上田 榮子	岩出市身体障害者連盟会長
	大河内達之	株式会社テレビ和歌山報道部長
	小川 昌子	岩出市女性会議会長
	岸谷 忠彦	岩出市農業委員会会長
	北田 信幸	岩出市観光協会会長
	小林 和男	公募委員
	佐伯 繁樹	岩出市社会福祉協議会会長
	田中 賢	那賀医師会理事
	田宮 康臣	岩出市人権啓発推進委員会会長
	柘植 義信	株式会社和歌山放送エグゼクティブマネージャー
	寺田 信一	岩出市スポーツ協会理事長
	寺本 亮	岩出市小中学校長会会長
	殿崎 和美	岩出市老人クラブ連合会会長
	中井 一善	岩出市生活環境連絡協議会会長
	中井 美香	公募委員
	中井 亮吉	株式会社紀陽銀行岩出支店長
	中山 裕之	和歌山県農業協同組合紀の里地域本部地域本部長
	西川あけみ	岩出市民生・児童委員協議会副会長
	○ 林 定男	岩出市商工会会長
村山 嘉伸	岩出市消防団団長	
森川 圭治	和歌山バス那賀株式会社常務取締役支配人	
山田幸太郎	那賀振興局長	
山本 龍一	日本労働組合総連合会和歌山県連合会会長	

◎会長 ○副会長

岩出市長期総合計画策定本部設置要綱

平成 18 年 4 月 1 日

訓令第 23 号

(趣旨)

第 1 条 この訓令は、岩出市長期総合計画（以下「総合計画」という。）を策定するため、設置する組織について必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第 2 条 総合計画を策定するため、岩出市長期総合計画策定本部（以下「本部」という。）を置く。

(組織)

第 3 条 本部は、別表第 1 に掲げる職にある者をもって組織する。

2 本部に、次の役員を置く。

(1) 本部長 1 人

(2) 副本部長 2 人

3 本部長は、市長をもって充て、本部を総括する。

4 副本部長は、副市長及び教育長をもって充て、本部長を補佐し、本部長に事故があるとき、又は欠けたときは、本部長のあらかじめ指定する副本部長がその職務を代理する。

(所掌事務)

第 4 条 本部の所掌事務は、次のとおりとする。

(1) 総合計画案の調査、審議及び決定に関すること。

(2) 総合計画の策定について特に必要と認めること。

(会議)

第 5 条 本部の会議は、本部長が必要に応じて招集し、これを主宰する。

(推進部会)

第 6 条 本部の運営を円滑かつ効率的に行うための組織（以下「推進部会」という。）を置く。

2 推進部会は、総務部会、生活福祉部会、事業部会、上下水道部会及び教育部会とし、別表第 2 に掲げる職にある者をもって組織する。

3 推進部会に部会長を置くこととし、総務部長、生活福祉部長、事業部長、上下水道局長及び教育部長をもって充て、それぞれの推進部会を総括する。

(推進部会の任務)

第 7 条 推進部会は、本部の指示により、次に掲げる事項を処理する。

(1) 総合計画策定の基礎となる資料の収集、調査及び研究に関すること。

(2) その他総合計画に関すること。

(庶務)

第 8 条 本部及び推進部会の庶務は、市長公室において処理する。

(補則)

第 9 条 この訓令に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は、その都度本部長が定める。

別表第 1（第 3 条関係）略

別表第 2（第 6 条関係）略

岩出市長期総合計画（後期基本計画）策定の経過

年	月 日	内 容
令和6年	5月1日	第1回策定本部会（策定方針の説明）
	5月	推進部会（策定方針の説明）
	6月～8月	まちづくり子どもアンケートを実施
	7月30日～8月30日	まちづくりアンケート、定住移住に関するアンケートを実施
	8月	推進部会（後期基本計画策定に伴うワーキング）
	11月	推進部会（後期基本計画策定に伴うワーキング）
令和7年	2月	推進部会（後期基本計画策定に伴うワーキング）
	4月1日	第2回策定本部会（審議会の委員選定、前期計画の検証、アンケート調査結果、後期基本計画体系骨子案、総合戦略体系骨子案）
	5月	推進部会（後期基本計画策定に伴うワーキング）
	7月3日	第1回審議会（審議会委員の委嘱、会長・副会長の選任、諮問、策定方針・基本構想の説明、前期計画の検証、アンケート調査結果の報告、後期基本計画体系骨子案、総合戦略体系骨子案の審議）
	8月	推進部会（後期基本計画策定に伴うワーキング）
	9月12日	第2回審議会（後期基本計画素案第1～3章の審議）
	10月24日	第3回審議会（後期基本計画素案第4、5章、将来を見据えた持続可能な行財政運営の審議）
	11月4日	第3回策定本部会（後期基本計画案の検討）
	11月	推進部会（後期基本計画策定に伴うワーキング）
	11月27日	第4回審議会（後期基本計画案について）
	12月3日～1月7日	後期基本計画（案）に対するパブリックコメント
令和8年	1月26日	第5回審議会（後期基本計画答申案の審議）
	1月29日	審議会から第3次岩出市長期総合計画（後期基本計画）の策定について（答申）
	2月2日	第4回策定本部会（パブリックコメントの報告、答申の報告）

岩公室第 132 号
令和 7 年 7 月 3 日

岩出市長期総合計画審議会会長 様

岩出市長 中 芝 正 幸

第 3 次岩出市長期総合計画（後期基本計画・総合戦略）の策定について（諮問）

第 3 次岩出市長期総合計画（後期基本計画・総合戦略）の策定に当たり、岩出市長期総合計画策定条例（平成 31 年岩出市条例第 1 号）第 4 条の規定に基づき、貴審議会の意見を求めます。

令和 8 年 1 月 29 日

岩出市長 中 芝 正 幸 様

岩出市長期総合計画審議会
会長 中 迫 昇

第 3 次岩出市長期総合計画（後期基本計画・総合戦略）の策定について（答申）

令和 7 年 7 月 3 日付け岩公室第 132 号で諮問のあった標記のことについて、本審議会において慎重に審議を重ねた結果、別冊のとおり結論を得ましたので、下記のとおり意見を付して答申いたします。

記

【まちづくりの基本目標等展開方針】

5 つのまちづくりの基本目標は、各分野における基本的な方針を示したものであり、市の将来像である『活力あふれるまち ふれあいのまち』の実現に向けては、実施計画に定める施策や事業の着実な推進が重要となることから、次の点について留意されるよう要望いたします。

- (1) 人口減少に転じている中で、住みたいまち、住み続けたいと思える魅力的なまちを目指した施策の展開を図り、人口減少の抑制につなげていただきたい。
- (2) 本計画を実効性のあるものとするため、実施計画に定める施策を PDCA サイクルにより点検し、迅速かつ適切に見直しを行う等、着実な進行管理に努められたい。
- (3) 実施する各事業について広く周知するとともに、必要な情報が必要な人へ行き渡るよう情報発信の充実に努められたい。
- (4) 市民サービスの向上や行政事務の改善に向けて、デジタル技術を活用した効率的かつ効果的な事業実施に努められたい。
- (5) 持続可能な行財政運営に向けて、今後も国や県等の支援策を積極的に活用するなど、国・県の動向を注視しながら事業を進められたい。



市章の由来

岩出の岩を図案化したもので、円形は岩出市民の「和」と「団結」を、両翼はまちの飛躍を表しています

岩出市市民憲章

私たちは 緑の山と紀の川の清流に
育まれた岩出市の市民であることに
誇りをもち 平和を重んじ豊かなまちを
つくるためにこの憲章を定めます

- 一、自然を大切にきれいなまちをつくりましょう
- 一、人を愛し助けあう笑顔のまちをつくりましょう
- 一、健やかで生きがいをもつ市民になりましょう
- 一、教養を高め歴史と文化を愛する市民になりましょう
- 一、産業を育成し活力あふれるまちづくりに努めましょう



【市の花】 さくら



【市の木】 うばめがし



【市の鳥】 うぐいす

第3次岩出市長期総合計画 後期基本計画

令和8年3月

発行 岩出市

編集 岩出市 市長公室

〒649-6292 岩出市西野209番地

TEL 0736(62)2141

FAX 0736(63)0075

ウェブサイト <https://www.city.iwade.lg.jp/>

電子メール koushitsu@city.iwade.lg.jp



第3次岩出市長期総合計画 後期基本計画

岩出市 市長公室

〒649-6292 和歌山県岩出市西野209番地
TEL.0736-62-2141 FAX. 0736-63-0075
<https://www.city.iwade.lg.jp/>



岩出市イメージキャラクター
そうへいちゃん